調達価格等に関する報告

令和４年４月

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和４年４月８日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条の２第６項、第２条の３第９項、第３条第１０項、第４条第４項、第５条第９項において準用する同条第８項、第１５条の６第７項及び第１５条の７第４項において準用する第２条の３第９項の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

調達価格等に関する報告

令和４年４月

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条の２第１項に規定する交付対象区分等について、経済産業大臣が定めるときは、同条第４項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている（※）。また、経済産業大臣が交付対象区分等を定めたときは、同条第５項の規定に基づき、遅滞なく、これを告示し、同条第６項の規定に基づき、告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第２条の３第１項に規定する基準価格及び交付期間（以下「基準価格等」という。）について、経済産業大臣が定めるときは、同条第７項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている（※）。また、経済産業大臣が基準価格等を定めたときは、同条第８項の規定に基づき、遅滞なく、これを告示し、同条第９項の規定に基づき、告示後速やかに、当該告示に係る基準価格等並びに当該基準価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第３条第１項に規定する特定調達対象区分等又は同条第２項に規定する調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）について、経済産業大臣が定めるときは、同条第８項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている（※）。また、経済産業大臣が特定調達対象区分等又は調達価格等を定めたときは、同条第９項の規定に基づき、遅滞なく、これを告示し、同条第１０項の規定に基づき、告示後速やかに、当該告示に係る特定調達対象区分等又は調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第４条第１項に規定する入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等について、経済産業大臣が指定をするときは、同条第２項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている。また、経済産業大臣が同条第１項の規定による指定をしたときは、同条第３項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を告示し、同条第４項の規定に基づき、告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第５条第１項に規定する交付対象区分等における入札の実施に関する指針又は同条第３項に規定する特定調達対象区分等における入札の実施に関する

指針（以下「入札実施指針」と総称する。）について、経済産業大臣が変更しようとするときは、同条第９項において準用する同条第６項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている。また、経済産業大臣が入札実施指針を変更したときは、同条第９項において準用する同条第７項の規定に基づき、遅滞なく、これを公表し、同条第９項において準用する同条第８項の規定に基づき、公表後速やかに、入札実施指針（入札に基づく基準価格及び調達価格の額の決定の方法並びに入札に付する交付対象区分等及び特定調達対象区分等に係る交付期間及び調達期間に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第１５条の６第１項に規定する積立対象区分等について、経済産業大臣が指定したときは、同条第６項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を告示し、同条第７項の規定に基づき、告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならないこととされている。

同法第１５条の７第１項に規定する解体等積立基準額について、経済産業大臣が定めるときは、同条第４項において準用する同法第２条の３第７項の規定に基づき、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴き、尊重することとされている（※）。また、経済産業大臣が解体等積立基準額を定めたときは、同法第１５条の７第４項において準用する同法第２条の３第８項の規定に基づき、遅滞なく、これを告示し、同法第１５条の７第４項において準用する同条第９項の規定に基づき、告示後速やかに、当該告示に係る解体等積立基準額等並びに当該解体等積立基準額の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならないこととされている。

今般、経済産業大臣が、同法第２条の２第１項、第２条の３第１項、第３条第１項及び第２項、第４条第１項、第５条第９項、第１５条の６第１項並びに第１５条の７第２項の規定に基づき、交付対象区分等、基準価格等、特定調達対象区分等、調達価格等及び解体等積立基準額を定め、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等並びに積立対象区分等を指定し、並びに入札実施指針を変更し、同法第２条の２第５項、第２条の３第８項、第３条第９項、第４条第３項、第５条第９項において準用する同条第７項、第１５条の６第６項及び第１５条の７第４項において準用する第２条３第８項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣が定めた交付対象区分等、基準価格等、特定調達対象区分等、調達価格等及び解体等積立基準額並びに経済産業大臣が入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等並びに積立対象区分等を指定した旨を告示し、並びに入札実施指針を公表した。

本報告は、当該告示及び公表を踏まえ、同法第２条の２第６項及び第３条第１０項の規定に基づき、経済産業大臣が交付対象区分等及び特定調達対象区分等を定めた旨（「令和４年３月３１日経済産業省告示第６９号」及び「令和４年３月３１日経済産業省告示第７０号」）を、同法第２条の３第９項、第３条第１０項及び第１５条の７第４項において準用する第２条の３第９項の規定に基づき、同法第２条の３第８項、第３条第９項及び第１５条の７第４項において準用する第２条の３第８項の規定に基づく告示に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額（「令和３年６月３０日経済産業省告示第１３３号」及び「令和４年３月３１日経済産業省告示第６６号」）並びに当該基準価格等、当該調達価格等及び当該解体積立基準額等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法（調達価格等算定委員会「令和４年度以降の調達価格等に関する意見」）を、同法第４条第４項及び第１５条の６第７項の規定に基づき、経済産業大臣が入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等並びに積立対象区分等を指定した旨（「令和４年４月５日経済産業省告示第９３号」、「令和３年６月３０日経済産業省告示第１３４号」及び「令和４年３月３１日経済産業省告示第７１号」）を、同法第５条第９項において準用する同条第８項の規定に基づき、変更（入札に基づく基準価格等及び調達価格の額の決定の方法並びに入札に付する交付対象区分等及び特定調達対象区分等に係る交付期間及び調達期間に係る部分を含む。）後の入札実施指針（「令和４年４月５日経済産業省告示第９４号」）を国会に報告するものである。

※経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条の２第１項に規定する交付対象区分等、同法第２条の３第１項に規定する基準価格等、第３条第１項の規定する特定調達対象区分等、同条第２項に規定する調達価格等、第１５条の６第１項に規定する積立対象区分等及び第１５条の７第１項に規定する解体等積立基準額を定めるため、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行日前においても、調達価格等算定委員会の意見を聴くことができるとされている。

令和４年度以降の調達価格等に関する意見

令和４年２月４日（金）

調達価格等算定委員会

目次

Ⅰ．はじめに 3
Ⅱ.今年度の検討の視点 5
Ⅲ.分野別事項 6
1. 太陽光発電 6
(1) 太陽光発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等 8
(2) 事業用太陽光発電のコスト動向 10
(3) 事業用太陽光発電の 2023 年度の調達価格・基準価格（入札対象外） 17
(4) 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）の 2022 年度の地域活用要件 19
(5) 事業用太陽光発電の 2023 年度の廃棄等費用の取扱い 20
(6) 住宅用太陽光発電の 2023 年度の調達価格 21
(7) 住宅用太陽光発電（地上設置）の取扱い 25
2. 風力発電 27
(1) 陸上風力発電の 2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象等 31
(2) 陸上風力発電の地域活用要件 32
(3) 陸上風力発電のコスト動向 32
(4) 陸上風力発電（新設）の 2024 年度の入札上限価格 38
(5) 陸上風力発電（新設）の 2024 年度の入札対象外の調達価格・基準価格 39
(6) 陸上風力発電（リプレース）の 2022 年度の調達価格・基準価格 40
(7) 洋上風力発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等 40
(8) 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の 2023 年度の取扱い 41
(9) 浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の 2024 年度の調達価格・基準価格 42
3. 地熱発電 43
(1) 地熱発電のコスト動向 44
(2) 地熱発電の 2024 年度に FIP 制度のみ認められる対象等 47
(3) 地熱発電の地域活用要件 47
(4) 地熱発電の 2024 年度の調達価格・基準価格 48
4. 中小水力発電 50
(1) 中小水力発電のコスト動向 52
(2) 中小水力発電の 2024 年度に FIP 制度のみ認められる対象 58
(3) 中小水力発電の地域活用要件 59
(4) 中小水力発電の 2023 年度以降の調達価格・基準価格 59
5. バイオマス発電 63
(1) バイオマス発電の 2022 年度の取扱い（新規燃料の取扱い等） 65
(2) バイオマス発電のコスト動向 67

(3) バイオマス発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等 75
(4) バイオマス発電の地域活用要件 76
(5) バイオマス発電の 2023 年度の調達価格・基準価格 76
Ⅳ. 入札制度 78
1. 太陽光発電 78
(1) 太陽光入札の 2022 年度の上限価格の事前公表・非公表 78
(2) 太陽光入札の 2022 年度の対象範囲 78
(3) 太陽光入札の 2022 年度の入札実施回数及び募集容量 79
(4) 太陽光入札の 2022 年度の上限価格 81
(5) FIP 入札に係る事項 82
2. 陸上風力発電 83
(1) 陸上風力入札の 2022 年度の対象範囲 83
(2) 陸上風力入札の 2022 年度の募集容量及び入札実施回数 83
3. バイオマス発電 85
(1) バイオマス入札の 2022 年度の対象範囲 85
(2) バイオマス入札の 2022 年度の上限価格の事前公表・非公表 85
(3) バイオマス入札の 2022 年度の募集容量 85
4. 入札実施スケジュール、その他の入札に係る制度見直し 86
(1) 2022 年度の入札実施スケジュール 86
(2) 地域公共案件の取扱い 86
(3) 電源接続案件一括検討プロセスに係る対応 88
Ⅴ. 調達価格等に関する結論 89

Ⅰ．はじめに

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、2030 年度の野心的な温室効果ガス削減目標をふまえた野心的な水準として、合計 3,360～3,530 億 kWh 程度の導入、電源構成では 36～38%程度を目指すこと[1]が掲げられている。こうした目標の実現に向けては、エネルギー政策の原則である S＋3E を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促す方針が掲げられている。この方針に向けて、具体的には、地域と共生する形での適地確保や事業実施、コスト低減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを着実に進めていくことが重要である。

こうした中で、我が国の再生可能エネルギーの発電コストについては、着実に低減が進んできているものの、国際水準と比較すると依然高い状況にある。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、再生可能エネルギー賦課金は 2021 年度において既に 2.7 兆円に達すると想定されている。このため、再生可能エネルギーのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していくことが求められている。また、再生可能エネルギーの自立化に向けたステップとして、再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めていくことも重要である。

また、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者が参入した結果、景観や環境への影響、将来の廃棄、安全面、防災面等に対する地域の懸念も高まっている。このため、再生可能エネルギーが長期にわたり、安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域と共生可能な形での事業実施を促すことも重要である。

今年度の調達価格等算定委員会では、こうした点もふまえて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を進めていくとの方針に留意しつつ、検討を行った。

再エネ特措法（現行法）第３条第７項、第４条第２項及び第５条第４項、ならびに、再エネ特措法（2022 年４月施行改正法）第２条の２第４項、第２条の３

---

[1] なお、この水準は、キャップではなく、今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指すこととされている。

第７項、第３条第８項、第４条第２項、第５条第６項及び第 15 条の７第４項の規定に基づき、ここに調達価格等算定委員会の意見を取りまとめる。

本意見が再生可能エネルギーの最大限導入の後押しとなることを期待するとともに、電力需要家や関係事業者、国民各層の理解が広く得られたかたちで、事業環境の整備を含めた再生可能エネルギーの導入促進が図られることを望む。

経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して、令和４年度以降の交付対象区分等、基準価格等、特定調達対象区分等、調達価格等、入札対象区分等、入札実施指針及び解体積立基準額の決定を行うことを求める。また、これらについてパブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に本委員会の意見を聴くように求める。

本委員会として、どのような考え方で意見集約に至ったかを明らかにすることで、再エネ発電事業者の事業の予見可能性を向上させるため、以下、意見集約に当たって、本委員会として合意した考え方を記す。

Ⅱ.今年度の検討の視点

■ 2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、2030 年度の野心的な温室効果ガス削減目標をふまえた野心的な水準として、合計 3,360～3,530 億 kWh 程度（電源構成では 36～38%程度）を目指すこと[2]が掲げられており、こうした目標の実現に向けて、エネルギー政策の原則である S＋3E を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促す方針が掲げられている。

■ 今年度の本委員会では、こうした第 6 次エネルギー基本計画の内容もふまえて、

- 2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて、再エネの最大限の導入を進めていくこと
- 同時に、国民負担の増大や地域の安全等への懸念に対応するため、国民負担の抑制と地域との共生を図っていくこと

に留意しつつ、調達価格・基準価格や入札制度等の在り方等の検討を行った。

■ 特に、現時点で設定されていない 2023 年度における FIT・FIP 制度[3]、入札の対象となる区分やその調達価格・基準価格、入札上限価格について、一定の目安等を示すことで、事業の予見性を高め、積極的な案件形成を促進するという基本的な考え方に沿って検討を行った。

---

[2] なお、この水準は、キャップではなく、今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指すこととされている。

[3] FIP 制度（Feed in Premium）とは、再エネ発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格をふまえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度である。当該制度によって、市場での取引において、電力の需給状況や市場価格を意識した効率的な発電・売電を促す。当該制度は、2022 年４月から導入される。

Ⅲ. 分野別事項

1. 太陽光発電

■ 太陽光発電については、エネルギーミックス（10,350～11,760 万 kW）の水準に対して、現時点の FIT 前導入量＋FIT 認定量は 8,130 万 kW、導入量は 6,280 万 kW である。10～50kW の小規模事業用太陽光案件が多く、事業用太陽光発電の FIT 導入量全体に占める割合は、容量ベースで 34%程度となっている。（参考１、参考２）

【参考１】太陽光発電の FIT 認定量・導入量

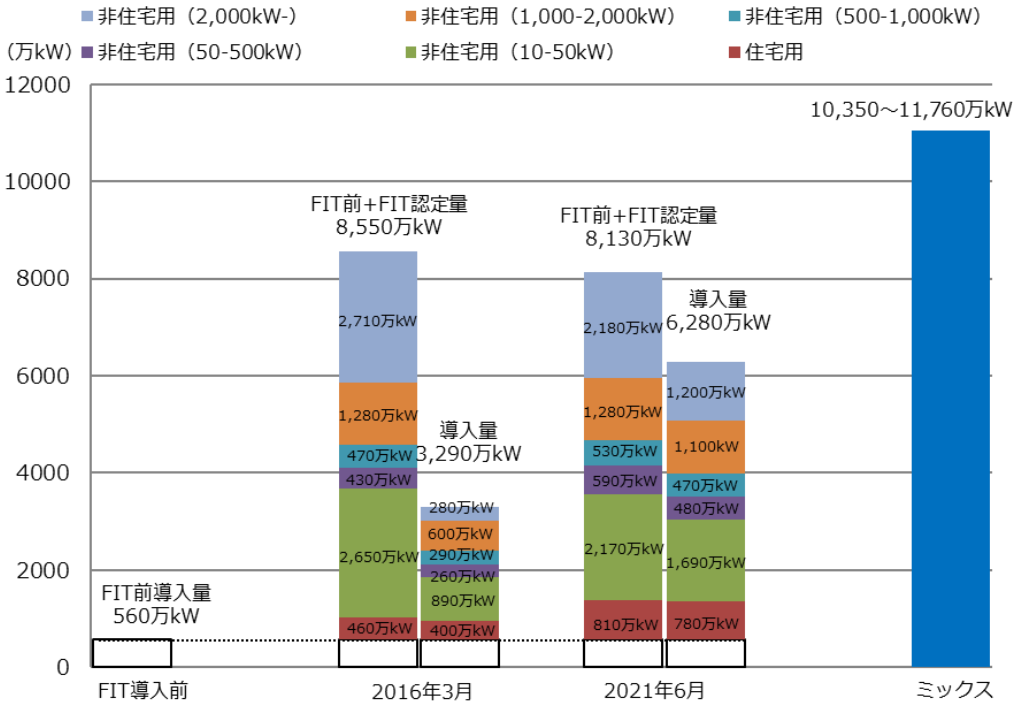

※ 改正FIT法による失効分（2021年6月時点で確認できているもの）を反映済。

【参考２】事業用太陽光発電の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

＜FIT認定量＞　　単位：MW（件）　（注）オレンジハイライトは入札対象区分。

	10 -50kW	50 -100kW	100 -250kW	250 -500kW	500 -750kW	750 -1,000kW	1,000- 2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,251(93,819)	46(556)	389(2,448)	678(1,909)	543(963)	971(1,075)	3,436(2,184)	6,339(370)	14,654(103,324)
2013年度	6,438(215,046)	27(312)	367(2,162)	1,002(2,870)	828(1,498)	918(1,065)	5,165(3,410)	9,405(489)	24,149(226,852)
2014年度	3,303(134,385)	16(180)	277(1,668)	570(1,646)	384(693)	321(379)	1,610(1,068)	3,649(204)	10,130(140,223)
2015年度	1,551(57,867)	4(46)	91(541)	226(658)	143(253)	104(124)	477(320)	755(34)	3,351(59,843)
2016年度	2,288(72,857)	3(32)	105(600)	333(948)	188(329)	163(196)	547(382)	1,148(58)	4,774(75,402)
2017年度	1,672(50,994)	2(25)	69(390)	247(675)	96(162)	117(140)	385(259)	39(4)	2,627(52,649)
2018年度	2,290(65,898)	4(43)	121(663)	483(1,307)	225(368)	230(273)	974(633)	196(6)	4,520(69,191)
2019年度	1,693(45,333)	2(19)	56(303)	475(1,130)	1(2)	15(17)	95(54)	105(4)	2,443(46,862)
2020年度	233(5,687)	5(62)	260(1,193)	53(118)	19(30)	50(57)	129(80)	145(8)	894(7,235)
	21,718(741,886)	109(1,275)	1,734(9,968)	4,066(11,261)	2,428(4,298)	2,891(3,326)	12,819(8,390)	21,780(1,177)	67,544(781,581)

＜FIT導入量＞　　単位：MW（件）

	10 -50kW	50 -100kW	100 -250kW	250 -500kW	500 -750kW	750 -1,000kW	1,000- 2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度 2013年度	2,416(116,536)	44(533)	380(2,407)	561(1,610)	403(716)	640(707)	1,788(1,157)	539(55)	6,771(123,721)
2014年度	3,580(146,472)	23(271)	261(1,553)	563(1,647)	463(844)	538(620)	1,943(1,305)	1,000(85)	8,372(152,797)
2015年度	2,923(109,831)	13(150)	238(1,427)	562(1,618)	429(777)	441(515)	2,291(1,547)	1,255(91)	8,152(115,956)
2016年度	1,936(68,874)	8(91)	142(840)	356(1,015)	266(479)	250(292)	1,342(898)	1,145(87)	5,445(72,576)
2017年度	1,492(50,588)	4(43)	96(567)	295(848)	182(323)	185(215)	1,049(680)	1,444(96)	4,748(53,360)
2018年度	1,523(52,459)	4(44)	82(470)	268(744)	143(247)	162(189)	882(573)	1,843(100)	4,907(54,826)
2019年度	1,530(46,924)	3(30)	77(430)	288(780)	139(233)	164(192)	743(481)	1,937(104)	4,879(49,174)
2020年度	1,273(31,049)	2(24)	71(392)	317(833)	121(203)	156(183)	789(508)	2,271(129)	5,000(33,321)
	16,673(622,733)	101(1,186)	1,346(8,086)	3,210(9,095)	2,147(3,822)	2,536(2,913)	10,827(7,149)	11,434(747)	48,275(655,731)

※ 2021年度6月末時点
※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

■ 2021 年度の買取価格は、住宅用（10kW 未満）が 19 円/kWh、事業用（50kW 以上 250kW 未満）が 11 円/kWh などであるが、海外の買取価格と比べて高い。（参考３）。

【参考３】太陽光発電（2,000kW）の各国の買取価格等

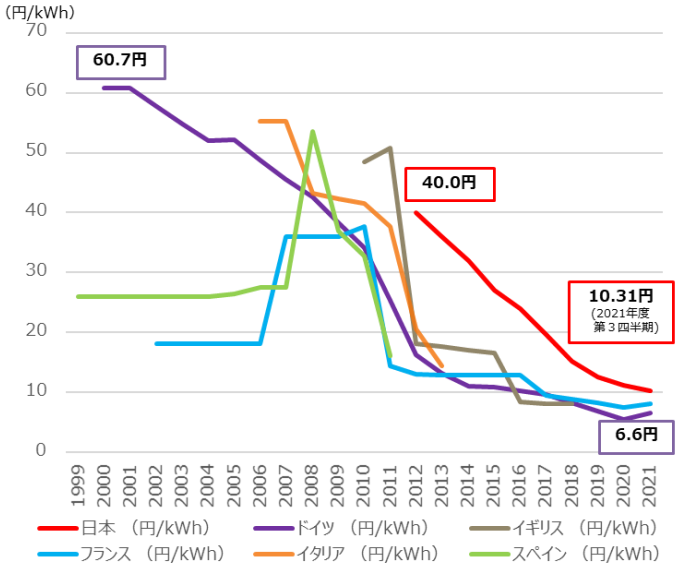

※資源エネルギー庁作成。1ユーロ＝120円、1ポンド＝150円で換算。
欧州の価格は運転開始年である。入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均。

■ また、2017 年度から入札制を適用し、その対象範囲については、2017 年度から「2,000kW 以上」、2019 年度上期から「500kW 以上」、2020 年度上期から

「250kW 以上」と拡大してきた。また、価格予見性の向上や参加機会の増加のため、今年度から上限価格を事前公表に変更するとともに、入札実施回数を年間４回に増加した。この結果、昨年度までは、応札容量が募集容量を下回る状況が続いていたが、今年度は、第８回・第９回・第 10 回ともに募集容量を上回る応札容量があった。また、平均入札価格・平均落札価格も低下傾向にあった（参考４）。

【参考４】これまでの太陽光入札の結果

	事業用太陽光										
	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回	第８回	第９回	第10回	第11回
実施時期	2017年度	2018年度上期	2018年度下期	2019年度上期	2019年度下期	2020年度上期	2020年度下期	2021年度第１四半期	2021年度第２四半期	2021年度第３四半期	2021年度第４四半期
入札対象	2,000kW以上			500kW以上		250kW以上					
募集容量	500MW	250MW	197MW	300MW	416MW	750MW	750MW	208MW	224MW	243MW	279MW
上限価格	21円/kWh 事前公表	15.5円/kWh 事前非公表	15.5円/kWh 事前非公表	14.0円/kWh 事前非公表	13.0円/kWh 事前非公表	12.0円/kWh 事前非公表	11.5円/kWh 事前非公表	11.00円/kWh 事前公表	10.75円/kWh 事前公表	10.50円/kWh 事前公表	10.25円/kWh 事前公表
入札容量（件数）	141MW (9件)	197MW (9件)	307MW (16件)	266MW (71件)	186MW (72件)	369MW (255件)	79MW (92件)	249MW (185件)	270MW (215件)	333MW (188件)	-
平均入札価格	19.64円/kWh	17.06円/kWh	15.40円/kWh	13.46円/kWh	13.38円/kWh	11.49円/kWh	11.34円/kWh	10.85円/kWh	10.63円/kWh	10.34円/kWh	-
落札容量（件数）	141MW (9件)	0MW (0件)	197MW (7件)	196MW (63件)	40MW (27件)	368MW (254件)	69MW (83件)	208MW (137件)	224MW (192件)	243MW (81件)	-
平均落札価格	19.64円/kWh	-	15.17円/kWh	12.98円/kWh	12.57円/kWh	11.48円/kWh	11.20円/kWh	10.82円/kWh	10.60円/kWh	10.31円/kWh	-
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）										

(1)　太陽光発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等

■　昨年度の本委員会では、以下の太陽光発電を取り巻く状況や事業環境を鑑み、 2022 年度に FIP 制度のみ認められる対象を 1,000kW 以上とした上で、50～1,000kW については徐々に FIP 対象を拡大し、早期の自立を促していくこととした。

- 導入容量は 2018 年時点で 56GW（世界第３位）[4]。発電コストは世界と比べて高い水準であるが、コスト低減が進んできており、また、FIP 制度の導入を見据えたアグリゲーション・ビジネスの動きも徐々に活発化していること
- 自然変動電源であり、卸電力取引市場の最小取引単位（現行では 50kWh/コマ（30 分））との関係で、発電された電気をそのままスポット市場で取引するとき、総発電量のうち 80%以上の電気供給を十分に取引できる規模を機械的に算出すると 1,000kW 以上であること

■　昨年度の本委員会での取りまとめや、アグリゲーション・ビジネスの活

[4] 2020 年実績では、72GW で世界第３位（出展：Renewables 2021(IEA)））。

性化に向けた環境整備の進展が見られることをふまえ、2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象については、拡大することとした。

■ 具体的な対象範囲としては、250kW と 500kW が１つの目安として考えられるが、

- ➢ 事業者の予見可能性への配慮等の観点から、多くの諸外国においても、段階的に FIP 対象を拡大してきたこと（参考５）
- ➢ 我が国において、250～500kW の区分は 50kW 以上の区分の中で最も件数の多い区分であること（参考２）

をふまえ、我が国においても、FIP 制度のみ認められる対象を、2023 年度は 500kW 以上、2024 年度は原則 250kW 以上として、段階的にその対象範囲を拡大していくこととした[5]。

【参考５】諸外国における FIP 制度（類似制度を含む）の適用状況（2021 年 11 月時点）

	ドイツ	フランス	英国	イタリア
支援制度(導入年)	FIP制度（2012年）	FIP制度 ※CfD形式（2016年）	CfD制度（2014年）	FIP/CfD制度（2013年）
FIP等対象	2012年１月～ • 全電源について、すべての規模が、FIT制度とFIP制度を選択可 2014年8月～ • 全電源について、500kW超（新規）は、FIP制度のみ選択可に変更 2016年1月～ • 全電源について、100kW超（新規）は、FIP制度のみ選択可に変更	2016年～ • 以下※を除く全電源・規模（新規）について、FIP制度のみ選択可 ※除外対象 • 太陽光：500kW以下の屋根設置型 • 洋上風力：浮体式洋上風力 • 水力：500kW以下 • バイオガス：500kW未満	2014年～ • 全電源について、5MW超（新規）は、CfD制度のみ選択可。 ※ 5MW以下の陸上風力、太陽光、水力、嫌気性消化は、別制度で支援。	2013年～ • 全電源について、1MW超（新規）は、FIP制度のみ選択可。 ※ 太陽光は支援対象外。 2016年～ • 全電源について、500kW超（新規）は、FIP制度のみ選択可（入札対象電源以外はCfD形式）。 ※ 太陽光は支援対象外。 2019年～ • 全電源について、250kW超（新規）は、CfD制度のみ選択可。 ※ 太陽光を支援対象に追加。
FIP等対象のうち入札対象	2015年9月～2016年 • 地上設置型太陽光について、すべての規模が、入札対象 2017年～ • 太陽光、陸上風力、洋上風力について、750kW超が、入札対象に変更 • バイオマスについては、150kW超が入札対象に変更 ※ 水力、地熱は入札対象外。 2021年～ • 300～750kWの屋根設置太陽光は、発電量の50%までをFIP制度で支援を受けるか、入札を経て全発電量をFIP制度で支援を受けるかを選択可能	2016年～ • 500kW超の太陽光 • 300kW超のバイオマス • 500kW以上のバイオガス • 洋上風力 2017年～ • 陸上風力：７基以上のウインドファームを追加	2014年～ • 全電源について、すべての規模が、入札対象	2013年～ • 5MW超の風力、バイオガス、10MW超の水力、20MW超の地熱は、入札対象。 2016年～ • 全電源について、5MW超（新規）は、入札対象。 ※ 太陽光は支援対象外。 2019年～ • 全電源について、1MW超（新規）は、入札対象。

（出典）各種公表資料より作成

[5] なお、2023 年度、2024 年度も、2022 年度と同様、沖縄地域・離島等供給エリアにおいては、引き続き FIT 制度を適用できることとする。

(2)　事業用太陽光発電のコスト動向

①　事業用太陽光発電の資本費

■　設置年別に資本費の構成変化を見ると、パネル費用は低減している（2013 年から 2021 年までに▲47%）一方で、工事費は直近、上昇傾向にある（2013 年から 2021 年まで＋7%）（参考６）。

【参考６】事業用太陽光の設置年別の資本費内訳（10kW 以上全体）

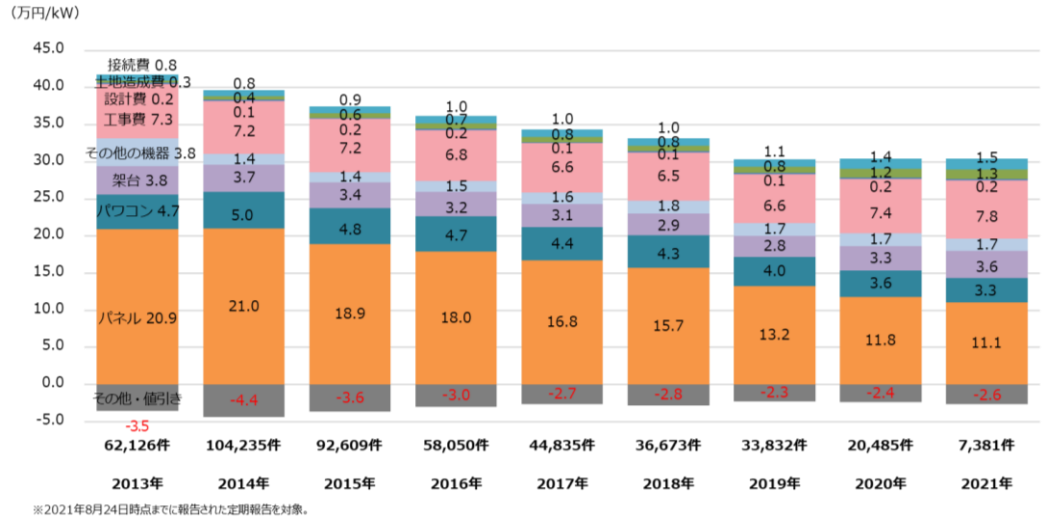

■　システム費用については、すべての規模で低減傾向にあり、2021 年に設置された 10kW 以上の平均値（単純平均）は 25.0 万円/kW（中央値は 24.2 万円/kW）となり、前年より 0.5 万円/kW（1.9%）低減した（参考７）。

【参考７】事業用太陽光発電のシステム費用の規模別の推移

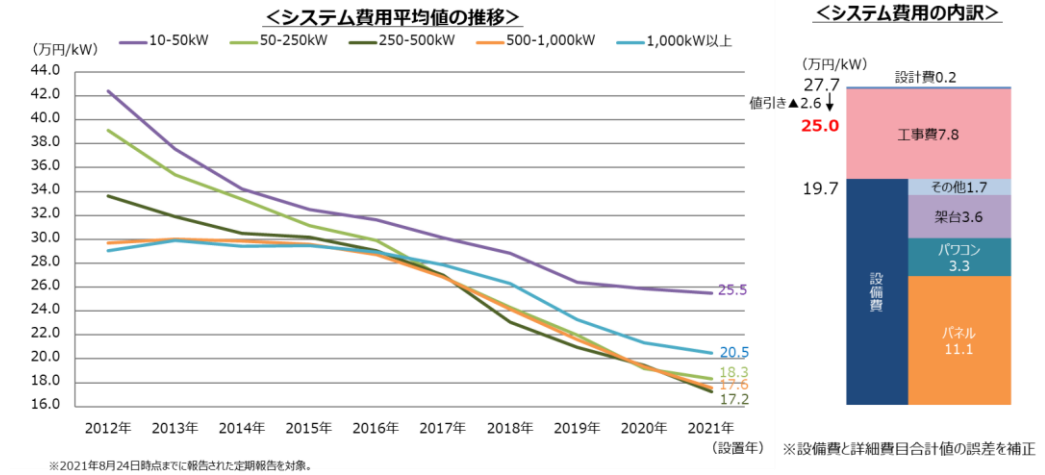

■ 事業用太陽光発電（50kW 以上）について、昨年度・一昨年度の本委員会と同様の方法で、今年に設置された案件のシステム費用のトップランナー水準を設定すると、上位 16%水準[6]となる。その水準は 11.7 万円/kW であることから、2023 年度のシステム費用の想定値として、11.7 万円/kW を採用した（2020 年度の想定値 14.2 万円/kW から▲17.6%）（参考８、参考９）。

■ なお、これまでは翌年度の価格設定に向けたトップランナー分析を行っていたが、今回は翌々年度（2023 年度）の価格設定に向けたトップランナー分析であり、翌々年度の価格が適用される案件は、翌年度の価格が適用される案件と比べて、運転開始までに更に１年間のリードタイムがあることから、本来、今年（2021 年）に設置された案件の中央の水準が、４年前（2017 年）に設置された案件において、どの程度の水準に位置するかに着目すべきである。

■ ただし、2017～2018 年のシステム費用の低減ペースは比較的大きく、足下、システム費用の低減ペースが鈍化している中で、このように 2017 年設置に着目して想定値を設定した場合、想定値が実態と大きく乖離する懸念があることから、上述のとおり、昨年度・一昨年度と同様の方法に基づき、３年前に設置された案件の水準に着目して、トップランナー水準を設定した。

■ また、今年度のトップランナー分析では、このように 2018 年設置案件と 2021 年設置案件の水準に着目したが、来年度以降の本委員会では、複数年にわたる状況の分析や、トップランナー分析の手法の取り方も含めて、必要に応じて見直しを検討することとした。

---

[6] これまでの本委員会では、費用効率的な事業実施を促していく観点から、運転開始期限が３年間であることをふまえ、足元のトップランナー水準が、３年後にどの程度の水準に位置するかに着目して、システム費用の想定値を設定してきた。足元のコストデータから、昨年度・一昨年度の本委員会と同様の方法で、トップランナー水準を設定すると、以下のとおり。

①2021 年設置案件の中央値は、2018 年設置案件の上位 17%に位置。

②昨年度の本委員会で想定したシステム費用は、2020 年設置案件の上位 15%に位置。

③これらの中間をとって、上位 16%を参照。

【参考８】事業用太陽光発電（50kW 以上）のシステム費用のトップランナー分析

<50kW以上の中央値のシステム費用の推移>

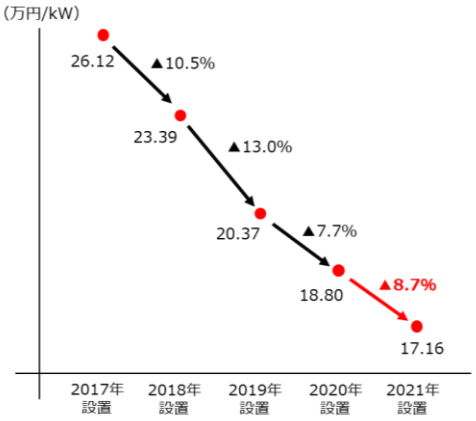

<50kW以上のトップランナー分析［万円/kW］>

%	2021年 1~8月設置 N=481	2020年 1~12月設置 N=1,224	2019年 1~12月設置 N=1,304	2018年 1~12月設置 N=1,534	2017年 1~12月設置 N=2,469
5%	9.87	10.46	12.36	13.46	15.20
10%	11.04	11.87	13.72	15.25	17.45
11%	11.24	12.16	13.84	15.63	17.87
12%	11.29	12.47	14.00	15.87	18.20
13%	11.38	12.81	14.20	16.13	18.50
14%	11.51	13.11	14.33	16.41	18.96
15%	11.65	13.29	14.48	16.60	19.21
16%	11.72	13.51	14.64	16.81	19.49
17%	11.83	13.57	14.81	17.11	19.68
18%	11.99	13.68	15.13	17.26	19.94
19%	12.23	13.82	15.38	17.40	20.16
20%	12.42	13.94	15.62	17.54	20.42
25%	13.57	14.62	16.52	18.58	21.45
30%	14.19	15.48	17.25	19.33	22.44
35%	14.99	16.30	18.00	20.28	23.35
40%	15.56	17.13	18.86	21.23	24.19
45%	16.35	18.11	19.61	22.41	25.10
50%	17.16	18.80	20.37	23.39	26.12

※いずれも、2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

【参考９】事業用太陽光発電（50kW 以上）のシステム費用想定値の推移

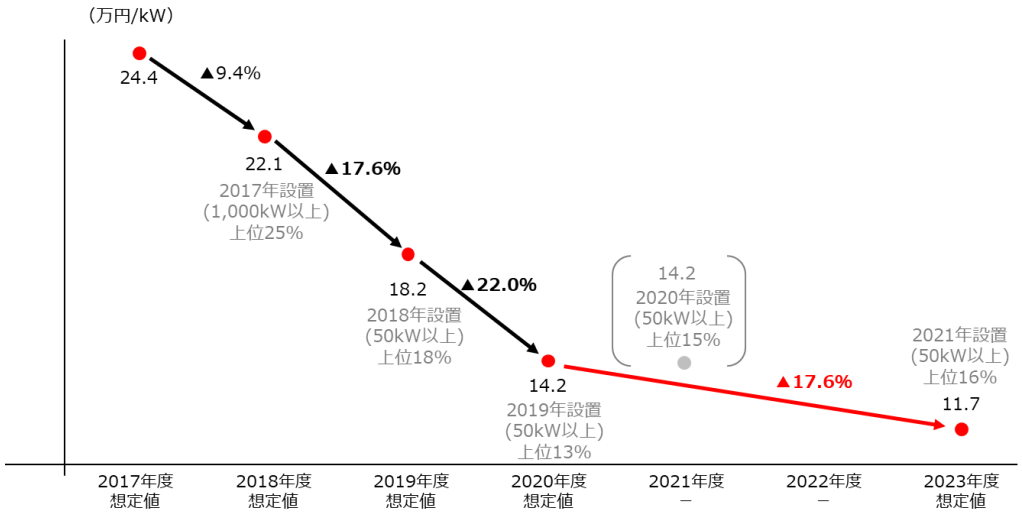

■ 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、2020 年度より、自家消費型の地域活用要件が設定されている。具体的には、①再エネ発電設備の設置場所で少なくとも 30%の自家消費等を実施すること[7]、②災害時に自立運転[8]を行い、給電用コンセントを一般の用に供することの、両方を FIT 認定の要件として求めている。

---

7 農地一時転用許可期間が 10 年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT 制度の対象とされている。

8 災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。

■ 2020 年度の小規模事業用太陽光発電のシステム費用については、当時まだ、自家消費要件が適用された案件のコストデータが存在しなかったことから、この②災害時の活用のために必要となる費用（非常時のコンセント BOX の設置等）として、事務局による事業者ヒアリング結果に基づき、0.3 万円/kW 分を加味する形で設定されている。

■ 今回、初めて自家消費型の要件が適用された案件のコストデータが一定程度収集されたことから、2023 年度の想定値については、当該コストデータに着目して設定した。具体的には、50kW 以上と同様に 3 年前設置案件の水準に照らすことはできないことから、50kW 以上と同様のトップランナー水準である上位 16%水準に着目し、2023 年度のシステム費用の想定値を 17.8 万円/kW とした（2020 年度の想定値 21.2 万円/kW から▲16.0%）（参考 10）。

【参考 10】自家消費型の地域活用要件の適用案件のトップランナー分析

%	2021年1～8月設置（10-50kW） N=286 [万円/kW]	2020年1～12月設置（10-50kW） N=284 [万円/kW]
5%	14.28	14.73
10%	15.68	17.48
15%	17.31	19.03
16%	17.81	19.28
17%	18.18	19.45
18%	18.40	19.78
19%	18.89	20.00
20%	19.13	20.00
25%	20.14	20.91
30%	21.45	21.78
35%	22.93	22.28
40%	23.71	23.60
45%	24.72	24.93
50%	25.29	25.74

※いずれも、2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

■ 土地造成費については、2021 年設置案件の定期報告データを分析した結果、全体の平均値は 1.17 万円/kW、中央値は 0.45 万円/kW であり、平均値は昨年より 0.20 万円/kW、中央値は 0.45 万円/kW 上昇したが、中央値は 2020 年度の想定値と同程度の水準であった。また、引き続き、多くの案件（45%）は土地造成費を要していないことから、2023 年度の想定値については、2020 年度の想定値を据え置くこととした（参考 11）。

【参考 11】事業用太陽光発電の土地造成費

	土地造成費（万円/kW）						
	10-50kW 未満	50-250kW 未満	250-500kW 未満	500-1,000kW 未満	1,000-2,000 kW未満	2,000kW 以上	全体
平均値	1.15 (0.95)	0.87 (1.13)	1.08 (1.29)	1.52 (1.58)	2.09 (1.73)	3.57 (2.94)	**1.17 (0.97)**
中央値	0.40 (0.00)	0.37 (0.48)	0.81 (0.80)	1.11 (1.27)	1.41 (0.82)	3.44 (3.41)	**0.45 (0.00)**
件数	6,799	102	168	87	80	21	7,257
2020年度想定値	**0.4**						

※2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

（ ）内は昨年度の本委員会で検討した2020年設置案件の土地造成費。

■ 接続費については、2021 年に設置した定期報告データを分析した結果、全体の平均値は 1.51 万円/kW、中央値は 1.23 万円/kW であり、2020 年度想定値（1.35 万円/kW）は平均値と中央値の間に位置する水準であることから、2023 年度の想定値については、2020 年度の想定値を据え置くこととした（参考 12）。

【参考 12】事業用太陽光発電の接続費

	接続費（万円/kW）						
	10-50kW 未満	50-250kW 未満	250-500kW 未満	500-1,000kW 未満	1,000-2,000 kW未満	2,000kW 以上	全体
平均値	1.53 (1.24)	0.83 (0.95)	1.16 (0.91)	1.20 (1.65)	1.33 (1.84)	2.19 (2.45)	**1.51 (1.25)**
中央値	1.25 (1.07)	0.50 (0.53)	0.48 (0.43)	0.41 (0.59)	0.55 (0.91)	1.58 (2.08)	**1.23 (1.05)**
件数	6,799	102	168	87	80	21	7,257
2020年度想定値	**1.35**						

※2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

（ ）内は昨年度の本委員会で検討した2020年設置案件の接続費。

② 事業用太陽光発電の運転維持費

■ 今年度も直近の期間（2021 年 1 月から 2021 年 8 月まで）に収集した定期報告データを分析した結果、全体の平均値は 0.54 万円/kW/年、中央値は 0.43 万円/kW/年となっており、引き続き想定値（0.5 万円/kW/年）と同程度の水準であることから、2023 年度の想定値については、2020 年度の想定値を据え置くこととした（参考 13）。

【参考 13】事業用太陽光発電の運転維持費

	運転維持費（万円/kW/年）						
	10-50 kW未満	50-250kW 未満	250-500kW 未満	500-1,000kW 未満	1,000-2,000 kW未満	2,000kW 以上	全体
平均値	0.53 (0.53)	0.48 (0.46)	0.49 (0.49)	0.59 (0.58)	0.63 (0.63)	0.75 (0.75)	**0.54 (0.54)**
中央値	0.42 (0.43)	0.41 (0.37)	0.41 (0.39)	0.51 (0.50)	0.56 (0.55)	0.73 (0.71)	**0.43 (0.44)**
件数	25,103	892	1,110	1,035	1,513	234	29,887
2020年度想定値	**0.5**						

※2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

（ ）内は昨年度の本委員会で検討した運転維持費。

③ 事業用太陽光発電の設備利用率

■ 事業用太陽光発電の設備利用率は上昇傾向にあり、直近の期間（2020 年 6 月から 2021 年 5 月まで）の設備利用率は、10kW 以上全体の平均で 14.5%（前年比＋0.3%）となった。

■ より効率的な事業の実施を促していくため、2019 年度・2020 年度の想定値（17.2%）については、システム費用のトップランナー水準と同様の上位水準に着目して設定している。同様に、システム費用のトップランナーの水準（上位 16%水準）を参照すると、設備利用率は 17.7%である（参考 14）。

【参考 14】事業用太陽光発電の設備利用率

買取期間	設備利用率（平均値）				
	10kW以上 全体	50kW 以上	250kW 以上	1,000kW 以上	2,000kW 以上
2019年6月－2020年5月	14.2%	14.8%	15.2%	15.6%	16.6%
2020年6月－2021年5月	14.5%	14.9%	15.3%	15.6%	16.5%
2020年度想定値	**17.2%**				

	事業用 設備利用率			
%	10kW以上 全体	50kW 以上	250kW 以上	1,000kW 以上
5%	21.24%	19.66%	19.83%	19.73%
10%	19.03%	18.56%	18.79%	18.85%
15%	17.51%	17.80%	18.06%	18.24%
16%	17.28%	17.67%	17.93%	18.15%
17%	17.07%	17.54%	17.80%	18.05%
18%	16.88%	17.44%	17.69%	17.95%
19%	16.70%	17.32%	17.58%	17.83%
20%	16.53%	17.21%	17.48%	17.72%
25%	15.87%	16.71%	17.00%	17.33%
30%	15.39%	16.27%	16.58%	16.91%
35%	14.99%	15.85%	16.20%	16.54%
40%	14.65%	15.47%	15.82%	16.22%
45%	14.34%	15.10%	15.47%	15.88%
50%	14.05%	14.75%	15.15%	15.58%

■ 全ての規模で過積載率が増加傾向にあること（参考 15）をふまえ、2023 年度の想定値については、直近の期間の上位 16%水準である 17.7%を採用することとした（2020 年度の想定値 17.2%から＋0.5%）。

■ ただし、自家消費型の地域活用が設定されている事業用太陽光発電電源（10-50kW）については、年間を通した設備利用率データが得られて

いないことから、2020 年度の想定値 17.2%を据え置くこととした。

【参考 15】事業用太陽光発電の過積載率の推移

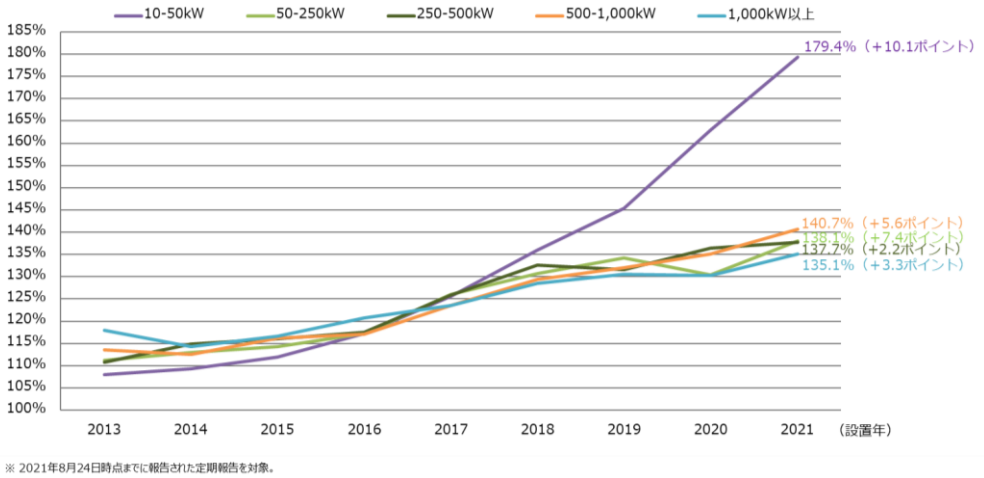

※ 2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

④ 事業用太陽光発電の kWh 当たり発電コストの設置年別の推移

■ 各年に設置された案件の kWh 当たり発電コストの平均値の推移を見ると、着実なコスト低減傾向が見られ、2020 年設置の kWh 当たり発電コストは概ね 13～15 円/kWh 程度となっている（参考 16）。

【参考 16】事業用太陽光発電の設置年別の kWh 当たり発電コスト

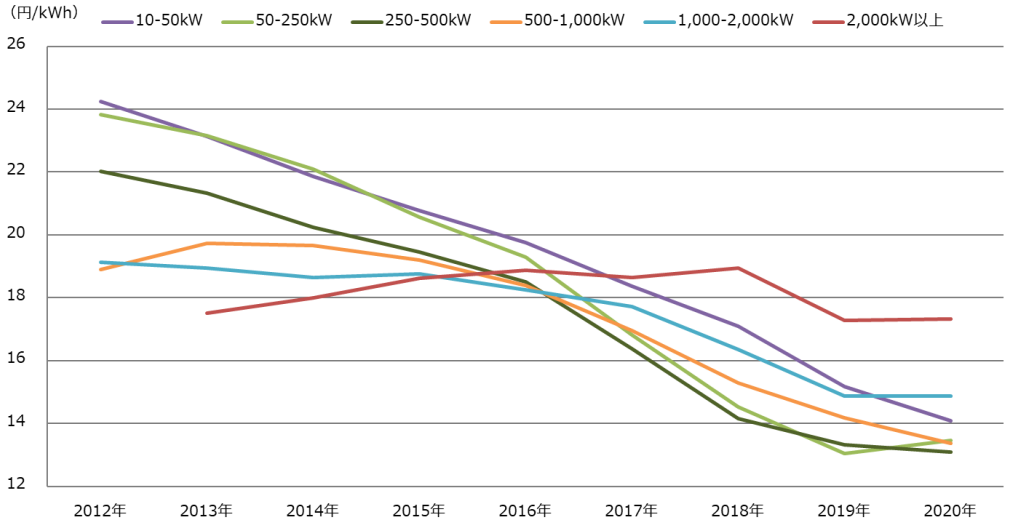

⑤ 自家消費型地域活用電源の自家消費分の便益

■ 自家消費型の地域活用要件が設定されている事業用太陽光発電（10-50kW）については、調達価格の設定にあたっては、自家消費を主とした事業実施を促す観点から、自家消費比率を 50%と想定して、自家消

費分の便益を計上している。

■ 2023 年度の事業用太陽光（10-50kW）の調達価格における自家消費分の便益の想定値については、昨年度と同様の考え方に基づき、大手電力の直近 9 年間（2012 年度～2020 年度）の産業用電気料金単価の平均値に、現行の消費税率（10%）を加味した 18.03 円/kWh と設定した（2020 年度想定値 18.74 円/kWh から▲3.8%）（参考 17）。

■ その上で、自家消費の便益の想定値の設定方法については、消費税率と同様に、再エネ賦課金を切り出す形での産業用電気料金単価の算定を含め、来年度以降の本委員会において、改めて検討を行うこととした。

【参考 17】大手電力の電気料金平均単価（税抜）の推移

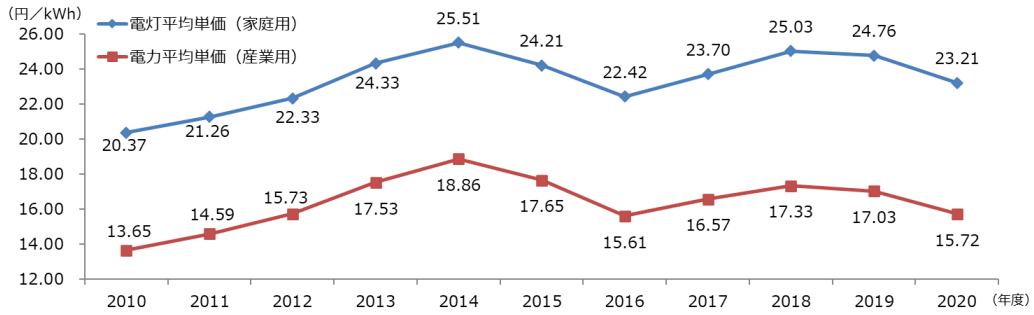

出典：受電月報、各電力会社決算資料等を基に作成

(3) 事業用太陽光発電の 2023 年度の調達価格・基準価格（入札対象外）

① 事業用太陽光発電（50kW 以上）の 2023 年度の調達価格・基準価格の設定方法

■ 前述のとおり、足元のコストデータ等をふまえて、2023 年度の事業用太陽光発電（50kW 以上）の調達価格・基準価格における想定値については、以下のとおりとした。

- システム費用：2021 年設置案件（50kW 以上）の上位 16%水準である 11.7 万円/kW を採用
- 土地造成費・接続費・運転維持費：2020 年度の想定値の据え置き
- 設備利用率：直近の設備利用率（50kW 以上）の上位 16%水準である 17.7%を採用

■ その上で、稼働年数については、太陽光パネルの実態上の寿命が 20 年

以上あり、多くの事業計画でも 20 年間の使用を念頭に置いている実態をふまえ、これまで 20 年間を想定していた。

■ しかし、国内出荷量の多いパネルメーカーの出力保証について、事務局によるヒアリングや仕様書等により確認したところ、出力保証は 25 年が多く、中には 30 年のものも出てきており、20 年以上の運転を想定する事例もある。また、既に調達期間の満了を迎える案件が出始めている住宅用太陽光においても、調達期間満了後の住宅用太陽光の電気を、小売電気事業者が 9～10 円/kWh 程度で買い取る事例も多く存在する。こうしたパネル保証の動向や卒 FIT の再エネ電気に対するニーズもふまえ、想定する運転年数を 20 年間から 25 年間に変更することとした。

■ また、この場合の調達期間終了後の売電価格は、2016 年度（電力小売全面自由化）以降の年度ごとのシステムプライス平均値の平均 9.4 円/kWh を想定することとした。

■ その上で、20 年間を超える運転実績に関する先行事例等についても、引き続き、その状況を注視していくこととした。

② 事業用太陽光発電（10-50kW：自家消費型地域活用電源）の 2023 年度の調達価格の設定方法

■ 前述のとおり、自家消費型地域活用電源のコストデータ等をふまえて、2023 年度の調達価格における想定値については、以下のとおりとした。

- システム費用：2021 年設置案件の上位 16%水準である 17.8 万円/kW を採用
- 土地造成費・接続費・運転維持費：2020 年度の想定値の据え置き（コストデータが、現時点で十分に得られていないため）
- 設備利用率：2020 年度の想定値の据え置き（年間を通したデータが、現時点で十分に得られていないため）
- 自家消費分の便益：大手電力の直近 9 年間の産業用電気料金単価の平均値 18.03 円/kWh（自家消費率 50%）

■ なお、稼働年数については、自家消費型地域活用電源のため、主に屋根設置であり、外壁や屋根の塗り替え等も想定されることから、2023

年度は、引き続き 20 年間を据え置くこととし、今後、その利用実態等をふまえて、20 年間を超える稼働年数への変更を検討することとした。

(4) 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）の 2022 年度の地域活用要件

① 集合住宅の取扱い

■ 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、自家消費型の事業実施（需給一体的な構造）により、

- 系統負荷の小さい形での事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、レジリエンス強化に寄与する
- 需給が近接した形での事業実施により、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営を進める

との考え方の下、2020 年度より、以下の(A)(B)の両方を FIT 認定の要件として求めている。

A) 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも 30%の自家消費等を実施すること[9]

B) 災害時に自立運転[10]を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること

■ こうした中、集合住宅では、通常、屋根上の太陽光パネルで発電した電気を、共用部等でしか使用できない構造であることから、少なくとも 30%の自家消費等を行うために、屋根上の太陽光パネル設置可能面積より、小さい範囲で、太陽光パネルを設置している状況である。

■ こうした状況や今年度の本委員会での太陽光発電協会からの指摘もある中で、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図るため、来年度の 10-20kW の集合住宅の屋根設置の太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも 30%の自家消費等を実施しているもの（(A)の要件を満たしているも

---

9 農地一時転用許可期間が 10 年間となり得る営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT 制度の対象とされている。

10 災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。

の）として取り扱うこととした。その上で、今後、当該みなし自家消費に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとする。

■ なお、この場合も、災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること（(B)の要件）については、要件として求めることとする。

② 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）の 2020 年度の認定実績

■ 営農型太陽光発電については、近隣に電力需要が存在しない可能性も鑑み、上記のとおり、「農林水産行政の分野における厳格な要件確認」を経たものとして、自家消費を行わない案件であっても、災害時活用を条件に、FIT 制度の対象として位置付けている。

■ この場合、農地転用の制度運用上、FIT 認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの指摘があることをふまえ、農地転用許可がなされることを条件に FIT 認定を行った上で、FIT 認定後、３年以内に農地転用許可を得ることを求めている。

■ こうした制度設計の下、2020 年度の小規模事業用太陽光発電（10-50kW）の認定実績については、参考 18 のとおりであった。

【参考 18】小規模事業用太陽光発電（10-50kW）の 2020 年度の認定実績

件数	合計	自家消費型	営農型	
			合計	農地転用許可の提出あり
2020年度認定	5,659件	2,139件 (38%)	3,520件 (62%)	28件

※2021年12月末時点

■ 営農型の認定案件のほとんどが、農地転用許可を未提出である点については、関係省庁でのフォローアップを通じた具体的な実態把握を求めることとした。

(5) 事業用太陽光発電の 2023 年度の廃棄等費用の取扱い

■ 昨年度の本委員会では、2012～2022 年度認定の解体等積立基準額について、各年度の調達価格・基準価格・入札上限価格における想定値（廃棄等費用、設備利用率等）に基づき、「想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間の終了前 10 年間で、想定の廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価」を設定した。

■ 同様の設定方法で、2023 年度認定の解体等積立基準額について、前述の調達価格・基準価格における想定値に基づき、設定した（参考 19）。

【参考 19】2023 年度の廃棄等費用の取扱い

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.7万円/kW	12.0%	–	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.5万円/kW	12.0%	–	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.5万円/kW	13.0%	–	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.5万円/kW	14.0%	–	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.3万円/kW	14.0%	–	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.3万円/kW	15.1%	–	0.99円/kWh
	第１回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	15.1%	–	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.2万円/kW	17.1%	–	0.80円/kWh
	第２回入札対象	（落札者なし）	–	–	–	–
	第３回入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	17.1%	–	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.0万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	第４回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	–	0.54円/kWh
	第５回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	–	0.52円/kWh
2020年度	10-50kW以外	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	13円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2021年度	10-50kW以外	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2022年度	10-50kW以外	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2023年度	10-50kW以外	（別紙のとおり）	1万円/kW	17.7%	–	0.64円/kWh
	10-50kW	（別紙のとおり）	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。

(6) 住宅用太陽光発電の 2023 年度の調達価格

① 住宅用太陽光発電のシステム費用

■ 住宅用太陽光発電のシステム費用は新築案件・既築案件ともに低減傾向にある。

■ 新築案件について、 設置年別に見ると、2021 年設置の平均値は 28.0 万円/kW（中央値 28.4 万円/kW）となり、2020 年設置より 0.4 万円/kW（1.3%）、2019 年設置より 1.3 万円/kW（4.3%）減少した。平均値の内訳は、太陽光パネルが約 60%、工事費が約 25%を占める（参考 20）。

【参考 20】住宅用太陽光発電のシステム費用の推移とその内訳

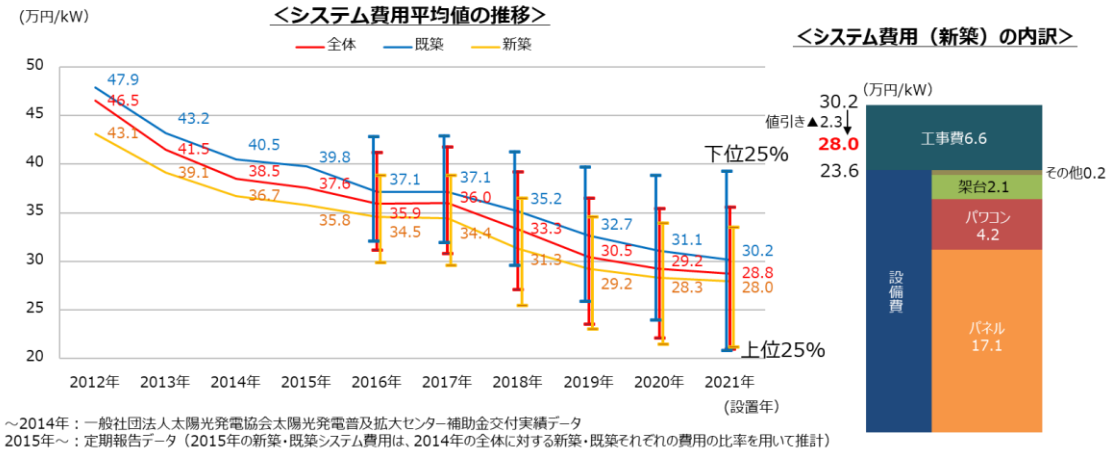

■ トップランナー水準の設定にあたり、昨年度の本委員会と同様に、2020 年に設置された案件の中央値が、２年前（2018 年）に設置された案件のどの程度の水準に位置するか分析したところ、上位 46%水準に位置していた。2021 年設置の上位 46%水準は 27.8 万円/kW であり、2022 年度のシステム費用の想定値（25.9 万円/kW）を上回る。

■ このため、想定値を引き上げることも考えられるが、一方で、全体の平均値や中央値の水準は低下傾向にあることもふまえ、2023 年度のシステム費用の想定値は、2022 年度の想定値を据え置くこととした（参考 21）。

【参考 21】住宅用太陽光発電のシステム費用のトップランナー分析

	住宅用　システム費用		
%	2021年設置 （全体）	2020年設置 （全体）	2019年設置 （全体）
5%	14.19	15.80	17.86
10%	16.15	17.46	20.04
15%	17.93	18.98	21.72
20%	19.52	20.61	22.78
25%	21.03	22.16	23.60
30%	22.73	23.49	24.68
35%	24.57	24.81	25.96
40%	26.06	26.29	27.43
45%	27.47	27.90	28.81
46%	27.79	28.22	29.05
47%	28.11	28.50	29.37
48%	28.43	28.80	29.67
49%	28.80	29.09	29.98
50%	29.07	29.38	30.25

２年間での価格低減

② 住宅用太陽光発電の運転維持費

■ 運転維持費については、例年どおり、一般社団法人太陽光発電協会へのヒアリング調査を実施し、コストデータの収集を行った。ヒアリングの結果、５kW の設備を想定した場合、

- 発電量維持や安全性確保の観点から３～４年ごとに１回程度の定期点検が推奨されており、１回当たりの定期点検費用は相場は約 2.9 万円程度であること、
- パワコンについては、20 年間で一度は交換され、22.4 万円程度が一般的な相場であること、

が分かった。以上を kW 当たりの年間運転維持費に換算すると、約 3,690 円/kW/年（参考 22）となり、2022 年度の想定値　（3,000 円/kW/年）と、概ね同程度の水準であった[11]。このため、2023 年度の想定値は、3,000 円/kW/年を据え置くこととした。

【参考 22】運転維持費に関する太陽光発電協会へのヒアリング結果

（2.9万円（定期点検費用）×５回＋22.4万円（パワコン交換費用））　÷　５kW　÷　20年間　＝　約3,690円/kW/年

③ 住宅用太陽光発電の設備利用率

■ 設備利用率について、2021 年１月から 2021 年８月の間に収集したシングル発電案件の平均値は 13.6%であった。昨年度の本委員会と同様、過去４年間に検討した数値の平均をとると 13.7%となり、想定値（13.7%）と同水準であった（参考 23）。

■ これらをふまえ、2023 年度の設備利用率の想定値は、2022 年度の想定値 13.7%を据え置くこととした。

---

11 なお、定期報告データ（2021 年１月～8 月）の平均値は約 666 円/kW/年、ただし、報告の 89%が 0 円/kWh であった。この原因としては、定期報告データが FIT 制度開始後に運転開始したものであり、いまだ点検費用や修繕費用が発生していない可能性が考えられることから、留意が必要である。

【参考 23】過去４年間に検討した設備利用率

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
13.6%	13.9%	13.7%	13.6%
平均値：13.7%			
想定値：13.7%			

④ 住宅用太陽光発電の余剰売電率・自家消費分の便益

■ 余剰売電比率について、 2021 年 1 月から 2021 年 8 月の間に収集したシングル発電案件を分析すると、平均値 69.4%（中央値 69.9%）であり、想定値（70.0%）とほぼ同水準であった。このため、2023 年の想定値については、2022 年度の想定値を据え置くこととした。

■ 2023 年度の自家消費分の便益の想定値については、2021 年度・2022 年度と同様の考え方に基づき、大手電力の直近 9 年間（2012 年度（FIT 制度開始）～2020 年度）の家庭用電気料金単価の平均値に、現行の消費税率（10%）を加味した 26.34 円/kWh とした（2022 年度想定値から▲0.4%）（参考 17）。

⑤ 住宅用太陽光発電の調達期間終了後の売電価格

■ 2021 年 11 月末に確認できた各小売電気事業者が公表している買取メニューにおける売電価格[12]を確認したところ、その中央値は 9.5 円/kWh であった（参考 24）。

■ 再エネ特措法上、調達価格の設定は「再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用」等を基礎とすることとされており、中央値より高価格な水準を想定することもあり得る。しかし、10 円/kWh 水準以上のメニューは、当該小売電気事業者による電気供給とのセット販売であったり、蓄電池併設等の条件付きであったりすることが比較的多いため、状況を注視することが重要である。したがって、2023 年度の想定値は、中央値の 9.5 円/kWh を採用することとした

[12] 小売電気事業者からの掲載希望登録にもとづいて資源エネルギー庁 HP「どうする？ソーラー」に掲載された情報をもとに、各小売電気事業者の公表する調達期間終了後の住宅用太陽光発電を対象とした買取メニューを参照して作成した。

（2022 年度の想定値 9.0 円/kWh から＋5.5%）。

【参考 24】各小売電気事業者が公表している買取メニューの分布
（2021 年 11 月末時点）

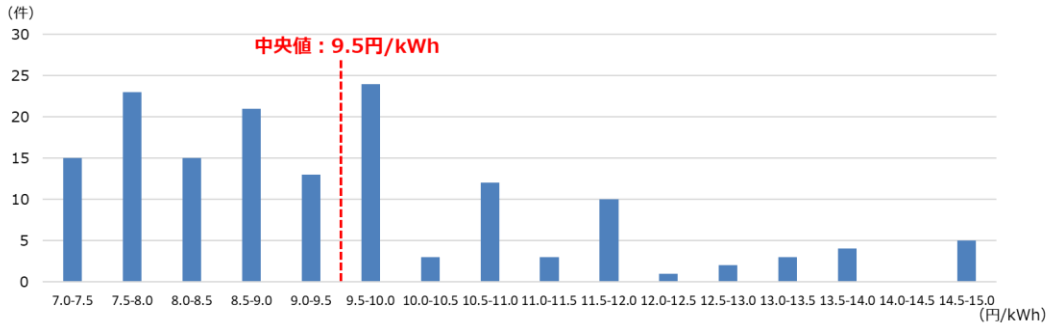

(7) 住宅用太陽光発電（地上設置）の取扱い

■ 10-50kW の太陽光の申請件数は、2020 年度に地域活用要件が設けられて以降、大幅に減少している一方、10kW 未満（地上設置）の申請が急増している。（参考 25）

【参考 25】10kW 未満の申請・認定件数（2022 年 1 月時点）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
地上設置	申請件数	958	686	937	3,668	2,643	8,892
	認定件数	789	610	824	3,187	834	6,244
屋根設置	申請件数	151,881	150,488	146,355	126,747	173,563	749,033
	認定件数	143,499	145,207	142,791	123,775	141,110	696,382
合計	申請件数	152,839	151,174	147,292	130,415	176,206	757,925
	認定件数	144,288	145,817	143,615	126,962	141,944	702,626

■ 申請内容等をふまえると、近接した 10kW 未満の複数設備（地上設置）で認定を取得し、地域活用要件を逃れるため設備を意図的に 10kW 未満に分割している疑いのある案件が見られる。

■ こうした状況をふまえ、2021 年度から 10kW 未満（地上設置）についても分割審査を行っているが、依然として設備を意図的に分割していると疑われる案件も存在し、また、地元とトラブルになる事例も生じている。

■ 10kW 未満の余剰買取方式は、いわゆる住宅用太陽光と呼ばれ、住宅等の建物の屋根等に設置し、自家消費を行った上で残余の電気の買取りを念頭とするものである。そのため、屋根設置の申請があった場合、現在も建物登記等の提出を求め、自家消費を行う建物の確認を行っている。

■ 他方、地上設置の場合、現在は設置場所の土地登記簿謄本のみを求めている。そのため、近年、分割や地域とのトラブルが顕在化していることをふまえ、余剰買取の趣旨を明確化する観点から、地上設置として申請があった案件についても、実際に電気を消費する建物を確認するため、建物登記等の提出を求めることとした[13]。

[13] なお、地上設置を厳格に取り扱うこととした場合、屋根設置の申請に不適切な案件が流れる可能性もある。そのため、現在、屋根設置の区分としては「住宅」、「共同住宅」、「事務所・工場・店舗」、「学校・公共施設」、「その他」の区分が存在しているが、特に「その他」の区分が選択されている場合、必要に応じて追加書類を求めるなどし、建物等の詳細などを厳格に確認することとする。

2. 風力発電

■ 風力発電については、エネルギーミックス（2,360 万 kW）の水準に対して、現時点の FIT 前導入量＋FIT 認定量は 1,590 万 kW、導入量は 460 万 kW である。洋上風力（着床式・浮体式）発電については、現時点では導入案件は少ないものの、今後の導入拡大が見込まれる（参考 26～参考 28）。

【参考 26】風力発電の FIT 認定量・導入量

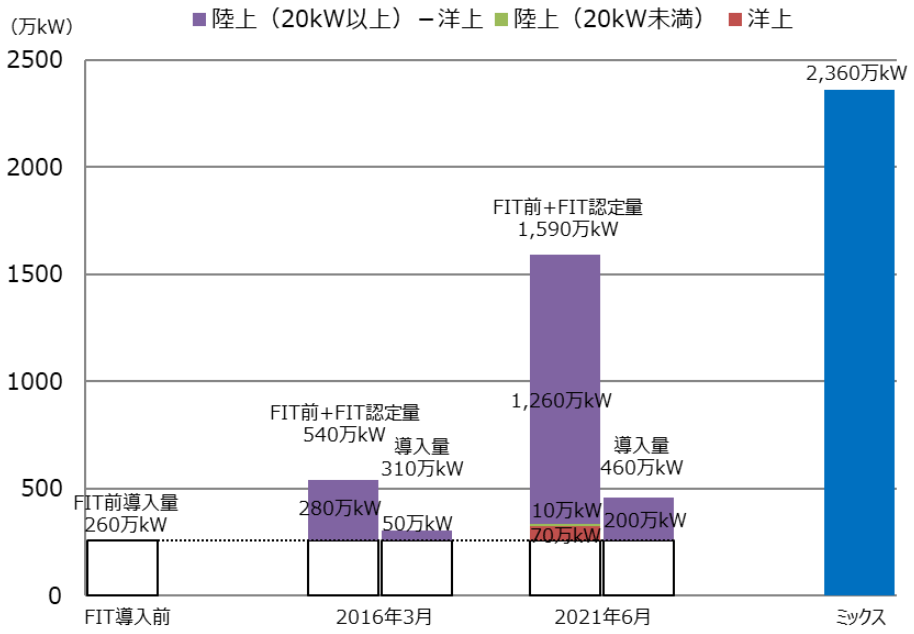

※ 改正FIT法による失効分（2021年6月時点で確認できているもの）を反映済。

【参考 27】陸上風力発電（新設）の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

<FIT認定量> 単位：MW（件）

認定（新設）	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	124(31)	10(1)	304(16)	103(3)	133(3)	51(1)	725(58)
2013年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	78(23)	8(1)	0(0)	34(1)	38(1)	51(1)	209(32)
2014年度	0(32)	0(0)	0(0)	0(0)	135(28)	9(1)	344(17)	196(6)	42(1)	278(3)	1,004(88)
2015年度	3(189)	0(0)	0(0)	0(0)	76(18)	0(0)	100(5)	35(1)	86(2)	182(3)	482(218)
2016年度	44(2,286)	0(0)	0(0)	0(0)	306(62)	0(0)	316(16)	232(7)	379(9)	1,581(19)	2,858(2,399)
2017年度	47(2,393)	0(0)	0(0)	0(0)	72(15)	0(0)	63(3)	64(2)	88(2)	712(9)	1,045(2,424)
2018年度	42(2,192)	6(118)	0(0)	0(0)	87(15)	0(0)	86(4)	68(2)	164(4)	641(8)	1,094(2,343)
2019年度	0(17)	9(200)	0(0)	1(2)	74(16)	9(1)	170(8)	96(3)	92(2)	949(10)	1,398(259)
2020年度	0(2)	2(50)	0(0)	1(1)	69(14)	0(0)	192(10)	204(6)	438(10)	2,165(27)	3,072(120)
	137(7,118)	17(369)	0(0)	2(3)	1,022(222)	36(4)	1,575(79)	1,032(31)	1,458(34)	6,609(81)	11,888(7,941)

<FIT導入量> 単位：MW（件）

導入（新設）	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度 2013年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	22(11)	10(1)	78(4)	0(0)	0(0)	0(0)	110(21)
2014年度	0(6)	0(0)	0(0)	0(0)	43(8)	0(0)	182(10)	0(0)	0(0)	0(0)	225(24)
2015年度	0(42)	0(0)	0(0)	0(0)	44(13)	0(0)	17(1)	36(1)	0(0)	51(1)	148(58)
2016年度	2(131)	0(0)	0(0)	0(0)	34(8)	8(1)	137(7)	34(1)	92(2)	0(0)	308(150)
2017年度	6(303)	0(0)	0(0)	0(0)	51(13)	9(1)	47(2)	65(2)	0(0)	0(0)	178(321)
2018年度	10(504)	0(0)	0(0)	0(0)	20(5)	0(0)	66(3)	30(1)	42(1)	0(0)	167(514)
2019年度	6(308)	0(0)	0(0)	0(0)	68(18)	0(0)	151(8)	69(2)	122(3)	51(1)	468(340)
2020年度	5(250)	0(1)	0(0)	1(1)	42(10)	0(0)	16(1)	0(0)	45(1)	252(3)	360(267)
	28(1,548)	0(2)	0(0)	1(1)	324(86)	27(3)	694(36)	234(7)	301(7)	355(5)	1,964(1,695)

※ 2021年度6月末時点
※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考 28】陸上風力発電（リプレース）の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

＜FIT認定量＞　単位：MW（件）

認定（リプレース）	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2017年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(3)	8(1)	20(1)	0(0)	0(0)	0(0)	36(5)
2018年度	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	19(5)	0(0)	35(2)	31(1)	0(0)	0(0)	86(9)
2019年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2020年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	27(11)	0(0)	300(15)	96(3)	43(1)	0(0)	466(31)
	0(0)	0(0)	0(0)	1(2)	54(19)	8(1)	356(18)	126(4)	43(1)	0(0)	588(45)

＜FIT導入量＞　単位：MW（件）

導入（リプレース）	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2017年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2018年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2019年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2020年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)

※ 2021年度6月末時点
※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

■ 買取価格は、陸上風力発電が 16.16 円/kWh（2021 年度入札における平均落札価格）、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）が 32 円/kWh（2021 年度）などであるが、海外の買取価格と比べて高い（参考 29）。

【参考 29】風力発電（20,000kW）の各国の買取価格等

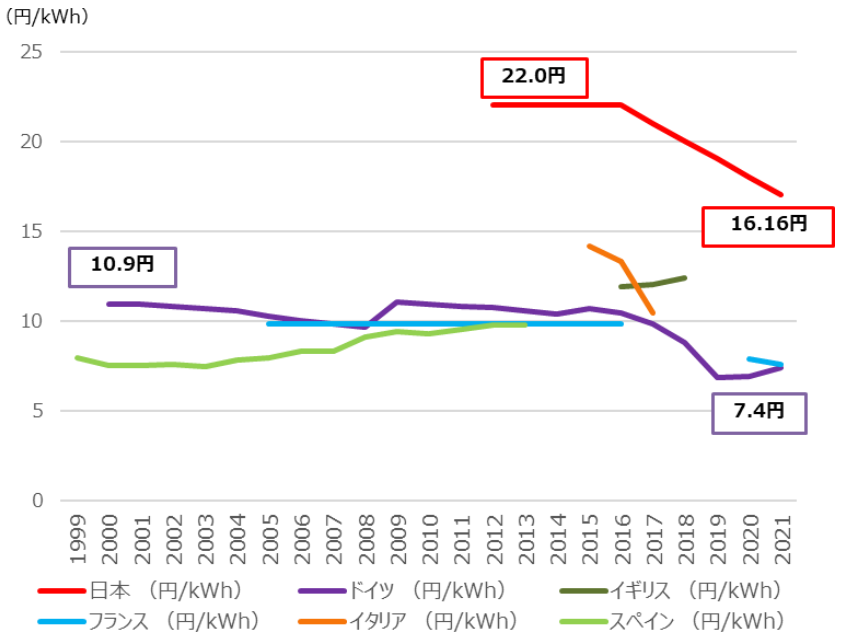

※資源エネルギー庁作成。1ユーロ＝120円、1ポンド＝150円で換算。
欧州の価格は運転開始年である。入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均。

■ 陸上風力発電については、2021 年度から入札制を適用（対象：250kW 以上）しており、第 1 回入札は、上限価格を 17.00 円/kWh（事前公表）、募集容量を 1,000MW として、2021 年 10 月に実施した。

■ 応札件数・容量は 32 件・936MW と、募集容量 1,000MW をわずかに下回り、応

札分は全件落札された。一方で、平均落札価格は 16.16 円/kWh と、上限価格 17.00 円/kWh を大きく下回っており、コスト低減が着実に進展していると評価できる（参考 30）。

■ なお、入札参加資格の審査のために事業計画を提出した件数・容量は 44 件・1,455MW であり、このうち 12 件・518MW は実際の入札まで進んでいない。その多くが、期日までの認定取得が困難等を理由に入札前に辞退したものである。

【参考 30】陸上風力発電の第 1 回入札（2021 年 10 月）の結果

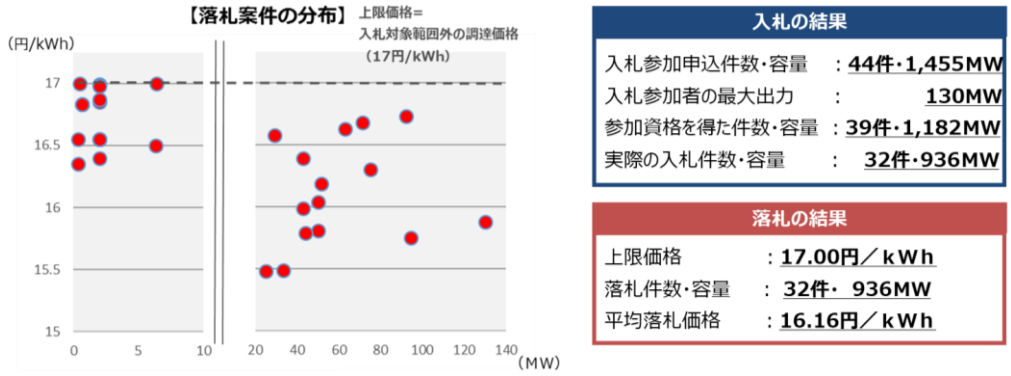

■ また、洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）においては、条例や港湾法に基づき海域占有許可を得た上で、小規模な洋上風力発電を導入（条例４区域、港湾５区域）が進んでいる（参考 31）。

【参考 31】港湾法・都道府県条例に基づき海域占用許可

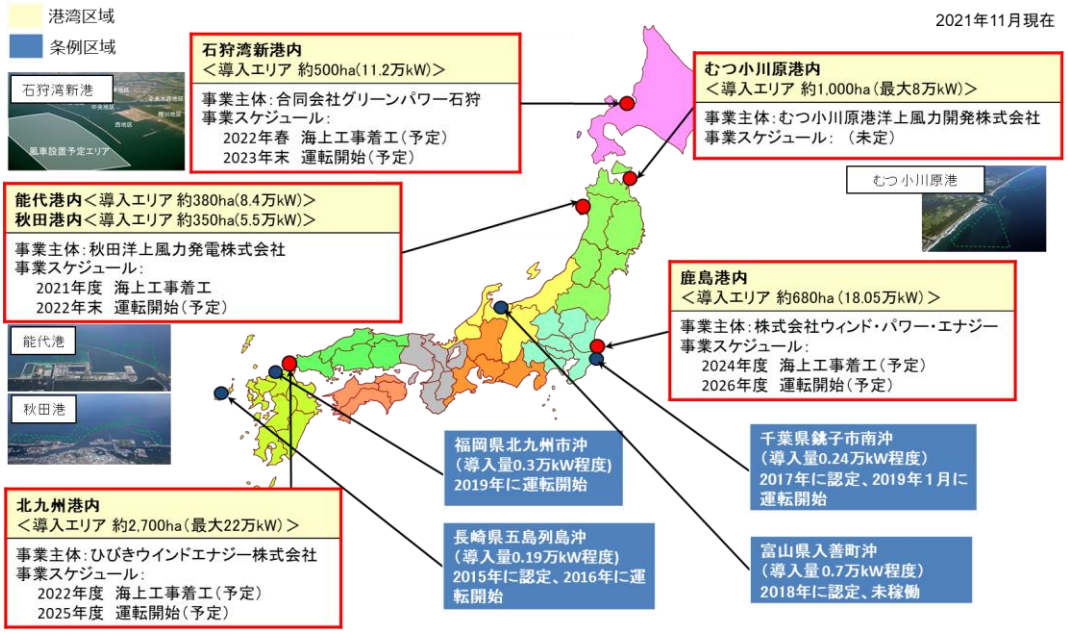

■ また、洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）については、参考 32 にあるとおり、再エネ海域利用法に基づき、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供をふまえ、 促進区域の指定や公募の実施、事業者選定等を進めている。

【参考 32】再エネ海域利用法の施行等の状況

■ 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖並びに千葉県銚子市沖については、2020 年 7 月に促進区域に指定し、2020 年 11 月～2021 年 5 月に公募を実施した。当該公募で提出された公募占用計画について、学識者・専門家により構成される第三者委員会の意見と秋田県知事・千葉県知事の意見を参考にしつつ、評価を行い、事業者を選定した（2021 年 12 月 24 日公表）。選定結果の詳細は参考 33 のとおりである。選定事業者の供給価格は 13.26 円/kWh、11.99 円/kWh、16.49 円/kWh であった。

【参考 33】再エネ海域利用法に基づく公募の評価結果

事業者名	評価点			選定事業者
	合計（240点満点）	価格点（120点満点）	事業実現性に関する得点（120点満点）	
（1）秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の評価結果				
秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド	208	120 **(13.26円/kWh)**	88	○
公募参加事業者１	160.52	87.52	73	
公募参加事業者２	157.77	93.77	64	
公募参加事業者３	149.35	71.35	78	
公募参加事業者４	127.04	59.04	68	
（2）秋田県由利本荘市沖の評価結果				
秋田由利本荘オフショアウィンド	202	120 **(11.99円/kWh)**	82	○
公募参加事業者５	156.65	83.65	73	
公募参加事業者６	149.73	58.73	91	
公募参加事業者７	144.20	78.20	66	
公募参加事業者８	140.58	62.58	78	
（3）千葉銚子市沖の評価結果				
千葉銚子オフショアウィンド	211	120 **(16.49円/kWh)**	91	○
公募参加事業者９	185.6	87.60	98	

※なお、価格点については、公募占用指針に基づき右記の計算式により算出（計算式：価格点＝120点 ×（最も低い供給価格/当該事業者の供給価格））

(1) 陸上風力発電の 2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象等

■ FIP 制度は、再エネの自立化へのステップとして電力市場への統合を促していくものであり、FIT 制度から、他電源と共通の環境下で競争する自立化までの途中経過に位置付けられるものである。太陽光や地熱、中小水力、バイオマスといった他の再エネ電源については、来年度から FIP 制度のみ認められる対象が設定されている中で、風力発電についても、早期に FIP 制度の対象としていくことが重要である。

■ 昨年度の本委員会で、陸上風力発電については、2021 年度から入札制を導入することで事業者間の競争によるコスト低減を促していこうとしている中で、さらに 2022 年度に FIP 制度のみ認められる対象も設定することで、風力発電事業への参入障壁が急激に高まり、継続的に進んでいる案件形成が損なわれてしまう懸念から、2022 年度に FIP 制度のみ認められる対象については設けないこととした。

■ 今年度から導入された入札制については、前述のとおり、入札容量が 0.94GW と、募集容量 1.0GW にわずかに達さなかったものの、平均落札価格は 16.16 円/kWh と、上限価格 17.00 円/kWh を大きく下回っていることから、概ね順調な入札結果であったと評価できる。

■ こうした入札結果や他の電源の FIP 対象をふまえ、陸上風力発電については、2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象を設定することとした。

■ 具体的な対象については、他の電源と同様に、まずは 1,000kW 以上とした上で段階的に対象拡大していくことも考えられるが、

- 250～1,000kW は入札対象とされており、今年度入札でも、落札件数の総数 32 件に対して 6 件の落札があり、十分にコスト競争力のある規模だと考えられること
- 50～250kW は、これまで全く認定・導入のない規模帯であるが、FIP 制度のみ認められる対象を仮に 250kW 以上とした場合に、FIP 制度の適用を回避する可能性も排除できないこと

から、2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象を 50kW 以上とした[14]。

---

[14] なお、2022 年度と同様、沖縄地域・離島等供給エリアにおいては、引き続き FIT 制度を適用できることとする。

■ その上で、50kW 未満については、FIP 制度の新規認定・移行認定が認められる範囲の下限が 50kW であることもふまえて、当面は地域活用電源として支援していくこととした。

■ ただし、リプレース区分については、小規模の自治体出資等の案件のリプレースも想定されることから、他の電源のリプレース区分の取扱いと同様に、2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象を 1,000kW 以上とし、1,000kW 未満については、当面は地域活用要件電源として支援していくこととした。

(2) 陸上風力発電の地域活用要件

■ 陸上風力発電の地域活用要件の具体内容については、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様に、太陽光発電と比べて立地制約が大きいことから、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件を設定する方向で検討することとした。

(3) 陸上風力発電のコスト動向

① 陸上風力発電（新設）の資本費

■ 陸上風力発電については、コスト分析（資本費、接続費、運転維持費、設備利用率）では、50kW 以上を対象に実施した。

■ 2021 年度、2022 年度、2023 年度の調達価格等における資本費の想定値 28.2 万円/kW、27.9 万/kW、27.5 万円/kW に対して、定期報告全体での中央値は 34.8 万円/kW となっている。ただし、7,500kW 以上（旧環境影響評価制度の第２種事業の対象）では 31.5 万円/kW、より大規模な 30,000kW 以上では 31.1 万円/kW、さらに大規模な 37,500kW 以上（現行の環境影響評価制度の第２種事業の対象）では 27.1 万円/kW となっており、大規模案件ほど低い資本費で事業を実施できている傾向にある（参考 34）。

【参考 34】陸上風力発電の規模別の資本費

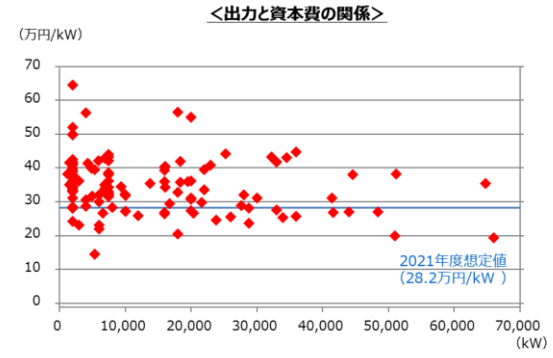

※ 2021年7月21日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

<規模帯と資本費が低い事業の割合>

各規模での資本費（実績）において、2021年度の想定値28.2万円/kWより低い事業者の割合（件数ベース）

規模	2021年度の想定値より資本費が低い事業の割合（件数ベース）
50kW以上（130件）	**20%** **(34.9/34.8)**
7,500kW以上（56件）	**34%** **(32.9/31.5)**
30,000kW以上（17件）	**47%** **(32.1/31.1)**
37,500kW以上（9件）	**56%** **(29.2/27.1)**

※括弧内は資本費の平均値／中央値

■ 陸上風力発電の資本費の構成を設置年別に分析すると、各設置年の平均値はやや増加傾向であり、特に工事費が増加傾向であるが、各設置年の件数も小さく、設置年ごとのばらつきが大きいことにも留意する必要がある（参考 35）。

【参考 35】陸上風力発電の資本費及びその構成の設置年別推移

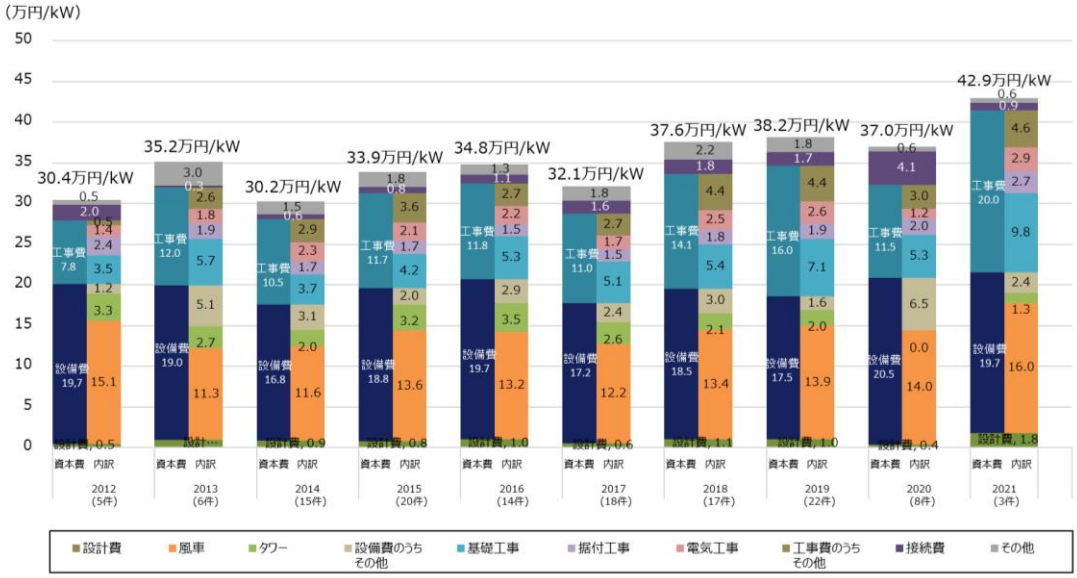

※タワーについては、風車に含めて費用を報告しているケースもあると考えられる。

※ 2021年7月21日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

■ 定期報告データにより、接続費（資本費の内数）を設置年別に分析すると、平均値は 1.4 万円/kW、中央値は 0.5 万円/kW となっており、高額な案件が全体の平均値を引き上げていることを勘案して中央値を参照すると、想定値（1.0 万円/kW）を下回った。なお、7,500kW 以上の比較的大規模な案件に限定して分析しても、同様の傾向がみられた（参考 36）。

【参考 36】陸上風力発電の接続費の推移

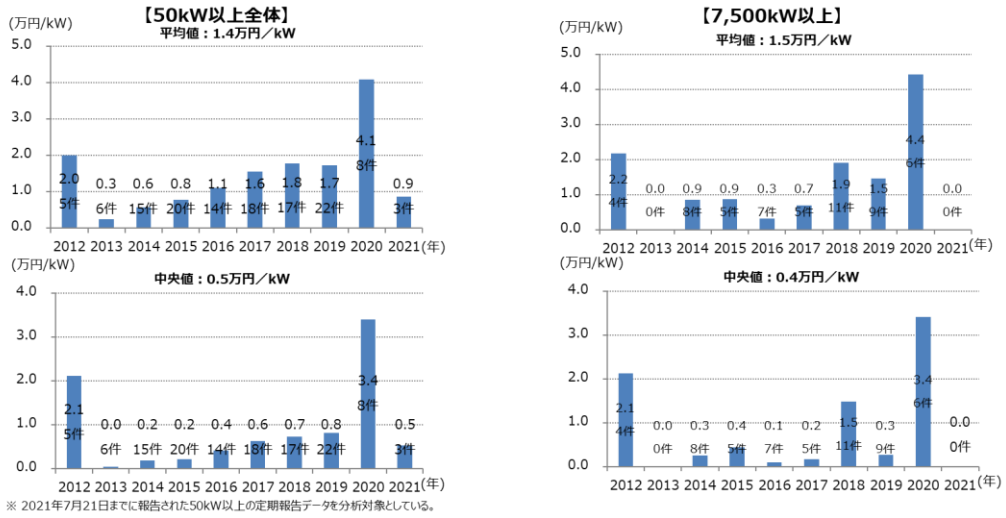

■ また、今年度も昨年度と同様に、電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した費用のデータ（299 件）の分析を行った結果、平均値は 3.5 万円/kW、中央値は 0.6 万円/kW であった。なお、定期報告データと接続検討回答結果データでは、それぞれ対象としている事業の熟度が異なる。接続検討回答で得た接続費の見込みもふまえて、発電事業者は事業性を判断することから、接続検討回答データには、最終的に事業化に至らない案件が含まれている可能性が非常に大きいことに留意する必要がある（参考 37）。

【参考 37】接続検討回答を行った際に電力会社が提示した接続費

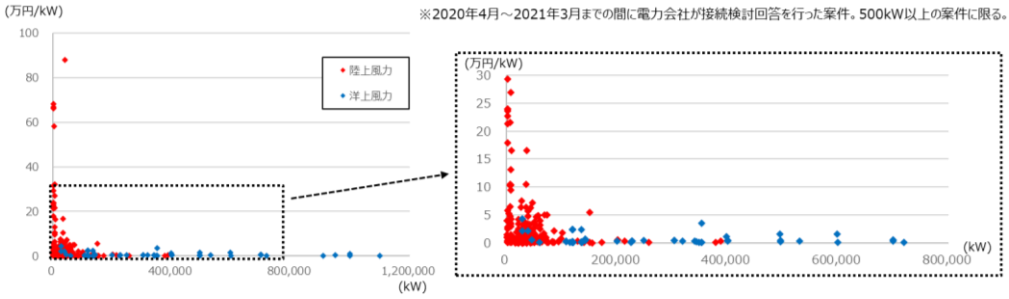

② 陸上風力発電の運転維持費

■ 運転維持費については、2021～2023 年度の調達価格等における想定値 0.93 万円/kW/年に対して、定期報告データ全体での中央値は 1.29 万円/kW/年となっている。ただし、7,500kW 以上（旧環境影響評価制度の第２種事業の対象）では 1.07 万円/kW/年、より大規模な 30,000kW 以上では 0.99 万円/kW/年、さらに大規模な 37,500kW 以上（現行の環境影

響評価制度の第２種事業の対象）では 0.96 万円/kW/年となっており、大規模案件ほど低い運転維持費で事業を実施できている傾向にある（参考 38)。

【参考 38】陸上風力発電の規模別の運転維持費

<出力と運転維持費の関係>

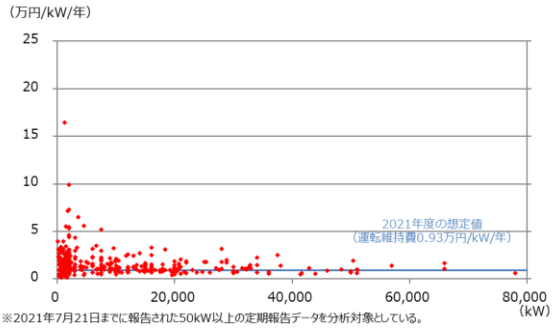

※2021年7月21日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

<規模帯と運転維持費が低い事業の割合>

規模	2021年度の想定値より運転維持費が低い事業の割合（件数ベース）
50kW以上（417件）	**28%（1.56/1.29）**
7,500kW以上（158件）	**37%（1.22/1.07）**
30,000kW-（35件）	**49%（1.05/0.99）**
37,500kW-（18件）	**50%（1.07/0.96）**

※括弧内は資本費の平均値／中央値

③ 陸上風力発電の設備利用率

■ 設備利用率について設置年別・期間別にみると、期間ごとの設備利用率は、その年々の風況等により、ばらつきがあるものの、設置年ごとの設備利用率については、全体的に、設置年が近年になればなるほど、大きくなる傾向にある。例えば、風車の大型化や効率化によって、より高効率で発電できる風車が増加していると考えられる。

■ 2021 年度の想定値 25.6%を超えるデータは多く、特に 2013 年度以降の設置案件の平均値・中央値のほとんどが、25.6%を超えている。また、2023 年度の想定値 28.0%を超えるデータもいくつか見られる。一方で、件数も限られ、データのばらつきが大きいことには留意する必要がある（参考 39)。

【参考 39】陸上風力発電の設置年別の設備利用率

50kW以上全体	設備利用率（平均値）			
設置年	今年度のデータ（2020年6月～2021年5月）	昨年度のデータ（2019年6月～2020年5月）	2年前のデータ（2018年6月～2019年5月）	3年前のデータ（2017年7月～2018年6月）
2020年	27.3%(6)			
2019年	26.9%(16)	24.6%(6)		
2018年	26.0%(6)	31.2%(2)	31.4%(2)	
2017年	26.8%(17)	25.7%(15)	23.7%(12)	26.2%(4)
2016年	26.4%(13)	27.8%(11)	27.5%(15)	29.7%(10)
2015年	24.1%(16)	26.9%(19)	27.5%(19)	27.1%(17)
2014年	22.6%(14)	26.0%(20)	27.5%(18)	27.3%(19)
2013年	25.4%(6)	28.2%(11)	27.2%(9)	29.2%(11)
2012年	20.8%(7)	18.2%(8)	21.1%(8)	22.9%(9)
2011年	22.3%(13)	22.2%(14)	23.0%(11)	22.9%(14)
2006～2010年	20.3%(97)	20.0%(99)	20.0%(83)	20.1%(103)
2000～2005年	17.5%(107)	17.7%(124)	18.5%(102)	17.9%(143)

50kW以上全体	設備利用率（中央値）			
設置年	今年度のデータ（2020年6月～2021年5月）	昨年度のデータ（2019年6月～2020年5月）	2年前のデータ（2018年6月～2019年5月）	3年前のデータ（2017年7月～2018年6月）
2020年	27.5%			
2019年	25.9%	22.9%		
2018年	27.3%	31.2%	31.4%	
2017年	26.4%	25.7%	22.2%	27.0%
2016年	27.8%	27.7%	27.1%	28.5%
2015年	24.0%	27.7%	28.9%	27.4%
2014年	21.8%	27.4%	29.3%	25.8%
2013年	26.4%	29.9%	28.1%	31.9%
2012年	24.7%	17.3%	22.8%	27.7%
2011年	23.4%	23.9%	25.8%	26.0%
2006～2010年	19.3%	19.2%	18.9%	20.3%
2000～2005年	17.5%	17.7%	18.6%	18.9%

※括弧内は件数

④ 陸上風力発電の kWh 当たり発電コスト

■ 陸上風力発電について案件ごとの kWh 当たり発電コストを分析すると、各設置年別の中央値は、概ね 10 円台前半で横ばいに推移していること分かった。また、各案件の kWh 当たりの発電コストをプロットすると、案件ごとのばらつきは大きいものの、なかには、価格目標（8～9 円/kWh）付近のコストで事業を実施できている案件もある。（参考 40）

【参考 40】陸上風力発電の設置年別の kWh 当たりの発電コスト

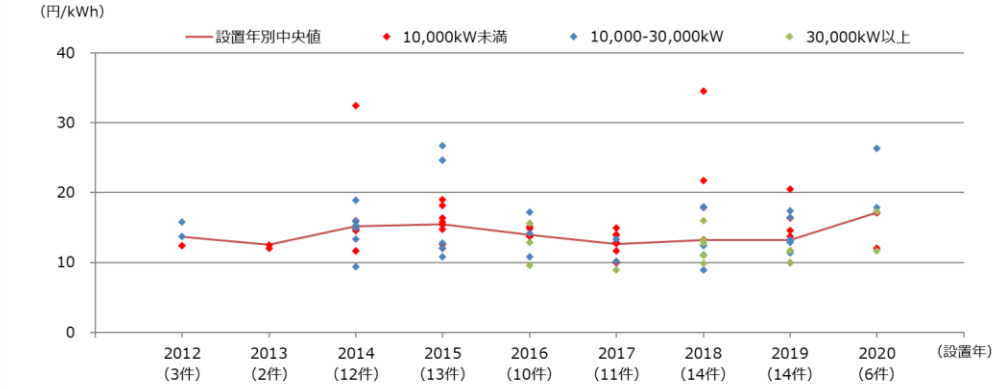

※2021年7月21日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

※（資本費＋運転維持費）／発電電力量により、機械的・簡易的に計算した。割引率は3%と仮定。最新の調達価格等の想定値を使用し、IRR0%及びIRR3%の場合の比率をもとに機械的・簡易的に計算した。

⑤ 陸上風力発電（リプレース）のコスト動向

- リプレース区分における資本費は 43.3 万円/kW であり、2021 年度の想定値（27.2 万円/kW）[15]よりも高かった（参考 41）。他方、件数が 1 件に限定されているため、リプレース区分の資本費の検討にあたっては、引き続き、実態把握が必要である。
- 運転維持費の定期報告データは 1 件で、0.95 万円/kW/年であり、想定値（0.93 万円/kW/年）とほぼ同水準であった。
- 設備利用率のデータについては、現時点までに得られていない。
- このように、リプレース区分については、いずれもデータの数が非常に限られている点に留意が必要であるが、今後、認定案件が稼働する中で得られるコストデータを注視することが重要である。

【参考 41】陸上風力発電の新設とリプレースの資本費の比較

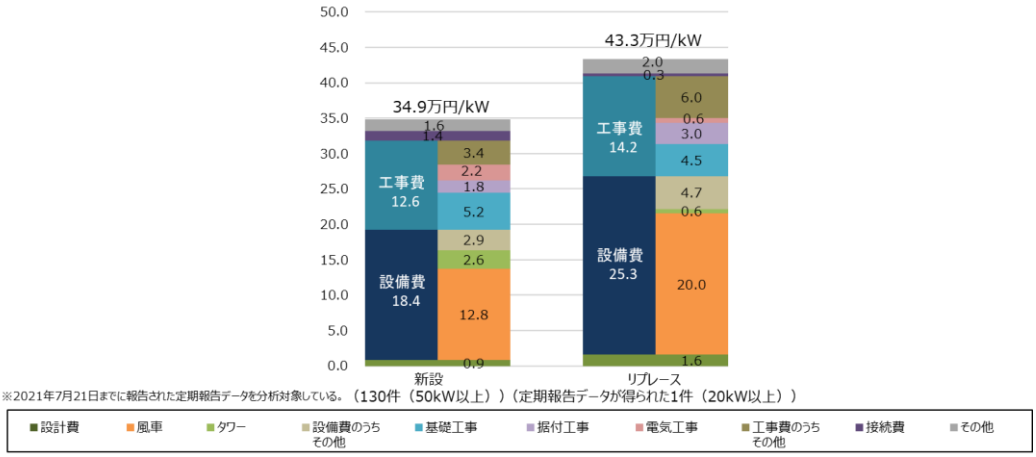

[15] 資本費は、電源線等の系統設備は基本的に全て流用可能であることから、同年度の陸上風力発電（新設）の想定値から接続費を差し引いた値を採用しており、運転維持費・設備利用率は、新設の場合と特段別異に取り扱う理由がないことから、同年度の陸上風力発電（新設）の想定値と同じ値を採用している。

(4) 陸上風力発電（新設）の 2024 年度の入札上限価格

① 陸上風力発電（新設）の 2024 年度の入札上限価格設定方法

■ 昨年度の本委員会で、向こう３年間の複数年度の上限価格を取りまとめてきたことをふまえ、今年度の本委員会では、2024 年度の上限価格の設定方法について、取りまとめることとした。

■ 資本費については、昨年度の本委員会では、30,000kW 以上の中央値に着目して、2023 年度の想定値を 27.5 万円/kW としたが、

- 陸上風力発電の FIT 認定は、小規模事業と大規模事業に大きく二分化しており、特に大規模事業が近年、増加傾向にあること
- 今年度入札において、平均落札価格は 16.16 円/kWh と、上限価格 17.00 円/kWh を大きく下回っており、非常に効率的な費用水準が想定されること

から、2024 年度の想定値については、37,500kW 以上（現行の環境影響評価制度における第２種事業の対象）の中央値に着目して、27.1 万円/kW とした。

■ 運転維持費については、同様に 37,500kW 以上の中央値に着目すると、0.96 万円/kW/年と、2023 年度の想定値 0.93 万円/kW/年と同程度の水準であったことから、2024 年度の想定値は、2023 年度の想定値 0.93 万円/kW/年を据え置くこととした。

■ 設備利用率については、設置年別・期間別のデータにおいて、 2021 年度の想定値 25.6%を超えるデータが多く、特に 2013 年度以降の設置案件の平均値・中央値のほとんどが、25.6%を超えている。また、 2023 年度の想定値 28.0%を超えるデータもいくつか見られたものの、件数も限られ、ばらつきも大きいことから、2024 年度の想定値は 2023 年度の想定値 28.0%を据え置くこととした。

② 陸上風力発電の IRR

■ 陸上風力発電の IRR については、FIT 制度当初の利潤配慮期間の終了以降、「供給量勘案上乗せ措置」として、利潤配慮期間に上乗せされてきた IRR１～２%分に相当する分を上乗せした。

■ こうした中で、昨年度の本委員会では、

- 民間機関の調査によれば、日本の陸上風力発電の資金調達コストは、供給量勘案上乗せ措置を導入することとした 2014 年下半期と比較して、2.4～3.5%程度、低減していること（2020 年下半期時点）

- 一方で、急激な IRR の想定値の変更は、上限価格等の予見可能性を低くし得ることや、入札制の適用等を今後導入していく中で、事業リスクについては見極めていく必要があること

から、資金調達コストの低減の一部を反映させ、2021～2023 年度の陸上風力発電の IRR の想定値は１%低減（すなわち、新設区分は７%、リプレース区分は５%）とした。

■ 2024 年度の IRR の想定値については、以下の状況や 2024 年度まで向こう２年間の期間があることをふまえて、さらに１%低減させて、新設区分は６%、リプレース区分は４%とすることとした。

- 直近５年間、年間１～３GW 程度の認定が続いており、また、今年度の入札結果も概ね順調であったこと

- 民間機関の調査によれば、日本の陸上風力発電の資金調達コストは、供給量勘案上乗せ措置を導入することとした 2014 年下半期と比較して、2.7～3.7%程度、低減していること（2021 年上半期時点）（参考 42）

- 環境影響評価に係る規模要件の見直しや系統運用の見直し等、陸上風力発電を取り巻く事業環境の変化

【参考 42】陸上風力発電の資金調達コスト

	2014年度下半期	最新（2021年上半期）
調達する資金の性質	他人資本（Debt）：75% 自己資本（Equity）：25%	他人資本（Debt）：90～80% 自己資本（Equity）：10～20%
融資分の資金調達コスト (Cost of Debt)	5.27%	1.50～2.00%
自己資本分の資金調達コスト (Cost of Equity)	6.0%	4.5～5.5%
資金調達コスト	**5.45%**	**1.80～2.70%**

出典：BloombergNEFデータより資源エネルギー庁作成。

(5) 陸上風力発電（新設）の 2024 年度の入札対象外の調達価格・基準価格

■ 2024 年度の入札対象範囲外の調達価格については、 2021～2023 年度と同様、 入札上限価格と整合的になるように、入札上限価格と同様の想定値を用いて設定することとした。

(6) 陸上風力発電（リプレース）の 2022 年度の調達価格・基準価格

■ これまで、リプレース区分については、 FIT 認定の件数・容量が限定的であり、入札がもたらす競争・価格低減のメカニズムが期待しにくいことから、入札制の対象としないこととしてきた。引き続き、同様の傾向にあることから、2022 年度についても、入札制の対象としないこととした。

■ その上で、調達価格については、新設区分とは資本費と IRR のみ異なるという考え方に基づき想定値を設定してきた。

■ 資本費については、現時点までに得られている定期報告データは１件のみであるところ、引き続き実態把握に努めることとし、2022 年度のリプレース区分の資本費の想定値については、2021 年度までと同様、2022 年度の入札対象範囲外の調達価格における資本費の想定値から接続費（1.0 万円/kW）を差し引く考え方にもとづき設定することとした。

■ なお、IRR については、昨年度の本委員会での取りまとめのとおり、2022 年度については、5%とする。

(7) 洋上風力発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等

■ FIP 制度は、再エネの自立化へのステップとして電力市場への統合を促していくものであり、FIT 制度から、他電源と共通の環境下で競争する自立化までの途中経過に位置付けられるものである。他の再エネ電源については、来年度から FIP 制度のみ認められる対象が設定されている中で、風力発電についても、早期に FIP 制度の対象としていくことが重要である。

■ 着床式洋上風力発電については、

- 再エネ海域利用法適用対象の公募における複数事業者の参加状況や評価結果をふまえると、再エネ海域利用法適用外を含め、国内の着床式洋上風力発電において、一定程度の競争効果が見込まれる
- 欧州では、着床式洋上風力発電については FIP 制度が主流とされている中、日本においても、将来的なアジア市場等への展開を見据えた国内の環境整備により、事業者の多様なビジネスモデルへの習熟を促すことが重要である

- 再エネ海域利用適用対象/適用外で FIT/FIP 制度の取扱い対象に差を設けると、不当に再エネ海域利用法の適用を回避するインセンティブを与えかねない

- 一方で、2023 年度に認定取得が見込まれる秋田県八峰町及び能代市沖における着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）については、FIT 制度を前提として、すでに公募を開始している

ことから、再エネ海域利用法適用対象/適用外によらず、2024 年度より FIP 制度のみ認められることとした。

■ 一方で、浮体式洋上風力発電については、国内外において実証事業の着実な進展がみられるものの、海外においても、現時点では大規模な商用発電所の運転開始に至っていないことをふまえ、2023 年度・2024 年度も、FIP 制度のみ認められる区分等を設けないとした上で、今後の動向をふまえ検討することとした。

(8) 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の 2023 年度の取扱い

■ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）については、2020 年度には入札制を適用していたが、昨年度の本委員会で、2020 年度の入札実績や、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）は極めて小規模な案件が見込まれることから、2021 年度以降に認定を取得しようとする着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）はそもそも限定的と考えられ、入札制による競争効果もあまり期待できないため、2021 年度・2022 年度は入札対象範囲外とした。

■ その上で、2022 年度の着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の調達価格・基準価格については、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖並びに千葉県銚子市沖における着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）の FIT 認定取得が 2022 年度前後に見込まれることをふまえ、当該地域の公募における供給価格上限額と同額の 29 円/kWh とした。

■ 2023 年度の着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の調達価格・基準価格についても、同様の考え方に基づき、秋田県八峰町及び能代市沖における着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）の FIT 認定取得が 2023 年度前後に見込まれることから、当該地域の公募における供給価格上限額と同額の 28 円/kWh と設定することが考えられる。

■ 一方で、2021 年 12 月末に、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）の公募の評価結果が明らかとなり、当該公募における複数事業者の参加状況や評価結果をふまえると、国内の洋上風力発電においても、一定程度の競争効果が見込まれ、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の区分においても、案件形成の動きも見込まれることから、2023 年度については、改めて入札制を適用することとした。

(9) 浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の 2024 年度の調達価格・基準価格

■ 国内における洋上風力発電の FIT 導入件数・導入容量は２件・４MW、FIT 認定件数・認定容量は 10 件・668MW となっている（2021 年６月時点）。このうち、浮体式洋上風力発電は、FIT 導入・認定いずれも１件・２MW のみとなっており、当該発電事業は、実証事業として導入され、実証事業終了後から現在まで、運転を継続しているものである。

■ また、長崎県五島市沖における浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）の公募の選定事業者の供給価格は、2023 年度までの浮体式洋上風力発電の調達価格・基準価格と同じ 36 円/kWh である。

■ 加えて、浮体式洋上風力発電は、国内外において実証事業の着実な進展がみられるものの、海外においても、現時点では大規模な商用発電所の運転開始に至っていない。

■ 浮体式洋上風力発電については、上述の動向をふまえ、将来的な浮体式洋上風力発電の普及拡大を見据えつつ、事業者の予見可能性を高めることが重要であることから、引き続き、2023 年度の想定値を維持することとした。

■ その上で、技術開発や環境整備の進展、海外におけるコスト低減やビジネスリスクの動向等をふまえて、今後、想定値の設定の仕方を含め、検討することとした。

3. 地熱発電

■ 地熱発電については、エネルギーミックス（148 万 kW）の水準に対して、2021 年 6 月末時点では、FIT 前導入量＋FIT 認定量は 68 万 kW、導入量は 61 万 kW である（参考 43、参考 44）。

【参考 43】地熱発電の FIT 認定量・導入量

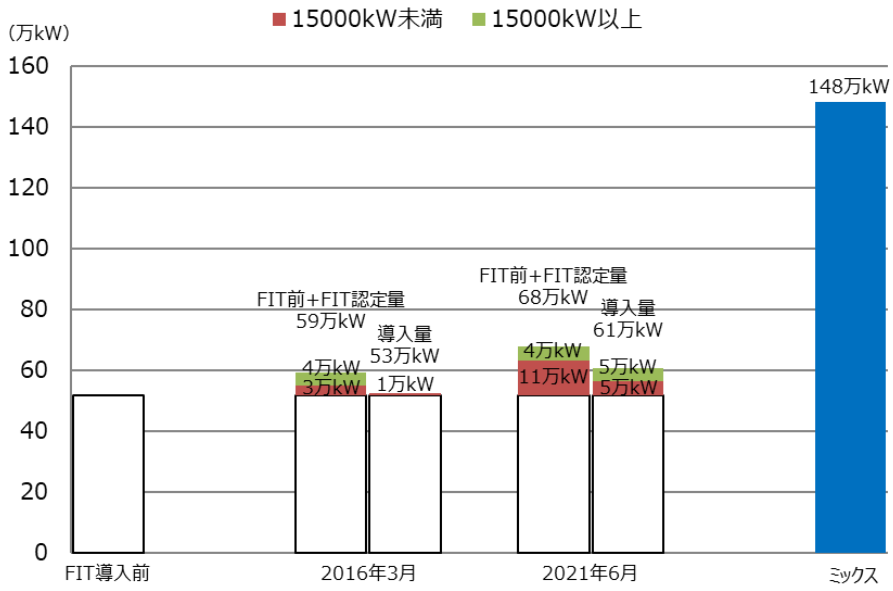

※ 改正FIT法による失効分（2021年6月時点で確認できているもの）を反映済。

【参考 44】地熱発電の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

＜地熱発電（新設）のFIT認定量＞ 単位：kW（件）

認定（新設）	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000以上 7,500kW未満	7,500以上 15,000kW未満	15,000kW以上	合計
2012年度認定	97(2件)	225(2件)	0(0件)	3,405(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,727(6件)
2013年度認定	161(3件)	440(1件)	500(1件)	0(0件)	9,330(2件)	0(0件)	0(0件)	10,431(7件)
2014年度認定	342(9件)	215(2件)	0(0件)	0(0件)	12,049(2件)	0(0件)	46,199(1件)	58,805(14件)
2015年度認定	203(5件)	2,905(17件)	1,100(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	4,208(24件)
2016年度認定	424(8件)	2,482(12件)	550(1件)	0(0件)	4,444(1件)	0(0件)	0(0件)	7,900(22件)
2017年度認定	99(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	99(2件)
2018年度認定	320(7件)	480(1件)	720(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,520(9件)
2019年度認定	50(1件)	250(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	14,900(1件)	0(0件)	15,200(3件)
2020年度認定	278(6件)	280(1件)	625(1件)	1,998(1件)	10,938(3件)	14,900(1件)	0(0件)	29,019(13件)
2021年度認定	0(0件)	500(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	500(2件)
合計	1,975(43件)	7,777(39件)	3,495(6件)	5,403(3件)	36,761(8件)	29,800(2件)	46,199(1件)	131,410(102件)

＜地熱発電（新設）のFIT導入量＞ 単位：kW（件）

導入（新設）	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000以上 7,500kW未満	7,500以上 15,000kW未満	15,000kW以上	合計
2012年度認定	97(2件)	225(2件)	0(0件)	3,405(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,727(6件)
2013年度認定	161(3件)	440(1件)	500(1件)	0(0件)	9,330(2件)	0(0件)	0(0件)	10,431(7件)
2014年度認定	342(9件)	215(2件)	0(0件)	0(0件)	12,049(2件)	0(0件)	46,199(1件)	58,805(14件)
2015年度認定	134(4件)	2,905(17件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,038(21件)
2016年度認定	375(7件)	1,122(7件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,497(14件)
2017年度認定	99(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	99(2件)
2018年度認定	274(6件)	480(1件)	720(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,474(8件)
2019年度認定	50(1件)	250(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	300(2件)
2020年度認定	130(3件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	130(3件)
2021年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	1,662(37件)	5,637(31件)	1,220(2件)	3,405(2件)	21,379(4件)	0(0件)	46,199(1件)	79,502(77件)

※2021年6月末時点　※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
※リプレース区分については、全設備更新で16,600kW（２件）の認定、地下設備流用で12,500kW（１件）の認定・導入がある。

■ 2021 年度の買取価格は、15,000kW 以上で 26 円/kWh、15,000kW 未満で 40 円/kWh である（参考 45）。

【参考 45】地熱発電（30,000kW）の各国の買取価格等

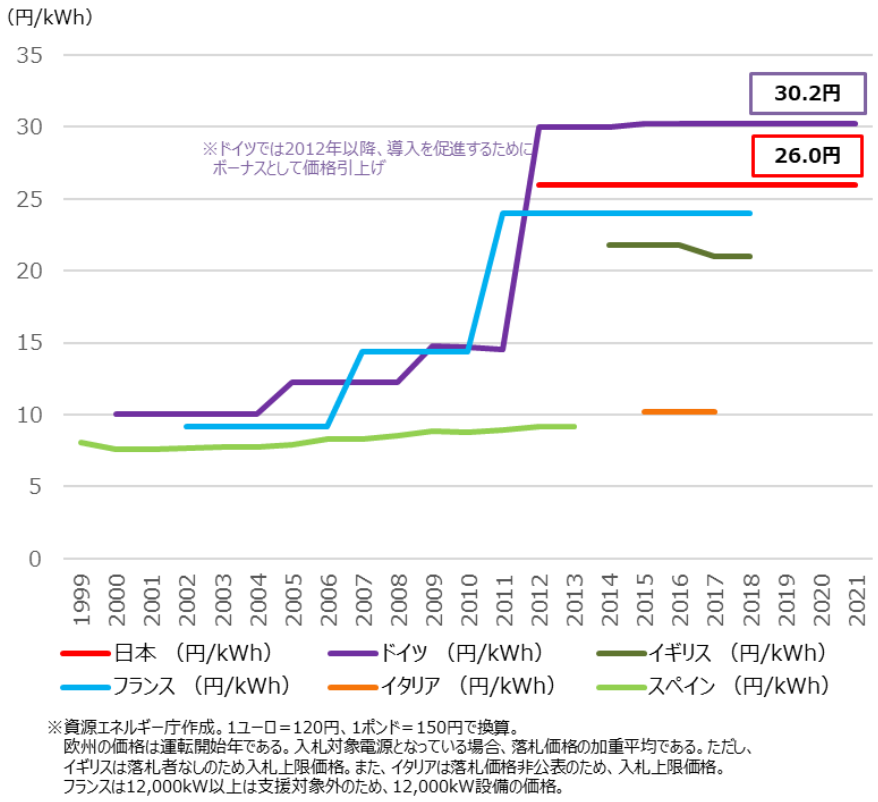

※資源エネルギー庁作成。1ユーロ＝120円、1ポンド＝150円で換算。
欧州の価格は運転開始年である。入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。ただし、
イギリスは落札者なしのため入札上限価格。また、イタリアは落札価格非公表のため、入札上限価格。
フランスは12,000kW以上は支援対象外のため、12,000kW設備の価格。

(1) 地熱発電のコスト動向

① 地熱発電の資本費・運転維持費

■ 15,000kW 未満の資本費の定期報告データは 56 件、運転維持費の定期報告データは 34 件であった。

■ 資本費の平均値は 167 万円/kW、中央値は 168 万円/kW となり、想定値（123 万円/kW）を上回った。また、運転維持費の平均値は 10.3 万円/kW/年、中央値は 7.8 万円/kW/年となり、想定値（4.8 万円/kW/年）を上回った。

■ 一方で、中規模（1,000-7,500kW）案件では、導入件数が少ないものの、平均値は 102 万円/kW と想定値（123 万円/kW）を下回っており、効率的に設置ができていることが確認された。

■ 15,000kW 以上の資本費及び運転維持費の定期報告データは 1 件で

あった。資本費は 61 万円/kW となり、想定値（79 万円/kW）を下回った。また、運転維持費は 2.8 万円/kW/年となり、想定値（3.3 万円/kW/年）を下回った。

■ リプレース区分の資本費の定期報告データは 1 件（15,000kW 未満・地下設備流用区分）であった。資本費が 69 万円/kW となり、想定値（77 万円/kW）を下回った。なお、運転維持費のデータは現時点では得られていない。（参考 46）

【参考 46】地熱発電の出力と資本費・運転維持費の関係

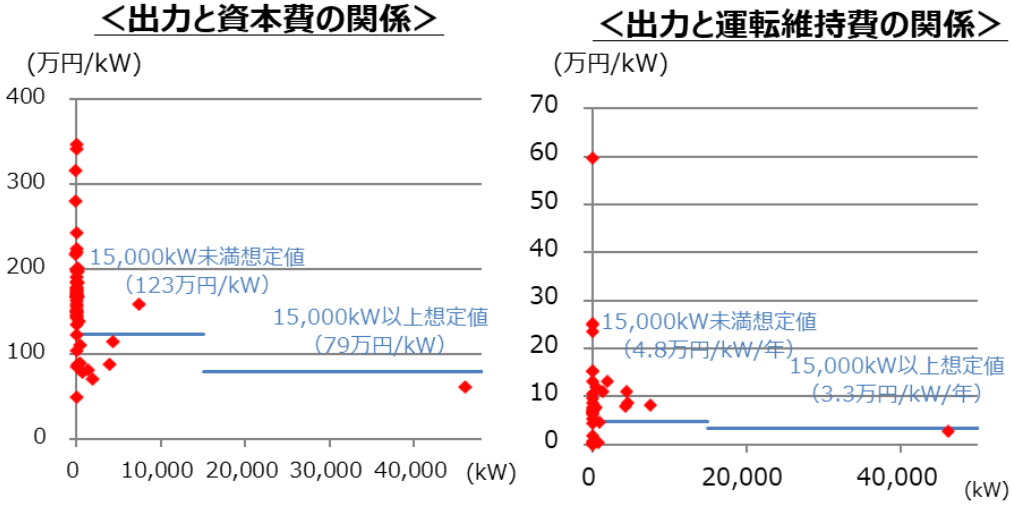

※資本費・運転維持費については、2021年7月21日時点までに報告された定期報告を分析対象としている。

■ より詳細に資本費・運転維持費の規模別内訳を分析すると、資本費については、100kW 未満は平均値 188 万円/kW、100-1,000kW は平均値 154 万円/kW となっている一方、データが少ない点に留意が必要であるが、1,000-7,500kW は平均値 102 万円/kW、15,000kW 以上は 61 万円/kW となっており、1,000kW を超えると特に低コストでの設置が可能となっている。運転維持費については、得られたデータが少ない点に留意が必要ではあるが、規模によるコストの違いはみられなかった。（参考 47）

【参考 47】地熱発電の規模別のコスト動向

	-100kW	100-1,000kW	1,000-7,500kW	7,500-15,000kW	15,000kW-
認定件数 導入件数	43件 37件	45件 33件	11件 6件	2件 0件	1件 1件
資本費 平均値 (万円/kW)	188	154	102	—	61
運転維持費 平均値 (万円/kW/年)	10.0	11.3	10.0	—	2.8※

※15,000kW以上の定期報告データ1件は運転開始から1年を経過した年度のデータであるため、今後の動向に留意が必要。

② 地熱発電の設備利用率

■ 15,000kW 未満の設備利用率データは、ばらつきが大きいものの平均値は 44.2%、中央値は 39.2%となっており、想定値（74.8%）を下回った。一方で、1,000kW 以上 15,000kW 未満に着目すると、その設備利用率データの平均値は 81.0%、中央値は 83.3%となっており、想定値を上回った。15,000kW 以上の設備利用率データは 1 件で、設備利用率は 73.0%であり、想定値（73.9%）とほぼ同水準であった。（参考 48）

【参考 48】地熱発電の出力と設備利用率の関係

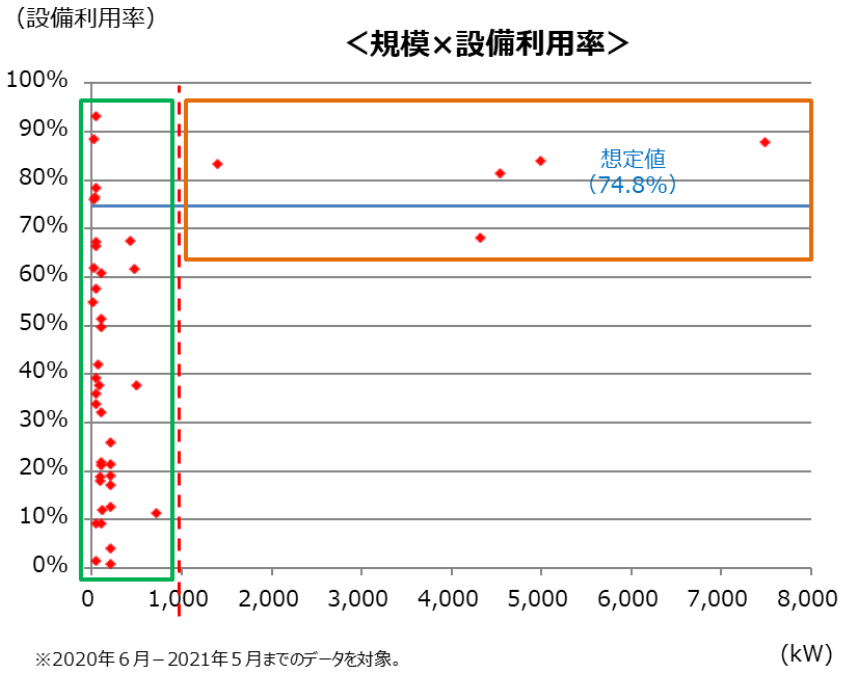

※2020年６月－2021年５月までのデータを対象。

(2) 地熱発電の 2024 年度に FIP 制度のみ認められる対象等

■ 地熱発電については、地元調整、関係法令の手続き等を勘案し、これまで向こう３年間の複数年度の調達価格を取りまとめてきたことをふまえると、引き続き向こう３年間について取扱いを決定することは効果的と考えられる。2023 年度までは既に取扱いが決定しているところ、2024 年度の取扱いについて、本年度に示すこととした。

■ 新規認定において FIP 制度のみ認められる対象については、昨年度の本委員会では、以下の理由から、2022 年度・2023 年度の新規認定で FIP 制度のみ認められる地熱発電の対象を、1,000kW 以上とした。

- 資本費や運転維持費、設備利用率のデータが 1,000kW 未満と 1,000kW 以上で、分布の傾向が異なっていたこと
- 地熱発電は、ベースロード電源であり出力が安定していることから、発電予測が比較的容易、需要側が単体の電源から安定した電気を調達しやすい、といった特徴があるため、FIP 制度により、早期に電力市場へ統合していくことが適切と考えられること

■ 上述のとおり、地熱発電は、自立化へのステップとして、早期に電力市場へ統合していくことが適切である。一方で、定期報告データを用いて規模別のコスト動向を分析したところ、1,000kW を超えると比較的低コストでの事業実施が可能な傾向にあるが、1,000kW 未満についてはコスト水準が高く、資本費の分散も大きい。また、現時点では FIP 制度開始前であり制度開始後の動向を注視する必要がある。

■ 以上をふまえ、新規認定で FIP 制度のみ認められる地熱発電の対象について、2024 年度についても、引き続き 1,000kW 以上とした。

■ また、全設備更新や地下設備流用の区分等については、いずれも認定・導入実績が限られるが、地熱発電の電源特性は、新設も全設備更新も地下設備流用も同様と考えられることから、昨年度の本委員会において、2022 年度・2023 年度の新規認定で FIP 制度のみ認められる対象を 1,000kW 以上とした。同様の考え方に基づき、2024 年度についても、引き続き 1,000kW 以上とすることとした。

(3) 地熱発電の地域活用要件

■ 昨年度の本委員会で、地熱発電の地域活用要件の具体内容については、自家消費型・地域消費型/地域一体型の要件を取りまとめ、これらの要件

を 2022 年度及び 2023 年度は継続し、今後、必要に応じて見直すこととした。

■ これらの要件の適用が未だなされていない状況であることもふまえ、2024 年度についても、基本的に同様の要件を維持して、今後の動向に注視することとした。

■ なお、地域活用要件には、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT 制度による支援の対象に位置付けられる。

■ この「地方公共団体の名義の取り決め」については、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含むものと、昨年度の本委員会で整理されていることから、改正地球温暖化対策推進法に基づく認定も含まれるものと整理した。

(4) 地熱発電の 2024 年度の調達価格・基準価格

■ 15,000kW 未満（新設）について、コストデータによれば、

- 資本費・運転維持費は、平均値・中央値いずれも、2023 年度の調達価格における想定値を上回っている。
- 設備利用率については、平均値・中央値いずれも、 2023 年度の調達価格における想定値を下回っている。

■ 価格目標で中長期的な自立化を目指していることをふまえれば、調達価格・基準価格を 2023 年度よりも引き上げることは適当ではないと考えられる一方、実績では引き下げる水準にも至っておらず、世界的にも価格低減が進んでいるとはいえない。

■ 以上をふまえ、2024 年度の 15,000kW 未満の調達価格・基準価格については、2023 年度の 15,000kW 未満の調達価格・基準価格における想定値を維持することとした。

■ その上で、特に資本費や設備利用率については、小規模案件において、非常にばらつきが大きいことから、その要因等について、来年度の本委員会において、より詳細な分析を行うこととした。

■ 15,000kW 以上(新設)について、導入済み１件のコストデータによれば、資本費・運転維持費は 2023 年度の調達価格における想定値を下回っており、設備利用率は想定値と同程度であるが、まだ報告数が１件のみと少ない。このため、動向を注視することとし、2024 年度の 15,000kW 以上の調達価格・基準価格については、2023 年度の 15,000kW 以上の調達価格・基準価格における想定値を維持することとした。

■ なお、全設備更新や地下設備流用の区分等については、15,000kW 未満における地下設備流用区分の１件のみしか導入実績がない。また、全設備更新や地下設備流用の区分等の調達価格における資本費は、新設の区分等の調達価格における資本費の想定値から、接続費や地下設備の費用を差し引いた値を想定している。これらをふまえ、全設備更新や地下設備流用の区分等についても、新設の区分等と同様、引き続き、2024 年度の各調達価格・基準価格については、2023 年度の調達価格・基準価格における想定値を維持することとした。

4. 中小水力発電

■ 中小水力発電については、エネルギーミックス（1,040 万 kW）の水準に対して、 2021 年 6 月末時点の FIT 前導入量＋FIT 認定量は 1,000 万 kW、導入量は 980 万 kW となっている（参考 49～参考 51）。

【参考 49】中小水力発電の FIT 認定量・導入量

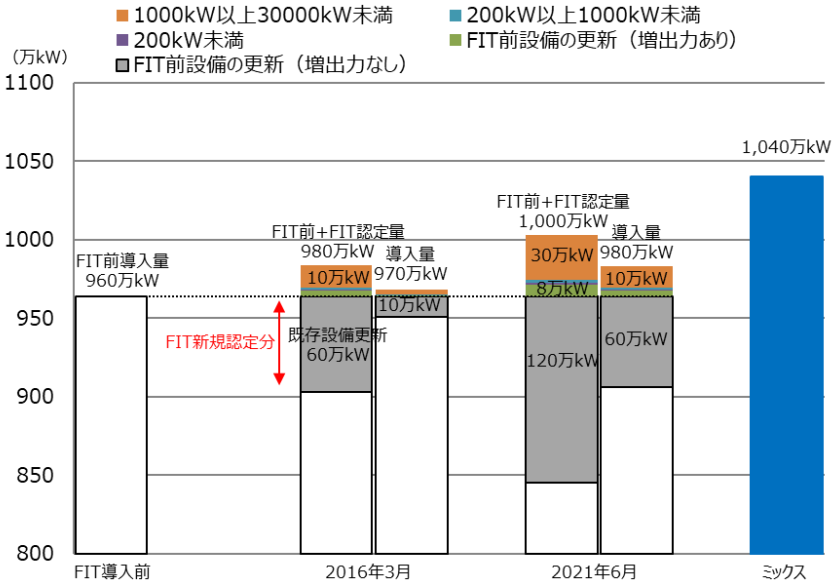

※ 改正FIT法による失効分（2021年6月時点で確認できているもの）を反映済。
※ 新規認定案件の75%は既存設備の更新（増出力なし）、5%は既存設備の更新（増出力あり）と仮定している。

【参考 50】中小水力発電（新設）の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

＜中小水力発電（新設）のFIT認定量＞　単位：kW（件）

認定（新設）	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000以上 5,000kW未満	5,000以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	2,409(31件)	7,877(15件)	12,394(5件)	54,251(5件)	76,932(56件)
2013年度認定	5,434(55件)	11,112(19件)	18,120(9件)	186,181(15件)	220,848(98件)
2014年度認定	10,459(107件)	20,715(37件)	50,527(22件)	228,859(21件)	310,560(187件)
2015年度認定	4,014(51件)	7,079(14件)	4,774(2件)	59,640(4件)	75,507(71件)
2016年度認定	5,218(57件)	6,877(15件)	5,527(3件)	193,514(13件)	211,136(88件)
2017年度認定	1,813(26件)	2,870(6件)	7,999(2件)	47,641(4件)	60,323(38件)
2018年度認定	3,518(58件)	864(2件)	6,303(3件)	21,830(1件)	32,515(64件)
2019年度認定	3,365(45件)	5,727(9件)	20,866(7件)	14,700(2件)	44,658(63件)
2020年度認定	3,897(53件)	9362(16件)	33,039(10件)	82,980(5件)	129,278(84件)
2021年度認定	501(7件)	840(1件)	0(0件)	0(0件)	1,341(8件)
合計	40,628(490件)	73,322(134件)	159,549(63件)	889,598(70件)	1,163,097(757件)

＜中小水力発電（新設）のFIT導入量＞　単位：kW（件）

導入（新設）	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000以上 5,000kW未満	5,000以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	2,409(31件)	7,877(15件)	12,394(5件)	54,251(5件)	76,932(56件)
2013年度認定	5,434(55件)	11,112(19件)	18,120(9件)	150,118(13件)	184,784(96件)
2014年度認定	10,307(106件)	19,415(35件)	50,527(22件)	175,307(16件)	255,555(179件)
2015年度認定	3,619(48件)	7,019(14件)	0(0件)	43,105(3件)	53,803(65件)
2016年度認定	4,527(53件)	5,897(13件)	5,527(3件)	15,330(2件)	31,280(71件)
2017年度認定	1,628(24件)	2,170(5件)	4,999(1件)	16,000(1件)	24,797(31件)
2018年度認定	3,201(53件)	370(1件)	6,303(3件)	0(0件)	9,874(57件)
2019年度認定	1,977(29件)	3,569(5件)	5,480(2件)	0(0件)	11,026(36件)
2020年度認定	1,600(29件)	1,787(4件)	1,000(1件)	0(0件)	4387(34件)
2021年度認定	15(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	15(2件)
合計	34,717(430件)	59,275(111件)	104,350(46件)	454,111(40件)	652,453(627件)

※2021年6月末時点 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考 51】中小水力発電（既設導水路活用型）の年度別・規模別の FIT 認定量・導入量

＜中小水力発電（既設導水路活用型）のFIT認定量＞　単位：kW（件）

認定（既設導水虞活用型）	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000以上 5,000kW未満	5,000以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2013年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2014年度認定	0(0件)	5,888(8件)	8,006(2件)	12,333(1件)	26,227(11件)
2015年度認定	0(0件)	3,925(7件)	1,007(1件)	33,801(3件)	38,733(11件)
2016年度認定	198(1件)	3,413(5件)	3,186(1件)	122,288(10件)	129,086(17件)
2017年度認定	0(0件)	0(0件)	3,000(1件)	16,200(1件)	19,200(2件)
2018年度認定	0(0件)	627(1件)	4,650(1件)	0(0件)	5,277(2件)
2019年度認定	0(0件)	1,040(2件)	6,853(3件)	24,842(2件)	32,735(7件)
2020年度認定	199(1件)	3,522(5件)	9,796(5件)	132,570(9件)	146,087(20件)
2021年度認定	0(0件)	550(1件)	2612(1件)	12,800(1件)	15,962(3件)
合計	397(2件)	18,965(29件)	39,109(15件)	354,834(27件)	413,305(73件)

＜中小水力発電（既設導水路活用型）のFIT導入量＞　単位：kW（件）

導入（既設導水虞活用型）	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000以上 5,000kW未満	5,000以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2013年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2014年度認定	0(0件)	5,888(8件)	3,546(1件)	12,333(1件)	21,767(10件)
2015年度認定	0(0件)	3,596(6件)	1,007(1件)	28,001(2件)	32,604(9件)
2016年度認定	198(1件)	2,963(4件)	3,186(1件)	15,654(2件)	22,002(8件)
2017年度認定	0(0件)	0(0件)	3,000(1件)	16,200(1件)	19,200(2件)
2018年度認定	0(0件)	627(1件)	0(0件)	0(0件)	627(1件)
2019年度認定	0(0件)	770(1件)	4,400(2件)	0(0件)	5,170(3件)
2020年度認定	199(1件)	700(1件)	0(0件)	11,600(1件)	12,499(3件)
2021年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	397(2件)	14,544(21件)	15,139(6件)	83,788(7件)	113,868(36件)

※2021年6月末時点 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

■ 2021 年度の買取価格は、200kW 以上 1,000kW 未満で 29 円/kWh などであるが、海外の買取価格と比べて高い。（参考 52）

【参考 52】中小水力発電（200kW）の各国の価格

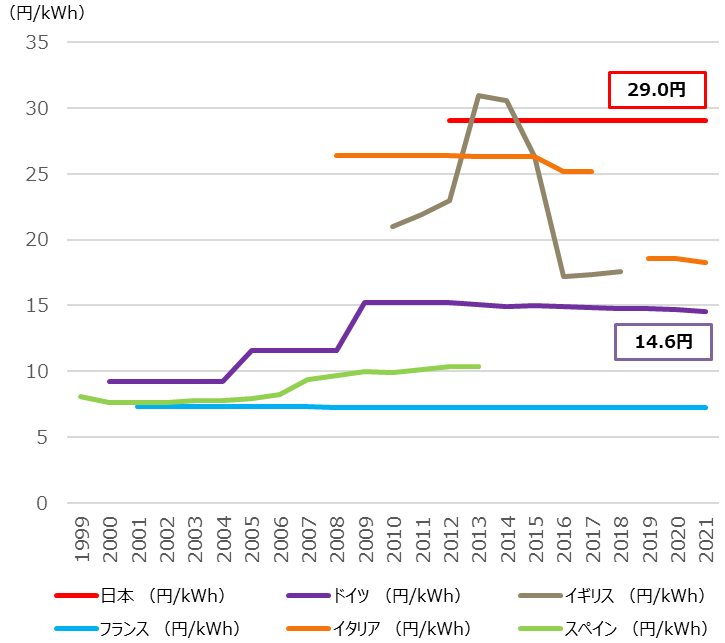

※資源エネルギー庁作成。1ユーロ＝120円、1ポンド＝150円で換算。
欧州の価格は運転開始年である。入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。
フランスは発電効率等により価格が異なるが、最も安い場合の価格を採用した。

(1) 中小水力発電のコスト動向

■ 資本費の定期報告データはFIT制度開始後に運転開始した案件に限られるが、中小水力発電はFIT制度開始前から運転している案件が多数存在することから、例年どおり、FIT制度開始前に運転開始した案件に対して別途コストデータの調査を行った結果を加えて分析を行っている。

① 中小水力発電の資本費

■ 200kW未満の資本費のデータは426件であった。既設導水路活用型に相当する案件を除くと（404件)、平均値293万円/kW、中央値226万円/kW。補助金案件が多く含まれる100kW未満及び異常値除外のため300万円/kW以上の高額案件を除くと、平均値170万円/kW、中央値165万円/kWとなる。想定値（100万円/kW）を上回っており、分散が大きい。

■ 200kW以上1,000kW未満のデータは174件であった。既設導水路活用型に相当する案件を除くと（136件)、平均値134万円/kW、中央値106万円。異常値除外のため300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値117万円/kW、中央値102万円/kWとなる。想定値（80万円/kW）を上回っており、分散が大きい。

■ 1,000kW以上5,000kW未満の資本費のデータは84件であった。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(48件)、平均値198万円/kW、中央値83万円/kW。想定値の設定時と同様に300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値91万円/kW、中央値81万円/kWとなり、想定値（93万円/kW）と概ね同水準となる。

■ 5,000kW以上30,000kW未満の資本費のデータは53件であった。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(23件)、平均値95万円/kW、中央値37万円/kW。想定値の設定時と同様に300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値51万円/kW、中央値37万円/kWとなり、想定値（69万円/kW）を下回る。（参考53）

【参考 53】中小水力発電（新設）の出力と資本費の関係

＜200kW 未満＞

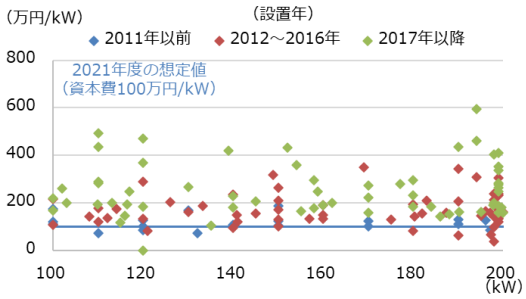

200kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	118.3	157.9	204.0
中央値（万円/kW）	111.4	154.9	195.5

※ただし、新設は、平均値・中央値は補助金案件が多く含まれる100kW未満については除外している

＜200kW 以上 1,000kW 未満＞

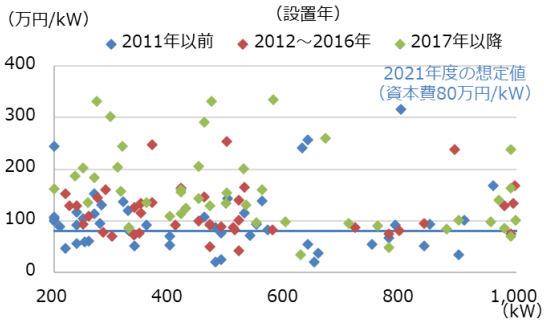

200-1,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	96.0	116.9	141.5
中央値（万円/kW）	91.9	100.6	135.2

＜1,000kW 以上 5,000kW 未満＞

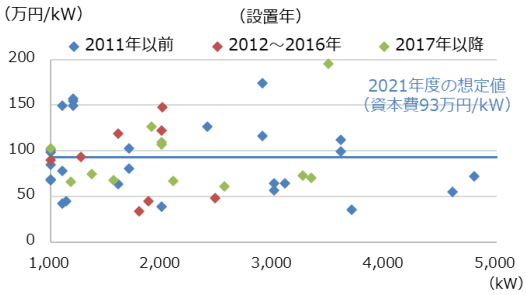

1,000-5,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	91.0	87.4	93.3
中央値（万円/kW）	80.7	91.6	73.7

＜5,000kW 以上 30,000kW 未満＞

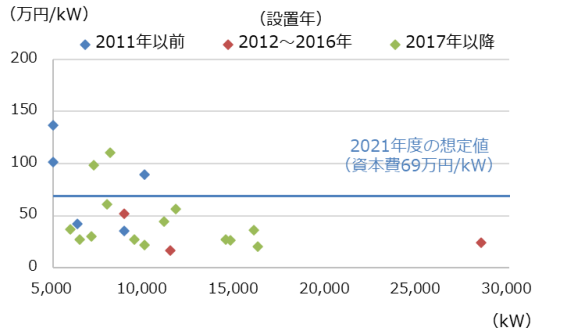

5,000-30,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	81.0	31.0	44.6
中央値（万円/kW）	89.4	24.2	33.0

- 既設導水路活用型[16]については、200kW 未満（22 件）の平均値は 169 万円/kW、中央値は 169 万円/kW となり、想定値（50 万円/kW）を上回る。
- また、200kW 以上 1,000kW 未満（38 件）の平均値は 75 万円/kW、中央値は 69 万円/kW となり、想定値（40 万円/kW）を上回る。
- 1,000kW 以上 5,000 未満（36 件）の平均値は 46 万円/kW、中央値は 39 万円/kW となり、想定値（46.5 万円/kW）と概ね同水準。
- また、5,000kW 以上 30,000kW 未満（30 件）の平均値は 26 万円/kW、中央値 21 万円/kW となり、想定値（34.5 万円/kW）を下回る。（参考 54）

16 これらは想定値の設定時と同様に 300 万円/kW 以上の高額案件を除いたデータである。

【参考 54】中小水力発電（既設導水路活用型）の出力と資本費の関係

＜200kW 未満＞

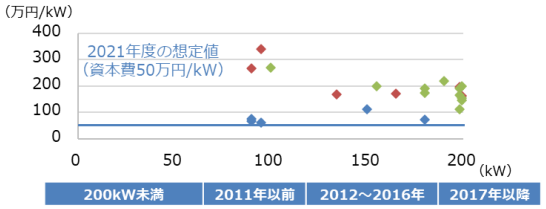

200kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	78.3	192.9	183.7
中央値（万円/kW）	73.6	169.7	190.9

＜200kW 以上 1,000kW 未満＞

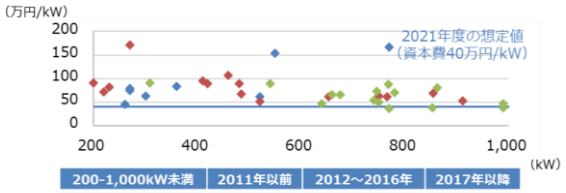

200-1,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	90.7	81.0	61.9
中央値（万円/kW）	76.9	71.6	65.6

＜1,000kW 以上 5,000kW 未満＞

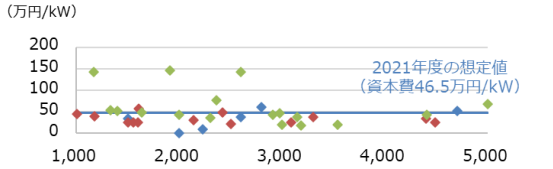

1,000-5,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	32.4	33.6	60.9
中央値（万円/kW）	36.1	29.6	46.6

＜5,000kW 以上 30,000kW 未満＞

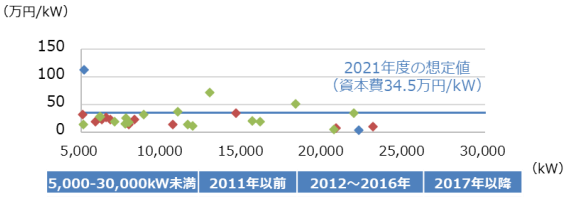

5,000-30,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	58.0	20.4	25.8
中央値（万円/kW）	58.0	22.2	20.3

②　中小水力発電の運転維持費

- 200kW 未満の運転維持費のデータは 358 件であった。平均値 6.2 万円/kW/年、中央値 3.6 万円/kW/年となり、想定値（7.5 万円/kW/年）を下回るが、想定値より高い案件も一定数存在する。
- 200kW 以上 1,000kW 未満の運転維持費のデータは 198 件であった。平均値 3.1 万円/kW/年、中央値 2.3 万円/kW/年となり、想定値（6.9 万円/kW/年）を下回るが、想定値より高い案件も一定数存在する。
- 1,000kW 以上 5,000kW 未満の運転維持費のデータは 79 件であった。平均値 2.6 万円/kW/年、中央値 1.8 万円/kW/年となり、想定値（0.95 万円/kW/年）を上回るが、分散が大きい。
- 5,000kW 以上 30,000kW 未満の運転維持費のデータは 45 件であった。平均値 1.2 万円/kW/年、中央値 1.1 万円/kW/年となり、想定値（0.95 万円/kW/年）をやや上回るが、分散が大きい。（参考 55）

【参考 55】中小水力発電の出力と運転維持費の関係

＜200kW 未満＞

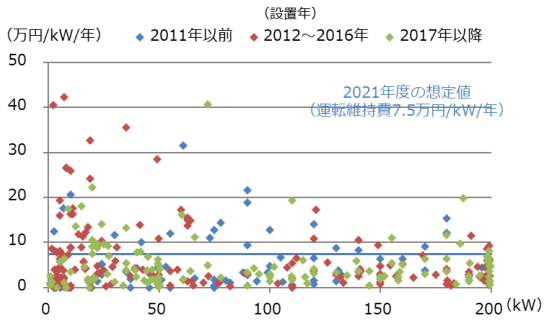

200kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	6.2	6.9	5.5
中央値（万円/kW）	3.9	3.7	3.5

＜200kW 以上 1,000kW 未満＞

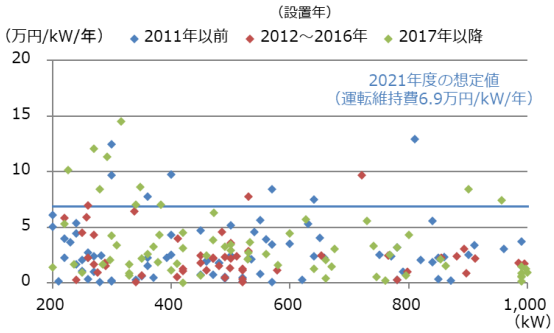

200-1,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	3.0	2.5	3.8
中央値（万円/kW）	2.3	2.2	2.6

＜1,000kW 以上 5,000kW 未満＞

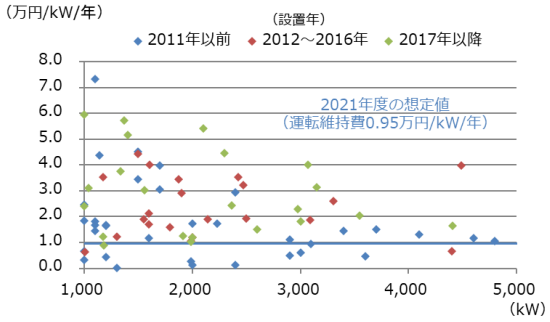

1,000-5,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	2.1	2.3	3.5
中央値（万円/kW）	1.5	1.9	2.4

＜5,000kW 以上 30,000kW 未満＞

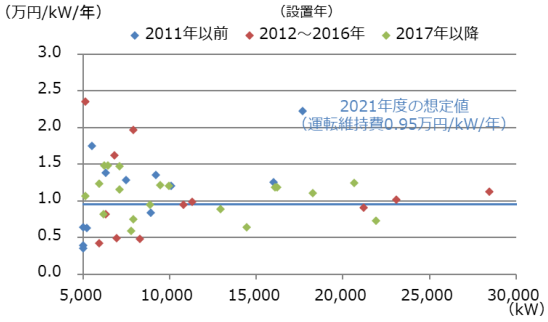

5,000-30,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	1.6	1.1	1.1
中央値（万円/kW）	1.3	0.9	1.2

③　中小水力発電の設備利用率

■　設備利用率は、全体として、ばらつきが大きい。1,000kW 以上の各区分では、想定値を上回る傾向が見られる。（参考 56）

【参考 56】中小水力発電の出力と設備利用率の関係

＜200kW 未満＞

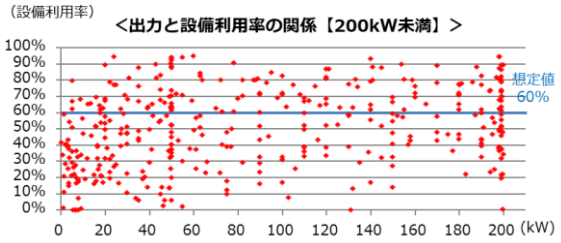

＜200kW 以上 1,000kW 未満＞

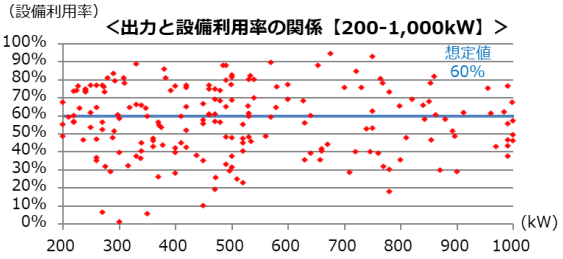

＜1,000kW 以上 5,000kW 未満＞

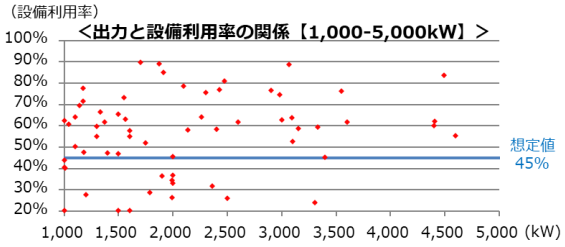

＜5,000kW 以上 30,000kW 未満＞

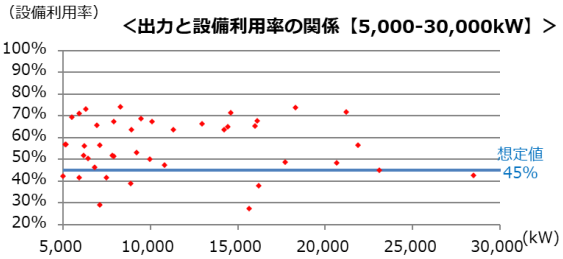

出力	件数	平均値	中央値	2021年度想定値
200kW未満	380	50.7%	51.4%	60%
200-1,000kW	189	57.0%	58.2%	60%
1,000-5,000kW	63	56.3%	59.3%	45%
5,000-30,000kW	42	56.2%	56.5%	45%

■ なお、今年度の本委員会において、中小水力４団体から、設備利用率は年ごとの降雨量等により変化し、かつ、水力発電は保安規程等に基づきオーバーホールなど数ヶ月にわたる停止が必要となることから、長期的なデータを基に調達価格・基準価格を算出する必要があるという意見があった。

■ こうした意見をふまえ、これまでの運転開始からの全期間での運転維持費の平均値・中央値を分析したところ、いずれの規模においても、直近１年間の運転維持費の平均値・中央値と同水準となった。

■ 同様に、設備利用率についても、運転開始からの全期間での平均値・中央値を分析したところ、いずれの規模においても、直近１年間の設備利用率の平均値・中央値と同水準となった。（参考 57）

【参考 57】中小水力発電の全期間での運転維持費・設備利用率

<全期間での運転維持費>

200kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	5.2	5.9	6.0
中央値（万円/kW）	4.1	3.9	3.7

200-1,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	2.8	2.5	3.4
中央値（万円/kW）	2.1	2.0	2.5

1,000-5,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	1.9	2.0	3.4
中央値（万円/kW）	1.3	1.8	2.5

5,000-30,000kW未満	2011年以前	2012～2016年	2017年以降
平均値（万円/kW）	1.5	1.0	1.2
中央値（万円/kW）	1.2	0.9	1.1

<全期間での設備利用率>

出力	件数	平均値	中央値	2021年度想定値
200kW未満	500	49.1%	50.3%	60%
200-1,000kW	237	56.6%	58.4%	60%
1,000-5,000kW	91	57.6%	57.4%	45%
5,000-30,000kW	57	53.7%	52.4%	45%

④ 中小水力発電の発電コスト

■ 中小水力発電(新設)の kWh 当たりの発電コストに着目すると、200kW 未満及び 200kW 以上 1,000kW 未満の kWh 当たりの発電コストは、調達価格と概ね同水準かやや上回る。1,000kW 以上 5,000kW 未満、5,000kW 以上の kWh 当たりの発電コストは、調達価格と比べて大幅に低く、卸電力市場価格と同水準となる（参考 58)。

【参考 58】中小水力発電（新設）の規模別の発電コスト

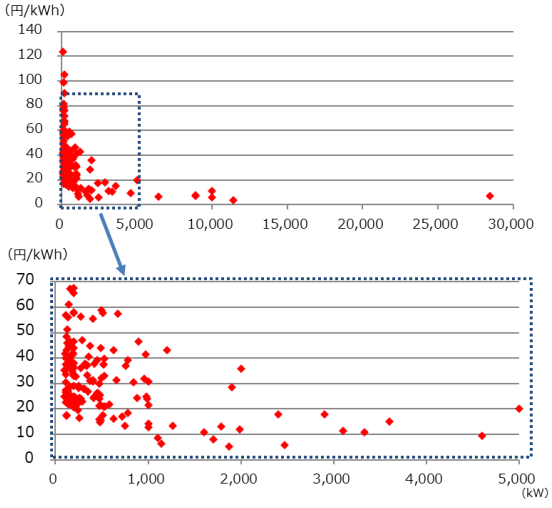

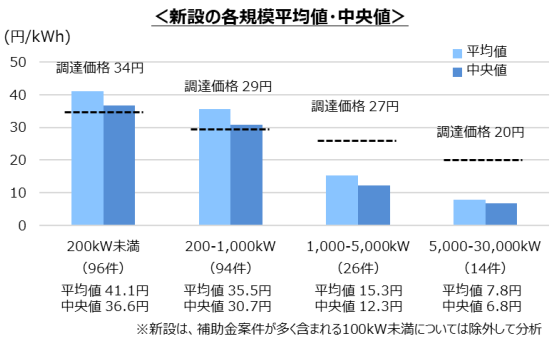

（資本費＋運転維持費）／発電電力量により、機械的･簡易的に計算した。
割引率は3%と仮定（適正な利潤は考慮せず）。最新の調達価格の想定値を使用し、IRR0%及びIRR3%の場合の比率をもとに機械的･簡易的に計算した。
なお、グラフはFIT前導入案件を含む。

■ 中小水力発電（既設導水路活用型）の kWh 当たりの発電コストに着目すると、200kW 未満及び 200kW 以上 1,000kW 未満の kWh 当たりの発電コストは、調達価格と概ね同水準かやや上回る。1,000kW 以上 5,000kW 未満、5,000kW 以上の kWh 当たりの発電コストは、調達価格

と比べて低く、卸電力市場価格以下の水準となる（参考 59）。

【参考 59】中小水力発電（既設導水路活用型）の規模別の発電コスト

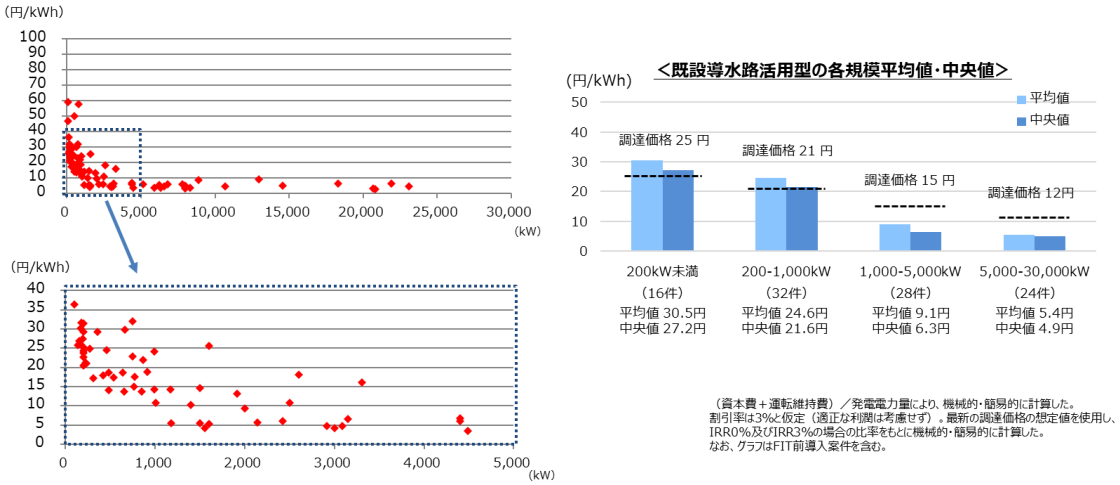

(2) 中小水力発電の 2024 年度に FIP 制度のみ認められる対象

■ 中小水力発電については、地元調整、関係法令の手続きに時間がかかるおそれがあるため、これまで原則向こう３年間の複数年度の調達価格を取りまとめてきたことをふまえると、引き続き向こう３年間について取扱いを決定することは効果的と考えられる。2023 年度まで概ね既に取扱いが決定しているところ、2024 年度の取扱いについては、本年度に示すことを基本とした。ただし、1,000kW 以上 30,000kW 未満の調達価格・基準価格については、昨年度の本委員会で、2022 年度まで取りまとめたことをふまえて、2023 年度以降の調達価格・基準価格について適切な範囲で示すこととした。

■ 新規認定で FIP 制度のみ認められる対象については、昨年度の本委員会では、以下の理由から、 2022 年度・2023 年度の新規認定で FIP 制度のみ認められる中小水力発電の対象を、1,000kW 以上とした。

- 新設案件・既設導水路活用型案件ともに、1,000kW を超えると全体として安価での事業実施が可能な傾向にあること
- 中小水力発電は、ベースロード電源であり出力が安定していることから、発電予測が比較的容易、需要側が単体の電源から安定した電気を調達しやすい、といった特徴があり、FIP 制度により、早期に電力市場へ統合していくことが適切と考えられること

■ 上述のとおり、中小水力発電は、自立化へのステップとして、早期に電

力市場へ統合していくことが適切と考えられる。一方で、定期報告データを用いて規模別のコスト動向を分析したところ、1,000kW を超えると全体として安価での事業実施が可能な傾向にあるが、1,000kW 未満についてはコスト水準が高く、資本費データの分散も大きい。また、現時点では FIP 制度開始前であり、制度開始後の動向を注視する必要がある。

■ 以上をふまえ、新規認定で FIP 制度のみ認められる中小水力発電の対象について、2024 年度も、新設、既設導水路活用型いずれも 1,000kW 以上とした。

(3) 中小水力発電の地域活用要件

■ 地熱発電と同様に、2024 年度についても、基本的に 2022 年度・2023 年度と同様の要件を維持して、今後の動向に注視することとした。

(4) 中小水力発電の 2023 年度以降の調達価格・基準価格

① 200kW 未満、200kW 以上 1,000kW 未満について

■ 200kW 未満、200kW 以上 1,000kW 未満についてコストデータによれば、新設・既設導水路活用型それぞれの

- 資本費：平均値・中央値いずれも 2023 年度の調達価格における想定値を上回る。
- 運転維持費：平均値・中央値いずれも想定値を下回る。
- 設備利用率:平均値・中央値いずれも想定値と同水準かやや下回る。
- 結果として、新設・既設導水路活用型それぞれの kWh 当たりの発電コストは、平均値・中央値いずれも 2023 年度の調達価格と概ね同水準かやや上回る。
- また、導入量が大きく増えている状況にはない。

■ 一方で、基本的な方向性として、価格目標で中長期的な自立化を目指していることをふまえれば、調達価格・基準価格を 2023 年度よりも引き上げることは適当ではないと考えられる。

■ これらをふまえ、2024 年度の 200kW 未満及び 200kW 以上 1,000kW 未満の調達価格・基準価格については、新設、既設導水路活用型いずれも、2023 年度の 200kW 未満及び 200kW 以上 1,000kW 未満の調達価格・基準価格における想定値を維持することとした。

② 1,000kW 以上 5,000kW 未満について

■ 新設については、資本費の想定値 93 万円/kW は、平均値 91 万円/kW・中央値 81 万円/kW と概ね同水準であることから維持することが適当と考えられる。

■ 運転維持費の想定値 0.95 万円/kW/年は、平均値 2.6 万円/kW/年・中央値 1.8 万円/kW/年の半分未満となっていることから想定値を引き上げ、一方で、設備利用率の想定値 44.8%は、 多くの事業がそれを上回っており平均値 56.3%・中央値 59.3%であることから、想定値を引き上げることが考えられる[17]。

■ 一方で、運転維持費と設備利用率については、今年度のヒアリングにおいて、中小水力発電４団体からは、オーバーホールにより、 10～15 年毎に、数カ月間の運転停止や運転維持費の上振れが起こることから、こうした実態をふまえるべきとの意見があった。定期報告データから、運転維持費や設備利用率にそのような傾向は見られなかったが、FIT 制度開始からまだ 10 年目であり、今後、オーバーホールの実施により、運転維持費の増加や設備利用率の低下の可能性も考えられる。一方で、オーバーホールの期間は稼働年数全体から見れば限られるため、その影響は限定的である可能性も十分に考えられる。このように、オーバーホールによる運転維持費や設備利用率への影響は、不透明なところもあることから、今後、追加的な調査を行い、更なる実態把握に努めるべきと考えられる。

■ 以上をふまえ、2023 年度の調達価格・基準価格における想定値は、運転維持費・設備利用率を含め、引き続き、2022 年度の調達価格・基準価格における各想定値を維持することとした。その上で、2024 年度以降は、上述の調査の結果等をふまえながら、想定値の見直しについて、引き続き検討することとした。

■ 既設導水路活用型については、新設とは、資本費のみ異なるという考え方にもとづき想定値を設定してきた。

■ 既設導水路活用型の資本費の想定値 46.5 万円/kW は、平均値 46 万円/kW・中央値 39 万円/kW と概ね同水準であることから、維持することが

[17] 運転維持費・設備利用率の想定値・実績は、既設導水路活用型を含む値である。

適当と考えられる。

■ 以上をふまえ、2023 年度の調達価格・基準価格における各想定値は、引き続き、2022 年度の調達価格・基準価格における各想定値を維持することとした。その上で、2024 年度以降は、コスト動向や上述の調査の結果等をふまえながら、想定値の見直しについて、引き続き検討することとした。

③ 5,000kW 以上 30,000kW 未満について

■ 新設については、資本費は、平均値 51 万円/kW・中央値 37 万円/kW と、想定値 69 万円/kW を下回る。特に、2012 年～2016 年と 2017 年以降の設置案件については、平均値がそれぞれ 31 万円/kW、45 万円/kW と、想定値を大きく下回る。一方で、今年度のヒアリングにおいて、中小水力発電４団体から、開発地点の奥地化により今後は資本費がこれまでより上昇する可能性があるとの指摘があった。これまでの実績から、こうした傾向は確認できないものの、今後、指摘のように資本費が上昇する可能性も否定できないことをふまえて、想定値として、直近の設置案件の平均値ではなく、まず、これまで全期間の平均値 51 万円/kW を採用することとした。

■ 運転維持費は、平均値 1.2 万円/kW/年・中央値 1.1 万円/kW/年と想定値 0.95 万円/kW/年をやや上回ることから想定値をやや引き上げ、一方で、設備利用率の想定値 44.8%は、 多くの事業がそれを上回っており平均値 56.2%・中央値 56.5%であることから、想定値を引き上げることも考えられる[18]。

■ 一方で、運転維持費・設備利用率については、1,000kW 以上 5,000kW 未満と同様、オーバーホールの影響に関して、今後、追加的な調査を行い、更なる実態把握に努めるべきと考えられる。

■ 以上をふまえ、2023 年度の調達価格・基準価格における想定値は、資本費については 51 万円/kW を採用し、他の想定値については、引き続き、2022 年度の調達価格・基準価格における各想定値を維持することとした。

■ その上で、2024 年度以降については、コスト動向や上述の調査の結果、直近の資本費の上昇要因に関する分析等をふまえながら、今後の更なる

[18] 運転維持費・設備利用率の想定値・実績は、既設導水路活用型を含む値である。

想定値の見直しについて、引き続き検討することとした。

- 既設導水路活用型については、新設とは、資本費のみ異なるという考え方にもとづき想定値を設定してきた。
- 既設導水路活用型の資本費の想定値 34.5 万円/kW は、平均値 26 万円/kW・中央値 21 万円/kW と想定値を大きく下回る。今年度のヒアリングにおいて、中小水力発電４団体から、開発地点の奥地化により今後は資本費がこれまでより上昇する可能性があるとのがあったが、既設導水路活用型については指摘はあたらないことから､想定値として平均値 26 万円/kW を採用することとした。
- 以上をふまえ、2023 年度の調達価格・基準価格における想定値は、資本費については 26 万円/kW を採用し、他の想定値については、引き続き、2022 年度の調達価格･基準価格における各想定値を維持することとした。
- その上で、2024 年度以降については、コスト動向や前述の調査の結果等をふまえながら、今後の更なる想定値の見直しについて、引き続き検討することとした。

5. バイオマス発電

■ バイオマス発電については、FIT 制度開始前の導入量と 2021 年６月時点の FIT 認定量を合わせた容量は、1,036 万 kW となっており、エネルギーミックスの水準（800 万 kW）を超えている。（参考 60～参考 62）

【参考 60】バイオマス発電の FIT 認定量・導入量

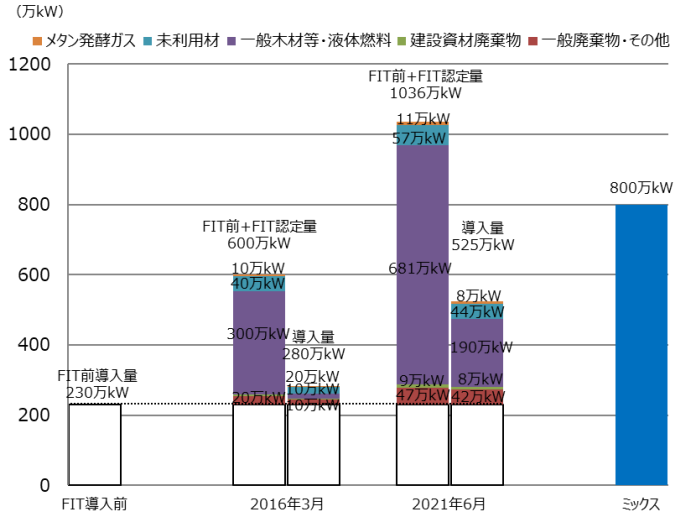

※ 改正FIT法による失効分（2021年６月時点で確認できているもの）を反映済。
※ バイオマス比率考慮済。

【参考 61】バイオマスの FIT 認定量

認定	メタン発酵バイオガス	未利用材			一般木材等	
	10,000kW未満	2,000kW未満	2,000kW以上 10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上
2012年度認定	2,553(16件)	0(0件)	17,800(3件)	16,530(1件)	6,065(2件)	29,500(1件)
2013年度認定	10,729(36件)	4,700(5件)	99,130(15件)	166,512(8件)	18,859(4件)	420,176(14件)
2014年度認定	17,519(45件)	3,989(2件)	37,394(6件)	0(0件)	0(0件)	449,389(11件)
2015年度認定	11,296(29件)	9,146(6件)	33,100(5件)	0(0件)	18,250(3件)	550,037(11件)
2016年度認定	23,472(48件)	28,846(29件)	25,650(4件)	195(1件)	25,957(6件)	3,050,201(51件)
2017年度認定	7,258(17件)	5,387(10件)	20,700(3件)	18,000(1件)	99,30(3件)	1,269,031(17件)
2018年度認定	6,185(16件)	10,817(10件)	0(0件)	0(0件)	50,040(6件)	0(0件)
2019年度認定	8,178(23件)	15,470(34件)	20,300(3件)	0(0件)	38,970(5件)	0(0件)
2020年度認定	21,144(28件)	19,812(39件)	7,100(1件)	0(0件)	7,500(1件)	0(0件)
合計	108,334(258件)	98,166(135件)	261,174(40件)	201,236(11件)	175,571(30件)	5,768,333(105件)

認定	液体燃料	建設資材廃棄物		一般廃棄物その他バイオマス		合計
		10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上	
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	27,840(12件)	36,289(5件)	136,576(40件)
2013年度認定	53,363(2件)	9,300(2件)	0(0件)	35,540(14件)	54,757(4件)	873,066(104件)
2014年度認定	44,680(3件)	0(0件)	0(0件)	40,271(25件)	27,515(3件)	620,757(95件)
2015年度認定	55,139(4件)	0(0件)	24,400(1件)	20,941(9件)	6,429(1件)	728,737(69件)
2016年度認定	675,250(19件)	1,990(1件)	50,000(1件)	24,679(18件)	810(1件)	3,907,050(179件)
2017年度認定	37,406(10件)	0(0件)	0(0件)	1,529(1件)	83023(3件)	1,452,264(65件)
2018年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	26,795(15件)	0(0件)	93,837(47件)
2019年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	47,870(17件)	17,713(2件)	148,501(84件)
2020年度認定	1,920(1件)	0(0件)	8,520(1件)	8,252(3件)	0(0件)	74,248(74件)
合計	867,759(39件)	11,290(3件)	82,920(3件)	233,715(114件)	226,536(19件)	80,035,034(757件)

単位：kW（件）

※2021年6月末時点 ※ 出力はバイオマス比率考慮後出力 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考 62】バイオマスの FIT 導入量

導入	メタン発酵バイオガス	未利用材			一般木材等	
	10,000kW未満	2,000kW未満	2,000kW以上 10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上
2012年度認定	2,553(16件)	0(0件)	17,800(3件)	16,530(1件)	6,065(2件)	29,500(1件)
2013年度認定	10,729(36件)	4,700(5件)	99,130(15件)	166,512(8件)	18,859(4件)	420,176(14件)
2014年度認定	17,519(45件)	1,995(1件)	37,394(6件)	0(0件)	0(0件)	399,389(10件)
2015年度認定	10,706(27件)	6,040(4件)	33,100(5件)	0(0件)	12,500(2件)	348,757(8件)
2016年度認定	16,360(38件)	14,203(17件)	12,800(2件)	195(1件)	20,967(5件)	535,838(9件)
2017年度認定	5,418(12件)	1,312(5件)	20,700(3件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2018年度認定	4,140(14件)	2,266(4件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2019年度認定	6,140(18件)	505(11件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2020年度認定	3,644(13件)	100(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	77,208(220件)	31,121(48件)	220,924(34件)	183,236(10件)	58,391(13件)	1,733,660(42件)

導入	液体燃料	建設資材廃棄物		一般廃棄物その他バイオマス		合計
		10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上	
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	27,840(12件)	36,289(5件)	136,576(40件)
2013年度認定	53,363(2件)	9,300(2件)	0(0件)	35,540(14件)	54,757(4件)	873,066(104件)
2014年度認定	25,862(2件)	0(0件)	0(0件)	40,471(25件)	27,515(3件)	549,945(92件)
2015年度認定	3,759(2件)	0(0件)	24,400(1件)	20,941(9件)	6,429(1件)	466,631(59件)
2016年度認定	41,740(2件)	1,990(1件)	50,000(1件)	24,679(18件)	0(0件)	718,771(94件)
2017年度認定	7,966(4件)	0(0件)	0(0件)	1,529(1件)	83,023(3件)	119,948(29件)
2018年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	15,570(9件)	0(0件)	21,976(27件)
2019年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	36,161(12件)	10,547(1件)	53,352(42件)
2020年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,744(14件)
合計	132,691(12件)	11,290(3件)	74,400(2件)	202,530(100件)	218,560(17件)	2,944,010(501件)

単位：kW（件）　※2021年6月末時点　※ 出力はバイオマス比率考慮後出力　※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

■ 2020 年度の買取価格は、入札対象外の一般木材等（10,000kW 未満）では 24 円/kWh であるなど、海外のバイオマス発電の買取価格と比べて高い（参考 63）。

【参考 63】バイオマス発電（5,000kW、ペレット使用）の各国の価格

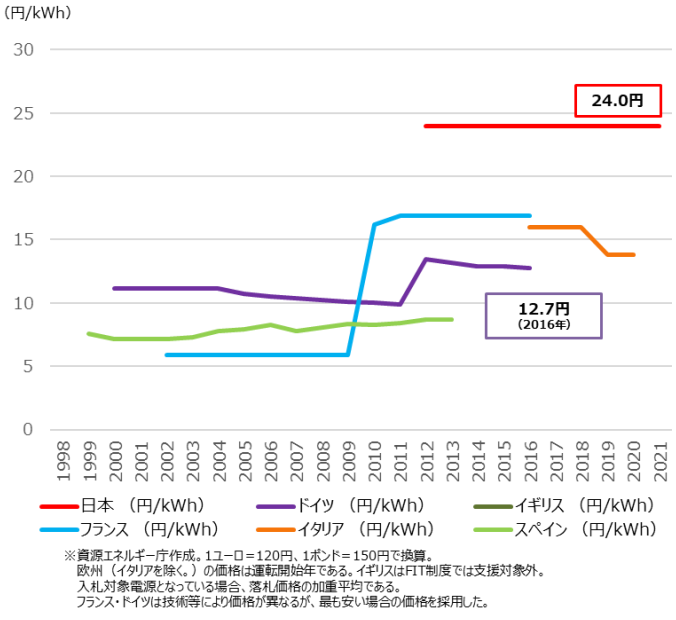

※資源エネルギー庁作成。1ユーロ＝120円、1ポンド＝150円で換算。
欧州（イタリアを除く。）の価格は運転開始年である。イギリスはFIT制度では支援対象外。
入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。
フランス・ドイツは技術等により価格が異なるが、最も安い場合の価格を採用した。

(1) バイオマス発電の 2022 年度の取扱い（新規燃料の取扱い等）

① これまでの検討経緯

■ バイオマス発電の新規燃料については、2018 年度の本委員会において、FIT 制度の対象とするか、対象とする場合にどの区分で買い取るかについて、コスト動向・燃料の安定調達（量・持続可能性（合法性））の観点から検討した結果、持続可能性に関する専門的・技術的な検討において持続可能性の確認方法が決定されたもののみを FIT 制度の対象とし、この検討結果やコスト動向をふまえて、現行の区分で買取りを行うかどうかといった点も含めて、本委員会で取扱いを検討することとされた。

■ 上記をふまえ、2019 年度、バイオマス持続可能性 WG が新たに設けられた。同 WG では、FIT 制度下におけるバイオマス燃料の持続可能性について、「環境」・「社会・労働」・「ガバナンス」・「食料競合」等の観点について、「確認手段（対象、主体、時期）」の視点も加え、専門的・技術的に検討し、2019 年 11 月、「FIT 制度下における持続可能性評価基準」、「個別認証への適用」等について中間整理を取りまとめた。

■ 上記をふまえながら、2019 年度の本委員会において、業界団体から追加的に要望のあった新規燃料も含めて、新規燃料の取扱いに関する議論を行った結果、①食料競合への懸念が認められる燃料については、それがないことが確認されるまでの間は、FIT 制度の対象としないこと、②ライフサイクル GHG 排出量[19]を含めた持続可能性基準を満たしたものを FIT 制度の対象とすることとし、それぞれ、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行うこととした。

■ その後、上記をふまえ、昨年度から、同 WG では、「食料競合」・「ライフサイクル GHG」、「新第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討してきた。今年度は、同 WG では、 「ライフサイクル GHG」、「新第三者認証スキームの追加等」について検討してきた。その内容は参考 64 のとおりである。

---

[19] ライフサイクル GHG 排出量とは、栽培、加工、輸送、発電などバイオマス燃料のライフサイクル全体で発生する温室効果ガスの排出量の総量のことを指す。

【参考 64】バイオマス持続可能性ワーキンググループからの報告

検討項目	整理した内容（要旨）	継続検討する内容（要旨）
ライフサイクルGHG	【算定式】 ● 復路便の扱い、土地利用変化を含む炭素ストックの変化に関する扱いについて整理。 【排出量の基準】 ● **比較対象電源**：2030年のエネルギーミックスを想定した火力発電 ● **比較対象電源のライフサイクルGHG**：180g-CO2/MJ電力 ● **削減率**：2030年度以降に使用する燃料について▲70%を達成することを前提に、2022年度以降の認定案件（2021年度までの既認定案件のうち燃料の計画変更認定を受けたものを含む）に対し、制度開始後、2030年までの間は燃料調達毎に▲50%を要求。 ● **2021年度までの既認定案件の扱い**：ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求める。望ましい情報開示・報告の在り方は確認方法と併せて今後検討。 【確認手段】 ● ①FIT認定時、②燃料納入時に所定の削減率を下回ることを確認し、事業実施期間にわたりその書類の保存するとともに、報告を求める。	【確認手段】 ● 以下2点について2022年以降に速やかに検討。 ● 既定値の策定。 ● 確認手段の整理。 ➢ **農産物の収穫に伴って生じるバイオマス**：現行の持続可能性を確認できる第三者認証を活用することを念頭に検討。 ➢ **農産物の収穫に伴って生じるバイオマス以外の燃料**：新たな第三者認証の活用や、独自の個別計算の仕組み、あるいは、より簡便な確認方法（既定値等）を定めることを視野に検討。
新第三者認証スキームの追加	【第三者認証の中立性に関する基準の追加】 ● 第三者認証スキームの中立性の担保に関する要件として、①認定機関がISO17011に適合しており、②認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること、を持続可能性基準の評価項目として追加。 【新第三者認証の追加】 ● 現行認められているRSPO・RSB・GGLに加えて、ISCC Japan Fit（PKSとパームトランクが対象）を追加。 【持続可能性確認に係る経過措置について】 ● パーム油については、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めたうえで、経過措置の期間を1年間延長し、2023年3月31日を確認の期限とする。コロナ禍における認証の手引きの整備による認証取得のペースの改善が予想されることから、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを条件とする。 ● PKS及びパームトランクについては、従前のとおり2023年3月31日を確認の期限とするが、2022年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び認証体制の拡充を踏まえた認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ、本WGにおいて改めて検証・検討を行う。	【新第三者認証の追加】 ● 今回の評価では不採用となった第三者認証について、アップデートを確認し再検討。 ● 新たな第三者認証が整備され、評価を求められた場合は、新たに検討。

② 新規燃料の取扱い

■ バイオマス発電の新規燃料について、昨年度の本委員会の意見では、バイオマス持続可能性 WG では、食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクル GHG 等の観点について引き続き検討中であることをふまえ、2021 年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めないこととした。

■ 今年度の同 WG においては、「ライフサイクル GHG」、「新第三者認証スキームの追加等」の項目について検討が進められ、ライフサイクル GHG の算定式や排出量の基準、第三者認証スキームへの ISCC の追加などが整理された。残りの論点としてライフサイクル GHG の規定値の策定や確認手段の整理があり、2022 年以降、速やかに検討することとしている。こうした状況をふまえ、2022 年度に、ライフサイクル GHG の確認手段等の残された論点に関する同 WG の結論を得た上で、新規燃料の取扱いを検討することとした。

③ 持続可能性に係る経過措置

■ バイオマス持続可能性 WG で取りまとめられた以下内容について、本委員会としても承認することとした。

➢ パーム油については、コロナ禍に伴う移動制限や行動制限をふま

え、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めたうえで、経過措置の期間を1年間延長し、2023年3月31日を確認の期限とする。コロナ禍における認証の手引きの整備による認証取得のペースの改善が予想されることから、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを条件とする。

- PKS及びパームトランクについては、従前のとおり2023年3月31日を確認の期限とするが、2022年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び認証体制の拡充による認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等をふまえ同WGにおいて改めて検証・検討を行う。

(2) バイオマス発電のコスト動向

① 木質等バイオマス発電のコスト動向

（資本費）

- これまでに得られた一般木材等の資本費のデータは43件であった。平均値は42.0万円/kW、中央値は42.3万円/kWとなり、想定値（41万円/kW）とほぼ同水準となる。また、2,000kW未満ではばらつきが大きくなる。
- 未利用材（2,000kW以上）の資本費のデータは39件であった。平均値は48.9万円/kW、中央値は47.5万円/kWとなり、想定値（41万円/kW）をやや上回る。
- 未利用材（2,000kW未満）の資本費のデータは33件であった。平均値は131.8万円/kW、中央値は116.1万円/kWとなり、想定値（62万円/kW）を上回るが、分散が大きい。（参考65）

【参考 65】一般木材等・未利用材バイオマス発電の資本費

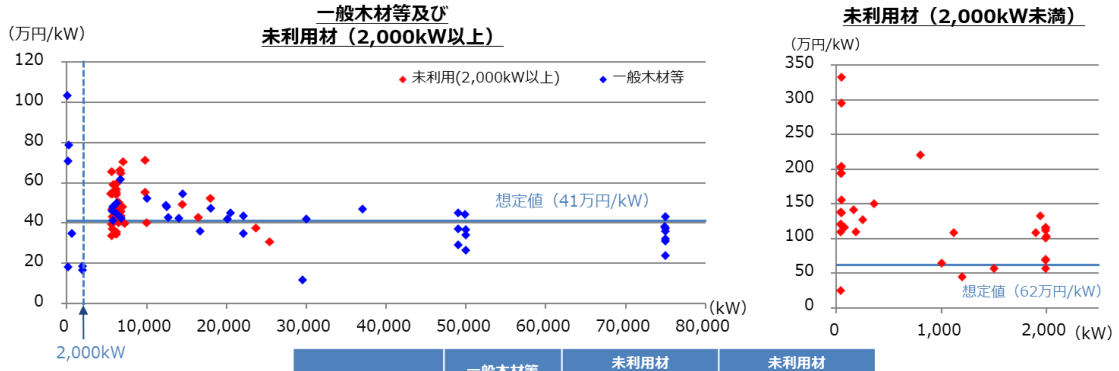

	一般木材等	未利用材（2,000kW以上）	未利用材（2,000kW未満）
件数	43	39	33
平均値（万円/kW）	42.0	48.9	131.8
中央値（万円/kW）	42.3	47.5	116.1
想定値（万円/kW）	41	41	62

■ 建築資材廃棄物の資本費のデータは 7 件であった。平均値は 60.3 万円/kW、中央値は 49.1 万円/kW となり、想定値（35 万円/kW）を上回る。また、2,000kW 以上は 2,000kW 未満と比べて低コストとなっている。ただし、データが少ない点に留意が必要である。（参考 66）

■ なお、2018 年度から入札対象となっているバイオマス液体燃料の資本費のデータは 5 件であった。平均値は 14.3 万円/kW、中央値は 12.7 万円/kW であった。

【参考 66】建設資材廃棄物バイオマス発電の資本費

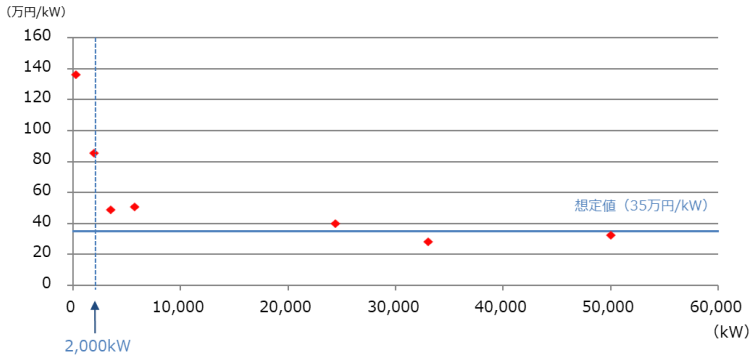

	建築資材廃棄物	液体燃料
件数	7	5
平均値（万円/kW）	60.3	14.3
中央値（万円/kW）	49.1	12.7
想定値（万円/kW）	35	-

（運転維持費）

■ これまでに得られた一般木材等の運転維持費のデータは 43 件であった。平均値 4.3 万円/kW/年、中央値 3.7 万円/kW/年となり、想定値（2.7 万円/kW/年）を上回る。

■ 未利用材（2,000kW 以上）の運転維持費のデータは 37 件であった。平均

値 4.8 万円/kW/年、中央値 4.1 万円/kW/年となり、想定値（2.7 万円/kW/年）を上回る。

- 建設資材廃棄物の運転維持費のデータは 18 件であった。平均値 6.7 万円/kW/年、中央値 5.0 万円/kW/年となり、想定値（2.7 万円/kW/年）を上回る。

- 未利用材（2,000kW 未満）の運転維持費のデータは 25 件であった。平均値 7.5 万円/kW/年、中央値 6.8 万円/kW/年となり、想定値（6.4 万円/kW/年）を上回る。ただし、分散が大きいことに留意が必要である。（参考 67）

- なお、2018 年度から入札対象となっているバイオマス液体燃料の運転維持費のデータは 4 件であった。平均値は 1.9 万円/kW/年、中央値は 2.0 万円/kW/年であった。

【参考 67】一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の運転維持費

<出力と運転維持費の関係（未利用材（2,000kW未満）以外）>

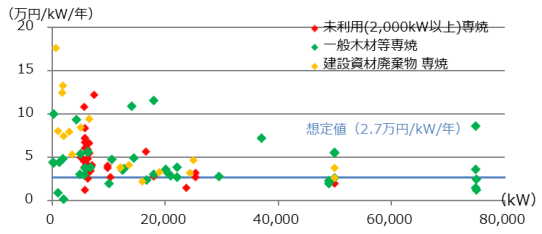

<出力と運転維持費の関係（未利用材（2,000kW未満））>

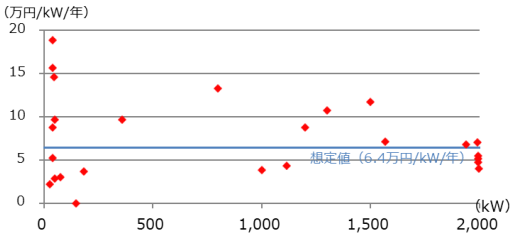

	一般木材等	未利用材（2,000kW以上）	未利用材（2,000kW未満）	建築資材廃棄物	液体燃料
件数	43	37	25	18	4
平均値（万円/kW/年）	4.3	4.8	7.5	6.7	1.9
中央値（万円/kW/年）	3.7	4.1	6.8	5.0	2.0
想定値（万円/kW/年）	2.7	2.7	6.4	2.7	-

- 未利用材（2,000kW 未満）の燃料費のデータは 35 件であった。平均値は 960 円/GJ、中央値は 902 円/GJ となり、想定値（900 円/GJ）と概ね同水準である。

- 未利用材（2,000kW 以上）の燃料費のデータは 88 件であった。平均値は 1,209 円/GJ、中央値は 1,138 円/GJ となり、想定値（1,200 円/GJ）と概ね同水準である。

- 一般木材等の燃料費のデータは 171 件であった。平均値は 842 円/GJ、中央値は 843 円/GJ となり、想定値（750 円/GJ）をやや上回る。

- 建設資材廃棄物の燃料費のデータは 54 件であった。平均値は 329 円/GJ、中央値は 307 円/GJ となり、想定値（200 円/GJ）を上回る。

- 想定値と若干のずれが見られる燃料種もあるものの、引き続き、燃料市

場の動向を注視する必要がある。（参考 68）

■ なお、 2018 年度から入札対象となっているバイオマス液体燃料の燃料費のデータは５件であった。平均値は 2,178 円/GJ、中央値は 2,222 円/GJ であった。

【参考 68】一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の燃料費

		実績平均値（熱量ベース）		想定値（熱量ベース）	（参考）実績設備利用率
未利用木材	2,000kW未満	960円/GJ（35件）		900円/GJ	56.1%
	2,000kW以上	1,209円/GJ（88件）		1,200円/GJ	76.3%
一般木材等	ペレット	842円/GJ（171件） ※ペレット、チップ、PKS以外も含む	1,209円/GJ（29件）	750円/GJ	75.0%
	チップ		712円/GJ（93件）		52.2%
	PKS		934円/GJ（40件）		64.6%
建設資材廃棄物		329円/GJ（54件）		200円/GJ	51.8%

（設備利用率）

■ 木質等バイオマス発電の設備利用率の分析の結果、未利用材（2,000kW 以上）・一般木材等（10,000kW 以上）の設備利用率が高い傾向にある一方、未利用材（2,000kW 未満）・一般木材等（10,000kW 未満）は比較的低い傾向にある（参考 69）。

■ これは、小規模案件は主に国内から燃料調達を行っているところ、季節変動等により、国内材の安定的な調達が必ずしも容易ではないことが一要因と考えられる。

【参考 69】一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の設備利用率

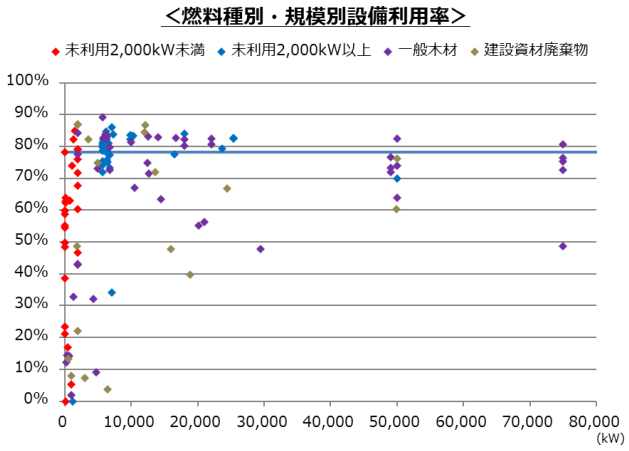

①一般木材等・②未利用材（2,000kW以上） 想定値（78.1%）
③未利用材（2,000kW未満） 想定値（76.5%）
④建設資材廃棄物 想定値（80.9%）

※グラフ中の青線は78.1%のラインを示している。

	件数	平均値（%）	中央値（%）
①一般木材等	46	64.8	74.4
②未利用材（2,000kW以上）	36	76.3	80.7
③未利用材（2,000kW未満）	28	56.1	61.2
④建設資材廃棄物	17	51.8	60.2

（これまでの入札結果）

■ 10,000kW 以上の一般木材等バイオマス、全規模のバイオマス液体燃料は、2018 年度より入札制に移行している。これまでの入札結果は、参考 70 のとおりである。

【参考 70】木質等バイオマス発電のこれまでの入札結果

	バイオマス				
	第１回		第２回	第３回	第４回
実施時期	2018年度 下期		2019年度 下期	2020年度 下期	2021年度 下期
入札対象	一般木材等：10,000kW以上 液体燃料：全規模				
募集容量	一般木材等： 180MW	液体燃料：20MW	120MW	120MW	120MW
上限価格	20.6円/kWh （事前非公表）		19.6円/kWh （事前非公表）	19.6円/kWh 事前非公表	18.5円/kWh 事前非公表
入札参加申込容量（件数） ※入札参加者の最大出力	264MW (7件) ※100MW	169MW (26件) ※47MW	101MW (20件) ※39MW	319MW (7件) ※112MW	129MW (3件) ※75MW
参加資格を得た容量（件数）	95MW (4件)	11MW (5件)	6MW (4件)	164MW (3件)	129MW (3件)
入札容量（件数）	35MW (1件)	2MW (1件)	4MW (3件)	2MW (1件)	54MW (2件)
平均入札価格	19.60円/kWh	23.90円/kWh	20.55円/kWh	18.50円/kWh	18.53円/kWh
落札容量（件数）	35MW (1件)	0MW (0件)	0MW (0件)	2MW (1件)	51MW (1件)
落札価格	19.60円/kWh ただし、第2次保証金を納付せず辞退	-	-	18.50円/kWh	18.50円/kWh
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）				

② 一般廃棄物その他バイオマス発電のコスト動向

（資本費）

■ これまでに得られた資本費のデータは 88 件であった。平均値は 102.0 万円/kW、中央値 90.4 万円/kW となり、想定値（31 万円/kW）を上回る。現在の想定値は、制度開始当初の事業者団体からのヒアリングに基づいて大規模な設備を想定しているため、10,000kW 以上の設備（11 件）に限定すると、平均値は 33.0 万円/kW、中央値は 37.0 万円/kW となり、想定値と同水準となる。

■ また、2,000kW 以上の平均値は 87.0 万円/kW、中央値は 81.0 万円/kW である一方、2,000kW 未満の平均値は 142.1 万円/kW、中央値は 110.4 万円/kW と高額となる。（参考 71）

【参考 71】一般廃棄物その他バイオマス発電の資本費

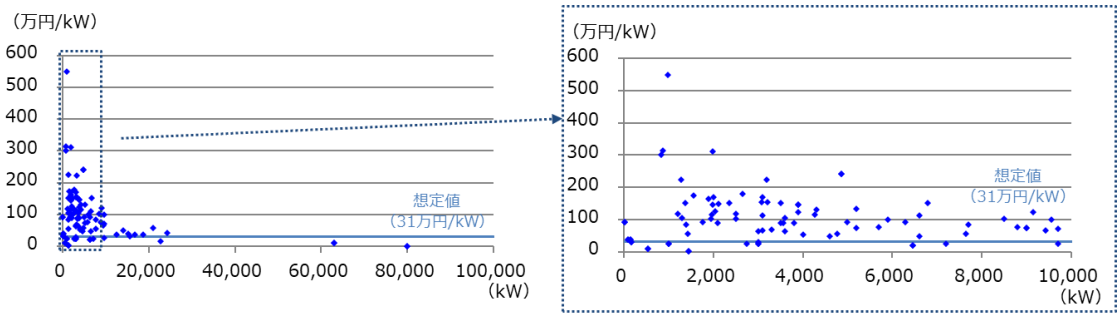

	全規模	2,000kW未満	2,000kW以上全体	10,000kW以上全体
件数	88	24	64	11
平均値（万円/kW）	102.0	142.1	87.0	33.0
中央値（万円/kW）	90.4	110.4	81.0	37.0
想定値（万円/kW）	31	-	-	-

（運転維持費）

■ これまでに得られた運転維持費のデータは 223 件であった。平均値は 5.9 万円/kW/年、中央値は 4.2 万円/kW/年となり、想定値（2.2 万円/kW/年）を上回る。現在の想定値は、制度開始当初の事業者団体からのヒアリングに基づいて大規模な設備を想定しているため、10,000kW 以上の設備（60 件）に限定すると、平均値は 2.7 万円/kW/年、中央値は 2.4 万円/kW/年となり、想定値に近い水準となる。一方、2,000kW 未満はばらつきが大きい。（参考 72）

【参考 72】一般廃棄物その他バイオマス発電の運転維持費

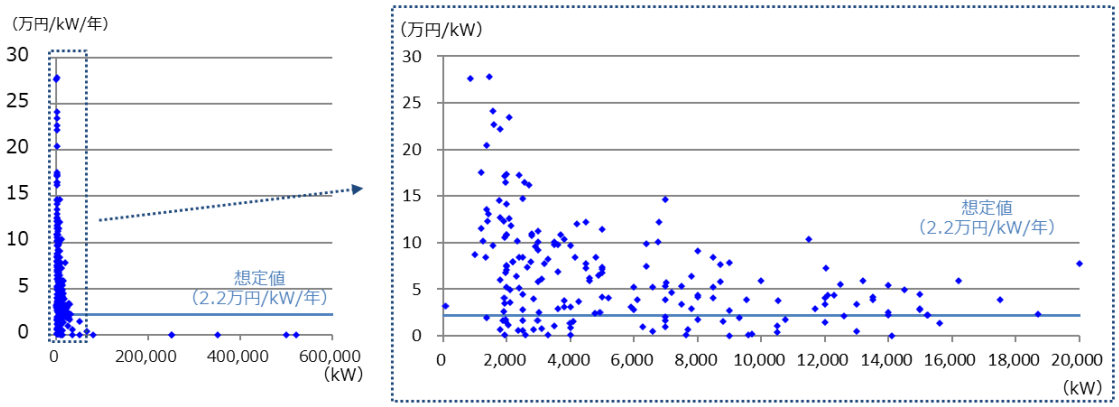

	全規模	10,000kW以上
件数	223	60
平均値（万円/kW/年）	5.9	2.7
中央値（万円/kW/年）	4.2	2.4
想定値（万円/kW/年）	2.2	-

（設備利用率）

■ 一般廃棄物その他バイオマス発電の設備利用率について、平均値、中央値ともに 32.1%と、想定値（46%）を下回っている。ただし、ごみ処理焼却施設などでは、ごみの受入状況などにより、設備利用率に変動が生じ得る点に留意が必要である。（参考 73）

【参考 73】一般廃棄物その他バイオマス発電の設備利用率

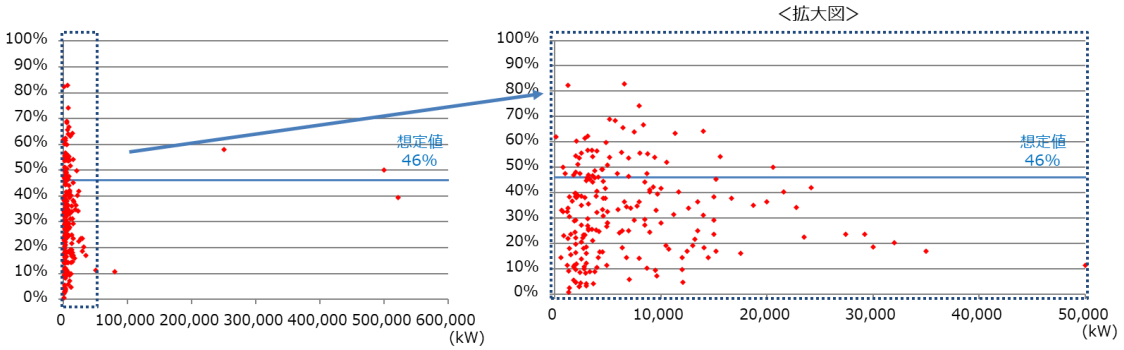

	平均値	中央値	想定値
設備利用率	32.1%	32.1%	46%

③ メタン発酵バイオガス発電のコスト動向

（資本費・運転維持費）

■ これまでに得られた資本費のデータは 172 件であった[20]。平均値は 244.2 万円/kW、中央値は 215.7 万円/kW となるが、想定値（392 万円/kW）を下回った。

■ また、これまでに得られた運転維持費のデータは 164 件であった。平均値は 11.2 万円/kW/年、中央値は 6.2 万円/kW/年となり、想定値（18.4 万円/kW/年）を下回った。（参考 74）

[20] 172 件のうち 68 件が、過去に投資をしたメタン発酵バイオガス発電に必要な発酵槽を有効利用したケースである点を勘案し、こうしたケースの案件に発酵槽の費用相当額（121 万円/kW）を加えて分析している。

【参考 74】メタン発酵バイオガス発電の資本費・運転維持費

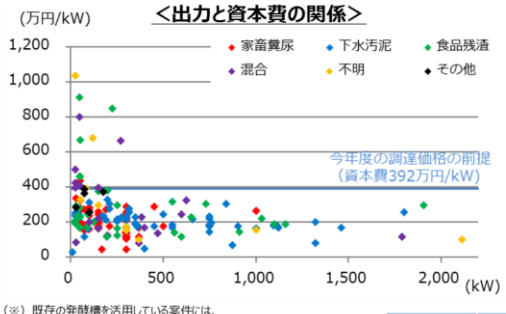

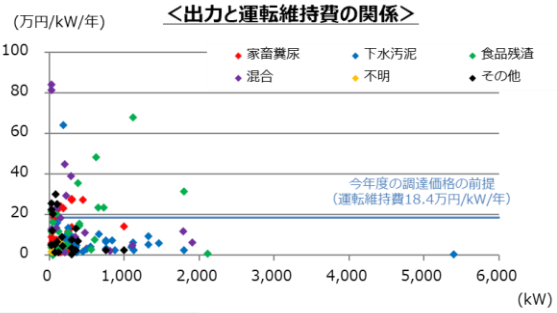

（※）既存の発酵槽を活用している案件には、発酵槽の費用相当額（121万円/kW）を加えた額をプロットしている。

	資本費（万円/kW）	運転維持費（万円/kW/年）
件数	172	164
平均値	244.2	11.2
中央値	215.7	6.2
想定値	392	18.4

■ メタン発酵バイオガス発電の区分は、制度開始当初から、「件数の大半を家畜糞尿のケースが占めることから、この場合の費用を採用」した調達価格が設定されているが、足下では家畜糞尿以外のケースも多い。今年度の本委員会において、業界団体からは今後は原料混合が増加するとの意見もあった。また、現在の想定値は小規模な設備を想定しており、実際、500kW 未満が認定件数の 70%以上を占めている（参考 75）。

■ 500kW未満の原料混合について見ると、資本費の平均値は321.7万円/kW、中央値は 242.7 万円/kW となり、運転維持費の平均値は 28.7 万円/kW/年、中央値は 18.4 万円/kW/年となる（参考 76）。

【参考 75】メタン発酵バイオガス発電の規模別の認定件数

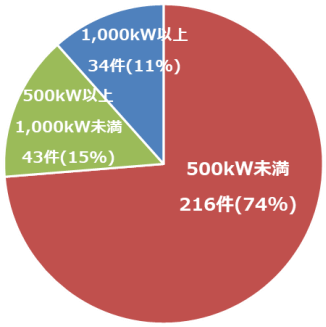

※ 2021年11月末時点の件数。
※ 改正FIT法による2017年４月以降の失効分については、2021年11月末時点までに確認したものを反映している。

【参考 76】メタン発酵バイオガス発電（原料混合）の資本費・運転維持費

		原料混合（500kW未満）	原料混合（全規模）
資本費（万円/kW）	平均値	321.7	307.1
	中央値	242.7	244.8
運転維持費（万円/kW/年）	平均値	28.7	23.4
	中央値	18.4	12.8

（設備利用率）

■ メタン発酵バイオガス発電の設備利用率の分析の結果、全体的に想定値（90%）を下回っており、分散が大きい（参考 77）。

【参考 77】メタン発酵バイオガス発電の設備利用率

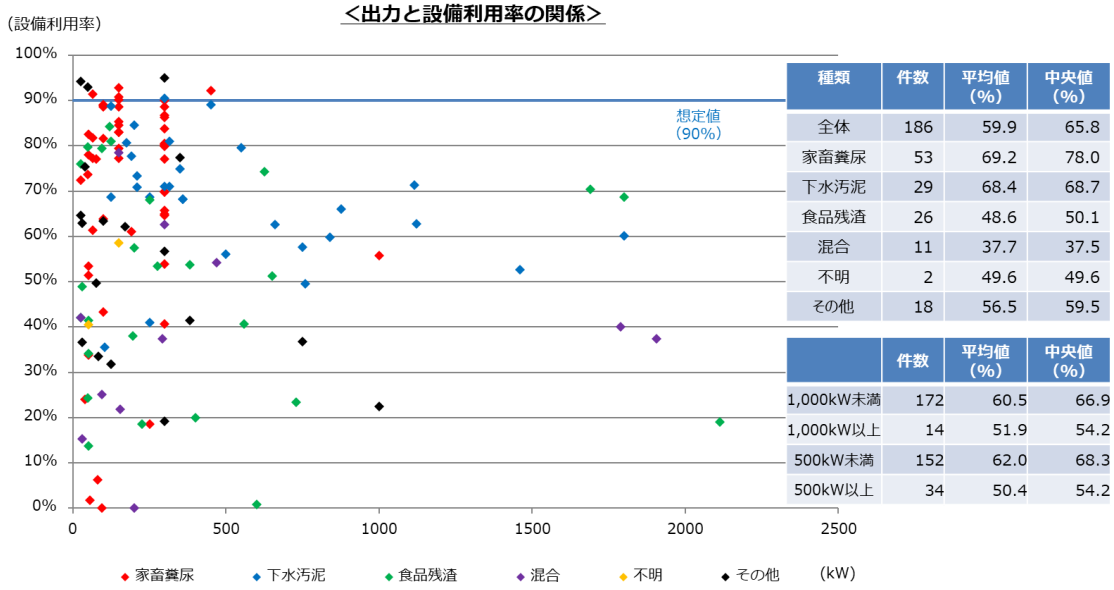

種類	件数	平均値(%)	中央値(%)
全体	186	59.9	65.8
家畜糞尿	53	69.2	78.0
下水汚泥	29	68.4	68.7
食品残渣	26	48.6	50.1
混合	11	37.7	37.5
不明	2	49.6	49.6
その他	18	56.5	59.5

	件数	平均値(%)	中央値(%)
1,000kW未満	172	60.5	66.9
1,000kW以上	14	51.9	54.2
500kW未満	152	62.0	68.3
500kW以上	34	50.4	54.2

(3) バイオマス発電の 2023 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象等

■ 昨年度の本委員会では、以下の理由から、新規認定で FIP 制度のみ認められるバイオマス発電の対象について、2022 年度は原則として 10,000kW 以上としつつも、自然変動電源である太陽光発電でも 2022 年度から 1,000kW 以上は FIP 制度のみ認められることをふまえ、2023 年度以降早期に 1,000kW 以上を FIP 制度のみ認めることを目指すこととした[21]。

- バイオマス発電は、安定的に発電可能で調整しやすいことから、発電予測が比較的容易、需要側が単体の電源から安定した電気を調達しやすい、調整力としても活用しやすい、といった特徴があり、FIP 制度により、再エネの自立化へのステップとして、早期に電力市場へ統合していくことが適切と考えられること

- バイオマス発電については、燃料費の大きさもあり、一般的に高コスト構造ではあるが、特に 10,000kW 以上の大規模設備では、一般木材等・一般廃棄物その他バイオマスなどの複数の区分において、発電効率が高く、相対的に低コストでの事業実施が可能であること

[21] なお、入札対象とされている液体燃料（全規模）については、全電源共通の FIP 利用の下限もふまえて、50kW 以上を FIP 制度のみ認められる対象とした。

■ 昨年度の取りまとめにおいて、「2023 年度以降早期に 1,000kW 以上を FIP 制度のみ認めることを目指す」としたことや、他の電源の FIP 対象の範囲をふまえ、2022 年度より、FIP 制度のみ認められるバイオマス発電の対象を拡大すべきである。

■ 具体的には、定期報告データを用いて規模別のコスト動向を分析したところ、一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物・一般廃棄物その他バイオマスなどの複数の区分において、2,000kW 以上/未満でコストデータの傾向が異なることをふまえ、2023 年度に新規認定で FIP 制度のみ認められるバイオマス発電の対象について、2,000kW 以上とすることとした。

■ ただし、液体燃料バイオマスについては、全規模が 2018 年度から入札対象とされており、また、ディーゼルエンジンであり、バイオマス発電の中でも特に調整力が高いことをふまえ、2022 年度と同様に、2023 年度についても、50kW 以上を FIP 制度のみ認められる対象とした。

(4) バイオマス発電の地域活用要件

■ 地熱発電と同様に、2024 年度についても、基本的に 2022 年度・2023 年度と同様の要件を維持して、今後の動向に注視することとした。

(5) バイオマス発電の 2023 年度の調達価格・基準価格

① メタン発酵バイオガス以外のバイオマス発電（入札対象範囲外）について

■ コストデータによれば、それぞれの資本費・運転維持費は、平均値・中央値いずれも 2022 年度の調達価格における想定値を上回る又は同等の水準となっている。また、設備利用率は、平均値・中央値いずれも想定値を下回る又は同等の水準となっている。

■ 一方で、基本的な方向性として、価格目標で中長期的な自立化を目指していることをふまえれば、調達価格・基準価格を 2022 年度よりも引き上げることは適当ではないと考えられる。

■ こうした点もふまえ、2023 年度のメタン発酵バイオガス以外のバイオマス発電（入札対象範囲外）、すなわち、一般木材等（10,000kW 未満）、未利用材（2,000kW 以上）、未利用材（2,000kW 未満）、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスの各区分等の調達価格・基準価格については、いずれも、2022 年度の調達価格・基準価格における想定値を維持することとした。

② メタン発酵バイオガス発電について

■ コストデータによれば、資本費・運転維持費は、平均値・中央値いずれも 2022 年度の調達価格における想定値を大きく下回る。他方、設備利用率は、平均値・中央値いずれも想定値を大きく下回る。

■ メタン発酵バイオガス発電の区分は、「件数の大半を家畜糞尿のケースが占めることから、この場合の費用を採用」した調達価格が設定されているが、足下では家畜糞尿以外のケースも多い。業界団体からは今後は原料混合が増加するとの意見もあり、また、現行のバイオマス活用推進基本計画等においても、原料の安定的な確保やバイオマスの利用拡大につながることから、混合利用を推進していくとされている。

■ また、現在の想定値は小規模な設備を想定しており、実際、500kW 未満が認定件数の 70%以上を占めている。

■ 以上をふまえ、資本費・運転維持費については、500kW 未満の原料混合案件の中央値に着目して、2023 年度の資本費の想定値を 243 万円/kW、運転維持費の想定値を 18.4 万円/kW/年とした。

■ 設備利用率については、資本費・運転維持費と比較してさらにばらつきが大きく、その平均値や中央値は低い値に大きく影響を受けている。一方で、これまで想定値を 90%としていたところ、効率的な事業実施を促していく観点から、一定程度の水準以上を維持すべきと考えられる。また、今年度の本委員会において、業界団体からは、原料混合利用については設備利用率 70%を目指すと示されている。これらをふまえ、2023 年度の想定値を 70%とした。その上で、今後、その動向等をふまえて、想定値の引き上げを検討することとした。

Ⅳ．入札制度

1．太陽光発電

(1) 太陽光入札の 2022 年度の上限価格の事前公表・非公表

■ 入札制度の設計にあたっては、以下の２つの大きな方向性が考えられる。

A) 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。

B) 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。

■ 事業者の積極的な参入を促すため、今年度より、上限価格を事前公表する形（B）で入札を実施している。今年度に行われた入札３回とも、入札容量が募集容量を上回り、上限価格を下回る案件でも一定程度、落札を逃す結果となったことから、上限価格の事前公表は、事業者間の競争を通じたコスト低減と事業者の参入促進に、一定程度寄与していたと評価できる。こうしたことをふまえ、来年度も引き続き、上限価格を事前公表することとした。

(2) 太陽光入札の 2022 年度の対象範囲

■ 事業用太陽光発電については、2017 年度の入札制の適用以降、順次、その対象範囲を拡大してきた。引き続きコスト低減の加速を図る観点から、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましい一方で、以下のような懸念があることもふまえ、来年度の入札対象範囲については、2020 年度・2021 年度と同様に、原則 250kW 以上とした。

- 入札対象範囲の拡大により入札件数が大幅に増加するおそれ（2020 年度実績で 100-250kW は 250kW 以上の約４倍の認定件数）があり、円滑な入札制の運用のためには更なる体制整備が求められること
- 250kW 以上/未満で資本費に一定の差異が見られること。また、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に重い負担であること

■ 新たなエネルギーミックスの実現に向けて、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図るため、屋根設置の太陽光発電（既築の

建物への設置[22]に限る。）については、入札制の適用を免除することとした。この場合の調達価格・基準価格は、 50kW 以上入札対象外の2022 年度の調達価格・基準価格である 10 円/kWh を適用する。また、今後、当該特例に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとした。

■ なお、本来、新築の建物に設置することが望ましい状況でありながら、あえて入札制の適用を回避する行動をとる可能性を排除する観点から、「既築の建物」の範囲については、2022 年 1 月 17 日以前に設置されていた建物に限ることとして、今後、必要に応じて見直すことを検討することとした。

(3) 太陽光入札の 2022 年度の入札実施回数及び募集容量

① 入札実施回数

■ 事業者の案件形成スケジュールと入札スケジュールのタイムラグを可能な限り低減させるため、昨年度までは年間２回であった入札実施回数を、今年度より、年間４回としている。

■ 案件形成の促進と入札の実務負担の観点から、来年度の入札実施回数は、今年度と同様、年間４回とした。

② 募集容量

■ 昨年度の本委員会では、 2019～2020 年度入札において、平均 831MW/年の事業計画が提出されており、入札実施回数は４回であることから、今年度初回入札の募集容量は 208MW とした上で、その後の入札の募集容量については、直前の入札における応札容量をふまえて機動的に見直すこととした。

■ 来年度の入札対象の事業用太陽光発電については、1,000kW 以上は FIP 入札のみ、250-1,000kW は FIP 入札対象外か FIT 入札の選択制と、1,000kW 以上/未満で取扱いが異なる。

■ 仮に 1,000kW 以上/未満で入札区分を分けず、同様の区分として入札を

---

[22] 入札対象の屋根設置太陽光発電の中でも、特に既築の建物への設置案件の導入が限られている状況である。2019 年度・2020 年度太陽光入札で落札した屋根設置案件のうち、容量ベースで約３割が既築の建物への設置案件であった。

実施した場合、FIP 電源（1,000kW 以上）と FIT 電源（1,000kW 未満）が同じ入札の枠の中で競争する。こうした点もふまえ、再エネの市場統合やアグリゲーション・ビジネスの活性化を促す観点から、1,000kW 以上/未満で区分を分けて、それぞれ募集容量を設定し、入札を実施することを基本の考え方とした[23]。

■ 具体的には、以下のとおり設定することとした。その上で、来年度の入札動向をふまえた上で、今後、必要に応じて見直すことを検討することとした。

（来年度初回の入札における募集容量）

- 今年度の入札３回の落札容量の平均 225MW に、今年度の入札３回の総落札容量における 250-1,000kW/1,000kW 以上それぞれの割合（22%：78%）を掛けて算出される容量（250-1,000kW は 50MW、1,000kW 以上は 175MW）とした[24]。

（落札者の決定方法）

- 250-1,000kW/1,000kW 以上それぞれの区分ごとに、上限価格を超えない入札者のうち、低価の入札者から順に募集容量に達するまで落札者を決定する。
- その上で、250-1,000kW/1,000kW 以上のいずれかの区分で、入札容量が募集容量を下回り、もう一方の区分で、入札容量が募集容量を上回る場合には、さらに、両区分における募集容量の合計の 79%[25]に、両区分における入札容量の合計が達するまで、入札容量が募集容量を上回った区分における低価の入札者から順に落札者を決定する。
- こうした手当により、今年度入札と同程度の競争性を確保しつつ、募集容量を最大限に有効活用し、導入の加速化を図っていくこととした。

---

[23] なお、FIP 制度のみ認められる対象については、2023 年度に 500kW 以上、2024 年度に原則 250kW 以上としていることから、この考え方は 2024 年度までの一時的・過渡的なものである。

[24] 入札対象外とされている既築の建物への設置案件を除いた容量で算出した。

[25] 今年度の入札３回における総入札容量に対する総落札容量の割合

（来年度２回目以降の入札における募集容量の設定方法）

- 来年度２回目以降の入札における募集容量については、今年度と同様に、直前の入札における入札容量をふまえて、250-1,000kW/1,000kW 以上それぞれの区分の募集容量を、機動的に見直すこととした。具体的には、

  - 今回入札で両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を上回った場合には、次回の入札容量は、｛(入札容量の合計）－（募集容量の合計)｝×40％の容量に、各区分における｛(入札容量）－（募集容量)｝の比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量に加えた容量とし、

  - 今回入札で両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を下回った場合には、次回の入札容量は、｛(募集容量の合計）－（入札容量の合計)｝の容量に、各区分における｛(募集容量）－（入札容量)｝の比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量から差し引いた容量とする。ただし、250-1,000kW の区分においては 50MW、1,000kW 以上の区分においては 175MW を、それぞれ下限とする。

(4) 太陽光入札の 2022 年度の上限価格

■ 昨年度の本委員会では、今年度の入札上限価格については、2021 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格 11 円/kWh と、2022 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格 10 円/kWh の間を刻む形で、第 8 回から第 11 回にかけて、11 円/khW、10.75 円/kWh、10.50 円/kWh、10.25 円/kWh と設定した。

■ 来年度の入札上限価格については、今年度と同様の考え方に基づき、2022 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格 10 円/kWh と、2023 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格の間を刻む形で設定することとした（参考 78)。

【参考 78】事業用太陽光発電の 2022 年度の入札の上限価格のイメージ

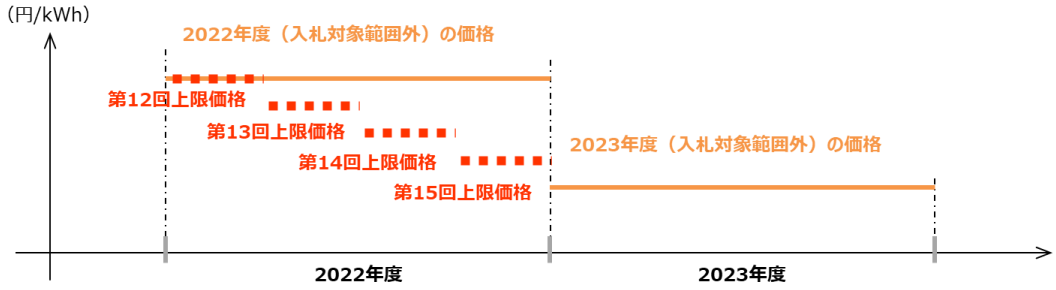

(5) FIP 入札に係る事項

■ 来年度より、1,000kW 以上の事業用太陽光発電については、FIP 制度のみ認められる対象となることから、来年度に初めて FIP 電源に係る入札を行うこととなる。

■ 前述の入札価格の事前公表、入札対象範囲、入札実施回数、募集容量、上限価格以外の事項（落札者の基準価格の決定方式、入札実施主体、入札参加資格、手数料、保証金の額・没収事由・没収免除事由、FIP 認定申請期限、入札参加後の事業計画の変更に係る取扱い、運転開始期限等）については、基本的に今年度の FIT 入札と同様の内容とすることとした。

■ ただし、事後的な蓄電池の併設については、 FIT 制度では価格変更事由とされている[26]一方で、FIP 制度においては、2022 年度以降に新規に認定を取得した事業に限り、価格変更なしに認められていることをふまえ、FIP 入札においても、事後的な蓄電池の併設を、保証金の没収事由及び落札者決定の取消し事由から外すこととした。

[26] 蓄電池に一度充電した電気を逆潮流させる際に、その電気を認定事業者にて区分計量し、FIT 外で売電することは、価格変更なしで可能。

2. 陸上風力発電

(1) 陸上風力入札の 2022 年度の対象範囲

■ 昨年度の本委員会では、十分な入札容量を確保し、入札がもたらす競争・価格低減のメカニズムをしっかりと機能させるとともに、事業者の予見可能性を高める観点から、入札対象範囲「250kW 以上」を 2021～2023 年度にわたり、維持することを原則としつつ、今後、入札結果をふまえて、2022 年度以降の入札対象範囲については、必要に応じて見直すこととした。

■ 今年度の入札結果については、前述のとおり、概ね順調な結果であったことから、2022 年度についても、250kW 以上は入札対象とすることが適切だと考えられる。

■ その上で、50～250kW については、これまで全く認定・導入のない規模帯であるが、入札対象を引き続き 250kW 以上とした場合に、入札制度の適用を回避する可能性も排除できないことから、2023 年度に FIP 制度のみ認められる対象と同様に、2022 年度の入札対象範囲についても、50kW 以上とした。

(2) 陸上風力入札の 2022 年度の募集容量及び入札実施回数

■ 募集容量については、他の応札者との競争が働くよう、応札容量が上回ることが想定されるような募集容量・入札実施回数の設定が重要である。このため、以下の理由から、 2022 年度の入札は実施回数を１回、募集容量を 1.3GW とすることを基本とすることとした。

- 直近５年間の年間認定量は 1～3GW 程度であるが、これまでの年間平均認定量は 1.3GW であること
- 今年度入札で、入札参加資格の審査のために事業計画を提出した容量が 1.5GW。このうち、実際の入札まで進まなかった容量が 0.5GW であるが、その多くが、期日までの認定取得が困難なこと等を理由とした辞退であり、継続的な入札参加が見込まれること

■ 一方で、委員から「陸上風力発電の導入加速化のため、仮に募集容量 1.3GW を大きく上回る積極的な入札参加が見られる場合には、競争性が確保されることを前提としつつ、何らか制度的な工夫で対応できないか検討」すべきとの趣旨の指摘があった。

■ こうした指摘をふまえ、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化のため、来年度の入札については、上述の基本設定のとおり、実施した上で、当該入札で募集容量を大きく上回る入札があった場合には、同年度内に追加の入札を行うこととした。

■ 具体的には、直近５年間の年間認定量に 1～3GW 程度の幅があることをふまえ、来年度初回の入札において、入札容量が直近５年間の年間平均認定量である 1.7GW を超えた場合には、同年度内に追加の入札を実施することとした。この追加入札の設計については、以下のとおりとした。（参考 79）

- 募集容量：入札の競争性の確保のため、太陽光入札と同様、初回入札の非落札容量の 40％とする。
- 上限価格：当該追加入札は補足的な位置付けであって、原則は初回入札であることから、初回入札と追加入札で上限価格に差をつけることとした。具体的には、初回入札の加重平均落札価格または 2023 年度入札の上限価格（15 円/kWh）のいずれか高い額とする。

【参考 79】陸上風力発電の 2022 年度の入札のイメージ

	初回入札		追加入札
入札対象範囲	50kW以上	初回入札で入札容量が1.7GWを超える場合 ⇒	50kW以上
募集容量	1.3GW		**初回入札の非落札容量×40%**
上限価格の事前公表/非公表	事前公表		事前公表
上限価格	16円/kWh		**初回入札の加重平均落札価格**または**2023年度入札の上限価格**（15円/kWh）の**いずれか高い額**

3. バイオマス発電

(1) バイオマス入札の 2022 年度の対象範囲

■ 2018 年度から入札対象となっている一般木質等（10,000kW 以上）及び液体燃料（全規模）については、十分な FIT 認定量があることや、海外ではより低コストで事業実施できていること等をふまえて入札対象とされていることを鑑み、引き続き、2023 年度も入札制の対象とした。

(2) バイオマス入札の 2022 年度の上限価格の事前公表・非公表

■ これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であることから、引き続き、事前非公表として、上限価格を意識した競争を促すこととした。

(3) バイオマス入札の 2022 年度の募集容量

■ これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であるものの、入札参加申込容量は各回とも 100MW を超えており、この中には、設備容量 112MW の大規模案件を予定する事業計画も存在することから、こうした大規模案件が入札できる可能性も維持するため、120MW を据え置くこととした。

4. 入札実施スケジュール、その他の入札に係る制度見直し

(1) 2022 年度の入札実施スケジュール

■ 2022 年度の入札実施スケジュールについて、

- 太陽光発電は計 4 回（第 12 回、第 13 回、第 14 回、第 15 回）。
- 陸上風力発電は 1 回（第 2 回）。ただし、1.7GW を超える入札容量があった場合には、同年度内に追加の入札を実施する。
- バイオマス発電は 1 回（第 5 回）

の入札を実施し、いずれの入札も FIT・FIP 認定取得期限を、入札結果公表後、7 ヶ月が経過した期日とすることとし、詳細は参考 80 のとおりとした。

【参考 80】2022 年度の入札実施スケジュール

	2022年度				
	太陽光第12回	太陽光第13回	太陽光第14回	太陽光第15回	陸上風力第２回（・追加） バイオマス第５回
4月	事業計画受付(4/18)		入札説明会		
5月	事業計画受付〆切（5/6） 事業計画審査〆切（5/20） 入札募集開始（5/30）				
6月	入札募集〆切（6/10） 入札結果公表（6/17）	事業計画受付(6/27)			
7月		事業計画受付〆切（7/15） 事業計画審査〆切（7/29）			
8月		入札募集開始（8/8） 入札募集〆切（8/19） 入札結果公表（8/26）			
9月			事業計画受付（9/26）		事業計画受付（9/5） 事業計画受付〆切（9/22）
10月			事業計画受付〆切（10/14） 事業計画審査〆切（10/28）		事業計画審査〆切（10/7） 入札募集開始（10/17） 入札募集〆切（10/28）
11月			入札募集開始（11/7） 入札募集〆切（11/18） 入札結果公表（11/25）		入札結果公表（11/4）
12月					陸上風力追加入札※
2023年1月	認定補正期限（1/4） 認定取得期限（1/18）			事業計画受付(1/10) 事業計画受付〆切（1/27）	事業計画受付(1/23)
2023年2月				事業計画審査〆切（2/10） 入札募集開始（2/20）	事業計画受付〆切（2/10） 事業計画審査〆切（2/24）
2023年3月		認定補正期限（3/13） 認定取得期限（3/27）		入札募集〆切（3/3） 入札結果公表（3/10）	入札募集開始（3/6） 入札募集〆切（3/17） 入札結果公表（3/24）
2023年4月以降			認定補正期限（6/12） 認定取得期限（6/26）	認定補正期限（9/26） 認定取得期限（10/10）	認定補正期限（5/23） 認定取得期限（6/6） 認定補正期限（9/11） 認定取得期限（9/25）

※陸上風力発電の追加入札については、第２回陸上風力の入札容量が1.7GWを超えた場合に実施する。

(2) 地域公共案件の取扱い

■ 保証金については、

- 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して第 1 次保証金（500 円/kW）
- 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して第 2 次保

証金（5,000 円/kW）

を求めることとしているが、地方公共団体の関与により、適正な事業実施が担保されている「地域公共案件」については、第１次保証金・第２次保証金のいずれについても、免除することとしている。

■ この地域公共案件の対象については、適正な事業実施が担保されている案件に対して保証金の減免を行うとの趣旨を鑑み、

A) 当該再エネ発電事業に対する地方公共団体の直接の出資が確認できるもの

B) 法律に基づいて策定された基準に基づく認定等により地方公共団体が強く関与しているもの[27]

としており、(B) については、現時点では、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再エネ法）に基づいて市町村が認定する案件を、その具体的な対象としているが、その他の対象については、必要に応じて本委員会で議論して決定することとされている。

■ 2021 年５月に成立した改正地球温暖化対策推進法の下、2022 年度４月から施行される「地域脱炭素化促進事業の認定制度」では、

- 「地域脱炭素化促進事業」を行おうとする事業者は、その計画を策定し、「地方公共団体実行計画」への適合等について、市町村の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者の認定事業については、関係許可等の手続のワンストップ化等の特例を受けることができる。
- また、国・都道府県は、市町村に対し、「地方公共団体実行計画」の策定やその円滑かつ確実な実施に関し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める。

こととされている。

■ こうした制度趣旨を鑑み、2022 年度の地域公共案件（類型（B））の対

[27] 地方公共団体からの認定等に関して、国から地方公共団体に対する適切な指導・助言等が可能であることが前提。

象に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて市町村が認定する案件を加えることとした。

(3) 電源接続案件一括検討プロセスに係る対応

■ 保証金については、前述のとおり、第１次保証金・第２次保証金を求めることとしている。また、落札後も、速やかな事業実施を促す観点から、入札結果公表後から７か月以内の認定取得を求めることとしている。

■ こうした制度設計の下、今年度の陸上風力発電の入札においては、入札案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象であることが、落札後に判明し、期日までの接続契約の締結が困難であることを理由に、辞退される事例が、複数見られている。

■ こうした案件は、電力会社からの接続検討の回答を得ていない等、期日までの接続契約の見込みが明らかでない中で、入札に参加しているという意味では、入札参加事業者のリスク判断に基づく結果とも評価できるが、一方で、事業リスクをとって、早期の案件形成を試みているものとも評価できる。

■ こうした点もふまえ、

- これまでの入札において、当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、
- 既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており、当該プロセスにおいて、期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合には、

これまでの入札で没収となった保証金を繰り越して利用できる（すなわち、これまでの入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除とする）こととし、エネルギーミックスの実現に向けて、案件形成の加速化を図ることとした。

Ⅴ．調達価格等に関する結論

以上をふまえ、令和４年度以降の交付対象区分等、基準価格、交付期間、特定調達対象区分等、調達価格、調達期間、入札対象区分等、入札実施指針のうち供給価格上限額及び解体積立基準額に関する調達価格等算定委員会の意見を、別紙のとおり取りまとめた。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

別紙

①太陽光発電（10kW未満）：

	（参考）2020年度	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	21円/kWh	19円/kWh	17円/kWh	16円/kWh
資本費 システム費用	29.0万円/kW	27.5万円/kW	25.9万円/kW	2022年度の想定値を据え置き
運転維持費	0.30万円/kW/年	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
設備利用率	13.7%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
余剰売電比率	70%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
自家消費分の便益	26.33円/kWh	26.44円/kWh	26.44円/kWh	26.34円/kWh
調達期間終了後の売電価格	9.3円/kWh	9.0円/kWh	9.0円/kWh	9.5円/kWh
IRR（税引前）（法人税等の税引前の内部収益率）	3.2%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間	10年間	10年間	10年間	10年間

※ 太陽光発電（10kW未満）に限り、当該調達価格に消費税相当額を含むものとする。
※ 2022年度は、FIT制度のみ認められる対象とし、FIP制度が認められる対象としない。

（全電源共通事項）
※ 2022年度はFIP制度が認められる対象を50kW以上とし、2023年度以降のFIP制度が認められる対象の下限は、来年度以降の本委員会で検討する。
※ 沖縄地域・離島等供給エリアについては、FIP制度のみ認められる対象とされている場合にも、FIT制度を適用できることとする。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

②太陽光発電（10kW以上50kW未満）：

		（参考）2020年度	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格		13円/kWh＋消費税	12円/kWh＋消費税	11円/kWh＋消費税	10円/kWh＋消費税
資本費	システム費用	21.2万円/kW	-	-	17.8万円/kW
	土地造成費	0.4万円/kW	-	-	2020年度の想定値を据え置き
	接続費用	1.35万円/kW	-	-	2020年度の想定値を据え置き
	地域活用要件具備に要する費用	0.3万円/kW	-	-	システム費用17.8万円/kWの内数
運転維持費		0.5万円/kW/年	-	-	2020年度の想定値を据え置き
設備利用率		17.2%	-	-	2020年度の想定値を据え置き
自家消費比率		50%	-	-	2020年度の想定値を据え置き
自家消費分の便益		18.74円/kWh	-	-	18.03円/kWh
運転年数		20年間	-	-	2020年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）		4%	-	-	2020年度の想定値を据え置き
調達期間		20年間	20年間	20年間	20年間

※ 2022年度は、FIT制度のみ認められる対象とし、FIP制度が認められる対象としない。
※ 自家消費型の地域活用要件を適用。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

③太陽光発電（50kW以上250kW未満）：

		（参考）2020年度	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度（注1） ※FIT/FIPが選択可能
ＦＩＴ調達価格		12円/kWh＋消費税	11円/kWh＋消費税	10円/kWh＋消費税	9.5円/kWh＋消費税
ＦＩＰ基準価格				10円/kWh	9.5円/kWh
資本費	システム費用	14.2万円/kW	-	-	11.7万円/kW
	土地造成費	0.4万円/kW	-	-	2020年度の想定値を据え置き
	接続費用	1.35万円/kW	-	-	2020年度の想定値を据え置き
運転維持費		0.5万円/kW/年	-	-	2020年度の想定値を据え置き
設備利用率		17.2%	-	-	17.7%
運転年数		20年間	-	-	25年間
調達期間終了後の売電価格		-	-	-	9.4円/kWh
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）		4%	-	-	2020年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間		20年間	20年間	20年間	20年間

（注1）2023年度については、入札対象は来年度の本委員会で検討するため、当該調達価格・基準価格の適用対象は、50kW以上かつ入札対象範囲外のもの。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

④太陽光発電（250kW以上500kW未満）：

	（参考）2021年度	2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度（注2）
FIT調達価格	入札制 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）	入札制（注3） 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）	入札制	
FIP基準価格		10円/kWh	9.5円/kWh	来年度以降の本委員会で検討
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

（注2）2024年度に、FIP制度のみ認められる対象については、原則250kW以上

⑤太陽光発電（500kW以上1,000kW未満）：

	（参考）2021年度	2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度	2024年度
FIT調達価格	入札制 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）	入札制（注3） 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）		
FIP基準価格		10円/kWh	入札制	来年度以降の本委員会で検討
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

⑥太陽光発電（1,000kW以上）：

	（参考）2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
FIT調達価格	入札制 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）			
FIP基準価格		入札制（注3） 供給価格上限額は表⑦のとおり （事前公表）	入札制	来年度以降の本委員会で検討
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

（注3）2022年度は、既築建物の屋根に設置するものについては入札対象範囲外であり、調達価格・基準価格は表③のとおり。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑦太陽光発電（2022年度（第12回～第15回）入札制（250kW以上））

2021年度	（参考）第8回	（参考）第9回	（参考）第10回	（参考）第11回
供給価格上限額	11.00円	10.75円	10.50円	10.25円

2022年度	第12回	第13回	第14回	第15回
供給価格上限額	10.00円	9.88円	9.75円	9.63円

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑧解体等積立基準額（太陽光（10kW以上））：

認定年度（注4）		（参考）調達価格/基準価格	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	0.99円/kWh
	第１回入札対象	落札者ごと	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	0.80円/kWh
	第２回入札対象	（落札者なし）	－
	第３回入札対象	落札者ごと	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	0.66円/kWh
	第４回入札対象	落札者ごと	0.54円/kWh
	第５回入札対象	落札者ごと	0.52円/kWh
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	12円/kWh	1.33円/kWh
	50kW以上	11円/kWh	0.66円/kWh
2022年度	10kW以上50kW未満	11円/kWh	1.33円/kWh
	50kW以上	10円/kWh	0.66円/kWh
2023年度	10kW以上50kW未満	表②のとおり	1.33円/kWh
	50kW以上	表③～⑥のとおり	0.64円/kWh

（注4）簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。なお、参考として記載している調達価格については「＋消費税」を省略している。 入札対象の調達価格/基準価格は落札者ごと。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑨陸上風力発電（新設（50kW未満））：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格	17円/kWh+消費税	16円/kWh+消費税	15円/kWh+消費税（注5）	14円/kWh+消費税（注5）
資本費	28.2万円/kW	27.9万円/kW	27.5万円/kW	27.1万円/kW
運転維持費	0.93万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2021年度の想定値を据え置き	2023年度の想定値を据え置き
設備利用率	25.6%	26.8%	28.0%	2023年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	7%	7%	7%	6%
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

（注5）2023年度・2024年度は自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を適用。

⑩陸上風力発電（新設（50kW以上））：

	（参考）2021年度	2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格	入札制（第1回）（注6） 供給価格上限額は17円/kWh （事前公表）	入札制（第2回） 供給価格上限額は16円/kWh（注7） 追加入札の供給価格上限額は、第2回入札の加重平均落札価格または2023年度入札の供給価格上限額のいずれか高い額（事前公表）		
ＦＩＰ基準価格		16円/kWh	入札制 供給価格上限額は15円/kWh （事前公表）	入札制 供給価格上限額は14円/kWh （事前公表）
資本費	28.2万円/kW	27.9万円/kW	27.5万円/kW	27.1万円/kW
運転維持費	0.93万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2021年度の想定値を据え置き	2023年度の想定値を据え置き
設備利用率	25.6%	26.8%	28.0%	2023年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	7%	7%	7%	6%
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

（注6）2021年度は250kW以上　（注7）2022年度の追加入札は、第2回入札において入札容量が1.7GWを超えた場合に実施。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑪陸上風力発電（リプレース）：

	（参考）2021年度	2022年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格	15円/kWh+消費税	14円/kWh+消費税
FIP基準価格		14円/kWh
資本費	27.2万円/kW	26.9万円/kW
運転維持費	0.93万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き
設備利用率	25.6%	26.8%
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	5%	5%
調達期間/交付期間	20年間	20年間

⑫着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度
FIT調達価格	32円/kWh+消費税	29円/kWh+消費税	入札制	
FIP基準価格		29円/kWh	入札制	来年度以降の本委員会で検討
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

⑬浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格	36円/kWh+消費税	36円/kWh+消費税	36円/kWh+消費税	36円/kWh+消費税
FIP基準価格		36円/kWh	36円/kWh	36円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

※ 着床式・浮体式ともに、FIP制度のみ認められる対象は再エネ海域利用法適用対象も同様。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑭地熱発電（15,000kW未満）新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格（注8）	40円/kWh＋消費税	40円/kWh＋消費税	40円/kWh＋消費税	40円/kWh＋消費税
ＦＩＰ基準価格		40円/kWh	40円/kWh	40円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

⑮地熱発電（15,000kW未満）全設備更新型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格（注8）	30円/kWh＋消費税	30円/kWh＋消費税	30円/kWh＋消費税	30円/kWh＋消費税
ＦＩＰ基準価格		30円/kWh	30円/kWh	30円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

⑯地熱発電（15,000kW未満）地下設備流用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格（注8）	19円/kWh＋消費税	19円/kWh＋消費税	19円/kWh＋消費税	19円/kWh＋消費税
ＦＩＰ基準価格		19円/kWh	19円/kWh	19円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

（注8）2022～2024年度の1,000kW未満については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。
ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。
また、 2022～2024年度の1,000kW以上については、FIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑰地熱発電（15,000kW以上）新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格	26円/kWh＋消費税			
ＦＩＰ基準価格		26円/kWh	26円/kWh	26円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

⑱地熱発電（15,000kW以上）全設備更新型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格	20円/kWh＋消費税			
ＦＩＰ基準価格		20円/kWh	20円/kWh	20円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

⑲地熱発電（15,000kW以上）地下設備流用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	（参考）2023年度	2024年度
ＦＩＴ調達価格	12円/kWh＋消費税			
ＦＩＰ基準価格		12円/kWh	12円/kWh	12円/kWh
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	15年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

⑳水力（200kW未満） 新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格（注9）	34円/kWh+消費税	34円/kWh+消費税	34円/kWh+消費税	34円/kWh+消費税
FIP基準価格		34円/kWh	34円/kWh	34円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

㉑水力（200kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格（注9）	25円/kWh+消費税	25円/kWh+消費税	25円/kWh+消費税	25円/kWh+消費税
FIP基準価格		25円/kWh	25円/kWh	25円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

㉒水力（200kW以上1,000kW未満） 新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格（注9）	29円/kWh+消費税	29円/kWh+消費税	29円/kWh+消費税	29円/kWh+消費税
FIP基準価格		29円/kWh	29円/kWh	29円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

㉓水力（200kW以上1,000kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	（参考）2023年度 ※FIT/FIPが選択可能	2024年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格（注9）	21円/kWh+消費税	21円/kWh+消費税	21円/kWh+消費税	21円/kWh+消費税
FIP基準価格		21円/kWh	21円/kWh	21円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間

（注9） 2022年度～2024年度の1,000kW未満については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。
ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉔水力（1,000kW以上5,000kW未満）新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	27円/kWh+消費税		
ＦＩＰ基準価格		27円/kWh	27円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

㉕水力（1,000kW以上5,000kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	15円/kWh+消費税		
ＦＩＰ基準価格		15円/kWh	15円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉖水力（5,000kW以上30,000kW未満）新設：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	20円/kWh+消費税		
ＦＩＰ基準価格		20円/kWh	16円/kWh
資本費	69万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	51万円/kW
運転維持費	0.95万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
設備利用率	45%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	7%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

㉗水力（5,000kW以上30,000kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	12円/kWh+消費税		
ＦＩＰ基準価格		12円/kWh	9円/kWh
資本費	34.5万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	26万円/kW
運転維持費	0.95万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
設備利用率	45%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	7%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉘バイオマス（一般木材等（2,000kW未満））：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
FIT調達価格	24円/kWh+消費税	24円/kWh+消費税（注10）	24円/kWh+消費税（注10）
FIP基準価格		24円/kWh	24円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注10） 2022・2023年度については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

㉙バイオマス（一般木材等（2,000kW以上10,000kW未満））：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度
FIT調達価格	24円/kWh+消費税	24円/kWh+消費税（注11）	
FIP基準価格		24円/kWh	24円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注11） 2022年度については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

㉚バイオマス（一般木材等（10,000kW以上）・液体燃料）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
FIT調達価格	入札制 供給価格上限額は18.5円/kWh （事前非公表）		
FIP基準価格		入札制 （事前非公表）	入札制
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉛バイオマス（未利用材（2,000kW未満））：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格	40円/kWh+消費税	40円/kWh+消費税（注12）	40円/kWh+消費税（注12）
FIP基準価格		40円/kWh	40円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注12）2022・2023年度については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

㉜バイオマス（未利用材（2,000kW以上））：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
FIT調達価格	32円/kWh+消費税	32円/kWh+消費税（注13）	
FIP基準価格		32円/kWh	32円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注13）2022年度については、10,000kW未満であって、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉝バイオマス（建設資材廃棄物）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	13円/kWh+消費税	13円/kWh+消費税（注14）	13円/kWh+消費税（注15）
ＦＩＰ基準価格		13円/kWh	13円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

㉞バイオマス（一般廃棄物その他バイオマス）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	17円/kWh+消費税	17円/kWh+消費税（注14）	17円/kWh+消費税（注15）
ＦＩＰ基準価格		17円/kWh	17円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

㉟バイオマス（メタン発酵バイオガス発電）：

	（参考）2021年度	（参考）2022年度	2023年度
ＦＩＴ調達価格	39円/kWh+消費税	39円/kWh+消費税（注14）	35円/kWh+消費税（注15）
ＦＩＰ基準価格		39円/kWh	35円/kWh
資本費	392万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	243万円/kW
運転維持費	18.4万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	18.4万円/kW/年
設備利用率	90%	2021年度の想定値を据え置き	70%
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	1%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注14）2022年度については、10,000kW未満であって、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。
ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

（注15） 2023年度については、2,000kW未満であって、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。
ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

（参考）FIT/FIP・入札の対象（太陽光・風力）のイメージ

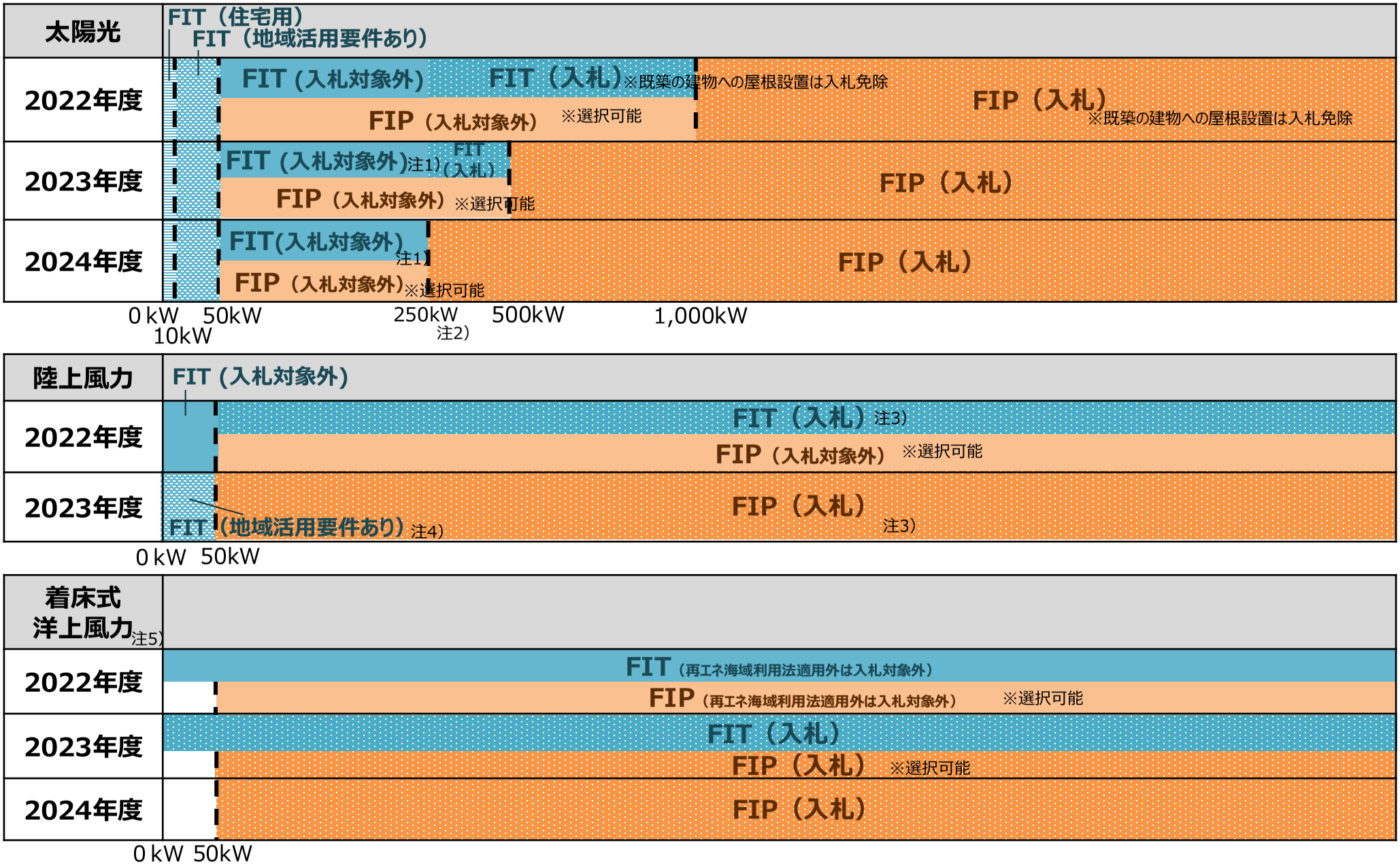

注1）太陽光の2023年度、2024年度の入札対象の閾値は、2022年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。 注2）2024年度にFIP制度のみ認められる対象は原則250kW以上
注3）リプレースは入札対象外。なおかつ1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。 注4）沖縄地域・離島等供給エリアは地域活用要件なしでFIT制度を選択可能とする。 注5）浮体式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。

（参考）FIT/FIP・入札の対象（地熱・中小水力・バイオマス）のイメージ

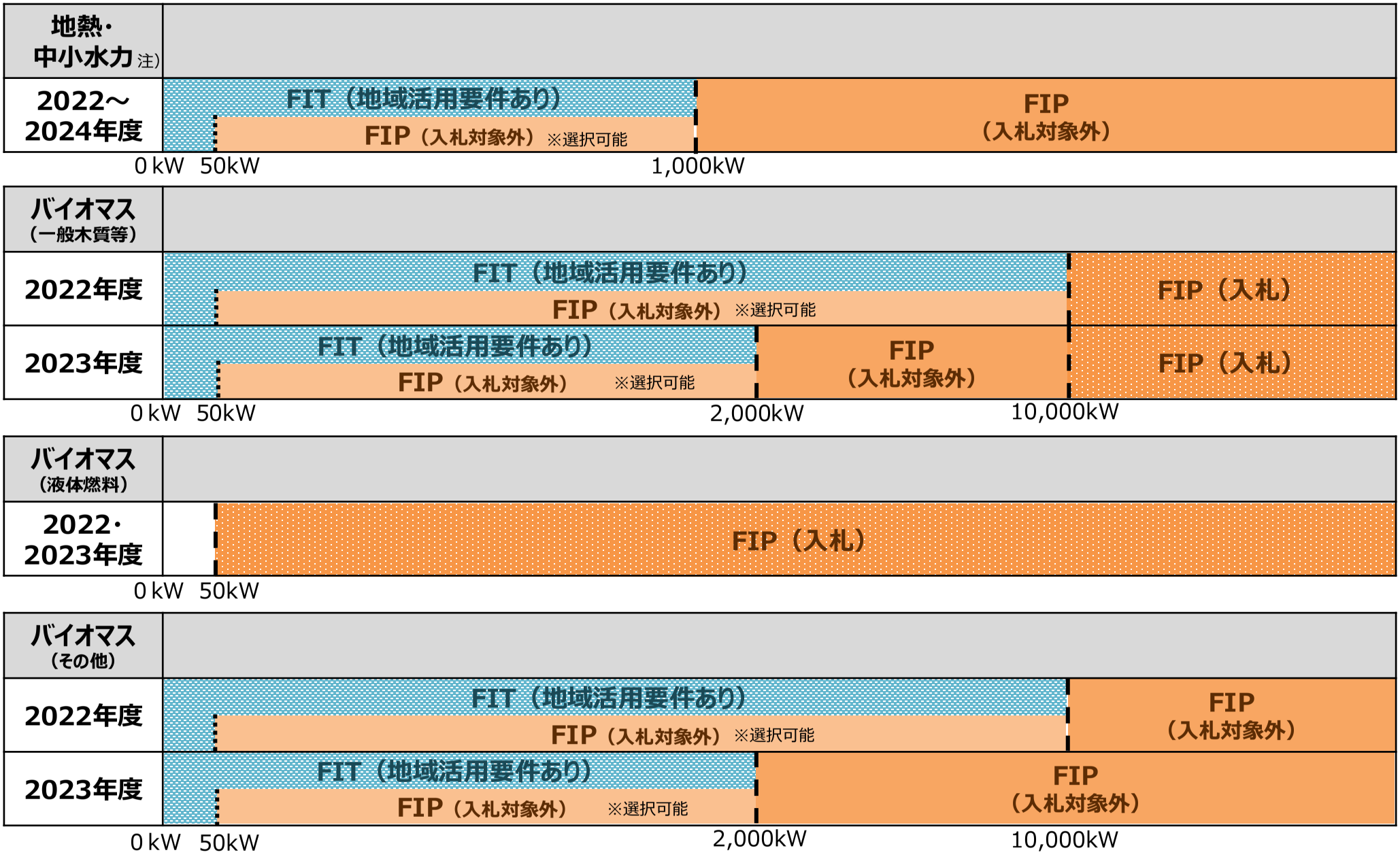

注）地熱・中小水力発電のリプレースは新設と同様の取扱い。

※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

（裏綴じ）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

（３）　入札実施機関は、（２）の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「１　落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、（１）の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。	（３）　指定入札機関は、（２）の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「１　落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、（１）の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和４年４月１日以降に新たに法第９条第４項の認定を受けた場合であって市場取引等によって電気を供給する事業を行う場合を除く。）。

（７）　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。

ア　［略］

イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。）

ウ　［略］

エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）

（８）～(10)　［略］

(11)　落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。）。

(12)～(14)　［略］

２　落札者決定の取消し通知

（１）　入札実施機関は、「１　落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第２によりその旨を通知するものとする。

（２）　入札実施機関は、（１）の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）。

（７）　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。

ア　［略］

イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

ウ　［略］

エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）

（８）～(10)　［略］

(11)　落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて指定入札機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を指定入札機関に納付した場合を除く。）。

(12)～(14)　［略］

２　落札者決定の取消し通知

（１）　指定入札機関は、「１　落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第２によりその旨を通知するものとする。

（２）　指定入札機関は、（１）の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

いと認められた場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ　第２次保証金の没収通知等

(ア)　入札実施機関は、「(４)　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第２次保証金を没収した場合は、その旨を当該第２次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(イ)　入札実施機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ)　入札実施機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(４)　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

３　落札者決定の通知

入札実施機関は、法第７条第７項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第１により行うものとする。

４　入札の結果の公表

入札実施機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して２週間以内に、次に掲げる事項を入札実施機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

(１)・(２)　[略]

第６　[略]

第７　落札者決定の取消し等

１　落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

(１)～(５)　[略]

(６)　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合

いと認められた場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ　第２次保証金の没収通知等

(ア)　指定入札機関は、「(４)　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第２次保証金を没収した場合は、その旨を当該第２次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(イ)　指定入札機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ)　指定入札機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(４)　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

３　落札者決定の通知

指定入札機関は、法第７条第７項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第１により行うものとする。

４　入札の結果の公表

指定入札機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して２週間以内に、次に掲げる事項を指定入札機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

(１)・(２)　[略]

第６　[略]

第７　落札者決定の取消し等

１　落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

(１)～(５)　[略]

(６)　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合

した場合における第２次保証金の没収（落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、入札実施機関が、当該落札者及び当該保証書に係る保証者に対して没収額に相当する額の提供を求めることをいう。以下この（５）及び（６）において同じ。）による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当する場合であっても、次に掲げるとおり不可抗力事由を適用することにより、第２次保証金の没収を免除することができることとする。

ア　［略］

イ　不可抗力事由の適用による第２次保証金の没収の免除を受けるための要件

落札者が、第２次保証金の没収の免除を受けるためには、「（５）ア　不可抗力事由の範囲」に掲げる不可抗力事由に該当した上で、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、次の（ア）又は（イ）に該当する場合にあっては、当該要件を満たしていることについて、経済産業大臣又は入札実施機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。

（ア）～（ウ）　［略］

ウ　不可抗力事由が適用可能な第２次保証金没収事由

適用することにより第２次保証金の没収を免除することができる不可抗力事由と第２次保証金没収事由の対応関係は、それぞれの事由の性質を踏まえ、入札実施機関が定めるものとする。

（６）　没収通知等に関する事項

ア　第１次保証金の没収通知等

（ア）　入札実施機関は、「（４）　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第１次保証金を没収した場合は、その旨を当該第１次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

（イ）　入札実施機関は、（ア）の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

（ウ）　入札実施機関は、（イ）の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しな

した場合における第２次保証金の没収（落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、指定入札機関が、当該落札者及び当該保証書に係る保証者に対して没収額に相当する額の提供を求めることをいう。以下この（５）及び（６）において同じ。）による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当する場合であっても、次に掲げるとおり不可抗力事由を適用することにより、第２次保証金の没収を免除することができることとする。

ア　［略］

イ　不可抗力事由の適用による第２次保証金の没収の免除を受けるための要件

落札者が、第２次保証金の没収の免除を受けるためには、「（５）ア　不可抗力事由の範囲」に掲げる不可抗力事由に該当した上で、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、当該要件を満たしていることについて、経済産業大臣又は指定入札機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。

（ア）～（ウ）　［略］

ウ　不可抗力事由が適用可能な第２次保証金没収事由

適用することにより第２次保証金の没収を免除することができる不可抗力事由と第２次保証金没収事由の対応関係は、それぞれの事由の性質を踏まえ、指定入札機関が定めるものとする。

（６）　没収通知等に関する事項

ア　第１次保証金の没収通知等

（ア）　指定入札機関は、「（４）　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第１次保証金を没収した場合は、その旨を当該第１次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

（イ）　指定入札機関は、（ア）の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

（ウ）　指定入札機関は、（イ）の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しな

		マスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）	
11～13	［略］	［略］	［略］
14	第２次保証金	落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。）。	全額
15・16	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

イ　保証書に係る保証債務の履行

入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて入札実施機関に保証書を提出した場合において、没収事由に該当したことにより入札実施機関が当該保証書に係る保証者に当該保証書に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証者は、入札実施機関が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を入札実施機関に提供しなければならないこととする。

（５）　不可抗力事由による第２次保証金没収の免除

大規模災害など落札前には予見することが困難な事象が発生

		マスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）	
11～13	［略］	［略］	［略］
14	第２次保証金	落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて指定入札機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を指定入札機関に納付した場合を除く。）。	全額
15・16	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

イ　保証書に係る保証債務の履行

入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて指定入札機関に保証書を提出した場合において、没収事由に該当したことにより指定入札機関が当該保証書に係る保証者に当該保証書に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証者は、指定入札機関が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を指定入札機関に提供しなければならないこととする。

（５）　不可抗力事由による第２次保証金没収の免除

大規模災害など落札前には予見することが困難な事象が発生

1～8	［略］	［略］	［略］
9	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和４年４月１日以降に新たに法第９条第４項の認定を受けた場合であって市場取引等によって電気を供給する事業を行う場合を除く。）。	全額
10	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。 ア　［略］ イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。） ウ　［略］ エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオ	全額

1～8	［略］	［略］	［略］
9	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）。	全額
10	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。 ア　［略］ イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合を除く。） ウ　［略］ エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオ	全額

入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、１回に限り、第２次保証金を繰り越し、当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができる（当該落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書を当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に係る保証書とみなすことができる）こととする。

エ　第２次保証金の提供に関する不備等

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が入札実施機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

（３）　保証金の免除

ア　入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業が地方公共団体による直接の出資を受けたものである場合又は当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第７条第３項に基づく設備整備計画の認定若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けたものである場合は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても免除する。

イ　これまでの入札において当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退がなされた結果として保証金が没収となった案件と同一の案件である場合であって、既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており当該プロセスにおいて認定取得期限までの接続同意が見込まれることが確認できた場合には、これまでの入札において没収となった第１次保証金又は第２次保証金の額と同額を第１次保証金又は第２次保証金から免除する。

（４）　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額

入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、１回に限り、第２次保証金を繰り越し、当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができる（当該落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書を当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に係る保証書とみなすことができる）こととする。

エ　第２次保証金の提供に関する不備等

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が指定入札機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

（３）　保証金の免除

入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業が地方公共団体による直接の出資を受けたものである場合又は当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第７条第３項に基づく設備整備計画の認定を受けたものである場合は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても免除する。

［新設］

（４）　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第６条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額

る（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書は当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の一部に係る保証書とみなす）こととする。

（２）　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円/kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「（１）ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ　第２次保証金の提供期限

第２次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内とする。ただし、年末年始等の期間が含まれる場合には、入札実施機関が当該期間を考慮して定める日までとする。また、繰上げ落札者に係る第２次保証金の提供期限は、入札実施機関が定める日までとする。

ウ　第２次保証金の返還又は翌年度の入札の第１次保証金及び第２次保証金への充当

入札実施機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３カ月以内に、当該落札者が提供した第２次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。この場合において、当該落札者が「第６　２　落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは、当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される

る（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書は当該落札者に返還せず、当該落札者が指定入札機関に提供すべき第２次保証金の一部に係る保証書とみなす）こととする。

（２）　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円/kWとする。したがって、落札者が指定入札機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「（１）ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ　第２次保証金の提供期限

第２次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内とする。ただし、年末年始等の期間が含まれる場合には、指定入札機関が当該期間を考慮して定める日までとする。また、繰上げ落札者に係る第２次保証金の提供期限は、指定入札機関が定める日までとする。

ウ　第２次保証金の返還又は翌年度の入札の第１次保証金及び第２次保証金への充当

指定入札機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３カ月以内に、当該落札者が提供した第２次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。この場合において、当該落札者が「第６　２　落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは、当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される

札量が入札量を上回った区分において低価の非落札者から順次追加の落札者を決定する。

（７）　［略］

２　保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。

入札参加者は、保証金に相当する額を入札実施機関に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証者」という。）が入札実施機関が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証書」という。）を入札実施機関に提出することにより、第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えることができる。この場合において、入札実施機関は、当該保証書を返還することにより、保証金の返還に代えることとする。また、入札参加者は、保証金の全額を入札実施機関に提供することにより、入札実施機関から当該保証書の返還を受けることができることとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。

（１）　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円/kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。

イ　［略］

ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当

入札実施機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金の額を返還することとする。

落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金に充当す

（６）　［略］

２　保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。

入札参加者は、保証金に相当する額を指定入札機関に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証者」という。）が指定入札機関が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証書」という。）を指定入札機関に提出することにより、第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えることができる。この場合において、指定入札機関は、当該保証書を返還することにより、保証金の返還に代えることとする。また、入札参加者は、保証金の全額を指定入札機関に提供することにより、指定入札機関から当該保証書の返還を受けることができることとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。

（１）　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円/kWとする。したがって、入札参加者が指定入札機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。

イ　［略］

ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当

指定入札機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「（４）　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金の額を返還することとする。

落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が指定入札機関に提供すべき第２次保証金に充当す

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

２　入札参加の可否に関する通知

（１）　入札実施機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があった日（当該事業計画が入札実施機関に到達した日）の翌日から起算して１ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、法第７条第１項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

（２）　入札実施機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

（３）　入札実施機関は、（２）の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知することとする。

（４）　入札実施機関は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、（３）の規定を準用することとする。

第５　入札の実施等

１　入札の実施方法

（１）～（３）　［略］

（４）　入札参加者が「２（１）　第１次保証金」に基づき第１次保証金（「２　保証金」に規定する第１次保証金をいう。）の全額を提供期限までに入札実施機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。

（５）　［略］

（６）　太陽光発電設備において、1,000kW未満又は1,000kW以上のいずれかの区分において応札量が入札量を下回り、もう一方の区分において応札量が入札量を上回った場合には、両区分の入札量の合計の79％の量に両区分の応札量の合計が達するまで、応

その他、指定入札機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

２　入札参加の可否に関する通知

（１）　指定入札機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があった日（当該事業計画が指定入札機関に到達した日）の翌日から起算して１ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、法第７条第１項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

（２）　指定入札機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

（３）　指定入札機関は、（２）の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知することとする。

（４）　指定入札機関は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、（３）の規定を準用することとする。

第５　入札の実施等

１　入札の実施方法

（１）～（３）　［略］

（４）　入札参加者が「２（１）　第１次保証金」に基づき第１次保証金（「２　保証金」に規定する第１次保証金をいう。）の全額を提供期限までに指定入札機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。

（５）　［略］

［新設］

１　入札参加希望者は、施行規則第４条の規定に基づき、「２　事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を入札実施機関に対して提出（電子情報処理組織（入札実施機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。）しなければならない。同一の入札の回において、入札大正区文頭に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は入札実施機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。 ２　事業計画の提出期間 入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間は、事業計画の審査に要する期間（原則２週間）、及び入札実施機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。 なお、事業計画の提出期間内に入札実施機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、入札実施機関は当該事業計画を受理しないこととし、入札実施機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。 ３　入札参加希望者は、手数料として、法第７条第９項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して１週間以内に入札実施機関に納付しなければならないこととする。 第４　入札参加資格等 １　入札参加資格に関する基準 入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号を除く。）並びに法第９条第４項第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。 また、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。 （１）・（２）　［略］	１　入札参加希望者は、施行規則第４条の規定に基づき、「２　事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を指定入札機関に対して提出（電子情報処理組織（指定入札機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。）しなければならない。同一の入札の回において、入札大正区文頭に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は指定入札機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。 ２　事業計画の提出期間 入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間は、事業計画の審査に要する期間（原則２週間）、及び指定入札機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。 なお、事業計画の提出期間内に指定入札機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、指定入札機関は当該事業計画を受理しないこととし、指定入札機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。 ３　入札参加希望者は、手数料として、法第７条第９項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して１週間以内に指定入札機関に納付しなければならないこととする。 第４　入札参加資格等 １　入札参加資格に関する基準 入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号を除く。）並びに法第９条第３項第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。 また、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。 （１）・（２）　［略］

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して３年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、５年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。	入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して３年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、５年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。
（２） 陸上風力発電設備に係る交付期間又は調達期間 入札対象でない風力発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、８年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。	（２） 陸上風力発電設備に係る調達期間 入札対象でない風力発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、８年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。
（３） バイオマス発電設備に係る交付期間又は調達期間 入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。	（３） バイオマス発電設備に係る調達期間 入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。
７　バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達の量の上限及び供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上限 バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後に入札バイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第２条第５項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する入札対象区分等に係る再生可能エネルギー電気の量の上限及び法第２条の２第２項に規定する供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上限とする。	７　バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達の量の上限 バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後に入札バイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第２条第５項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する入札対象区分等に係る再生可能エネルギー電気の量の上限とする。
［削る］	８　入札実施主体 今後、入札対象件数が増加する可能性等に鑑み、指定入札機関を入札実施主体とする。
第３　入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等	第３　入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

３　入札量 ［略］ （１）　太陽光発電設備 第12回における入札量は225MW（1,000kW未満が50MW、1,000kW以上が175MWをそれぞれ上限とする）とし、第13回から第15回までの入札量は、以下のとおりとする。 ア　前回入札において、応札量が225MWを下回った場合　225MW イ　前回入札において、応札量が225MWを上回り、かつ入札量を下回った場合　前回入札における応札されなかった容量に、それぞれの区分における入札量から応札量を差し引いた容量の比を乗じて算出される量を、前回入札の入札量から差し引いた量（ただし、1,000kW未満は50MW、1,000kW以上は175MWを下限とする） ウ　前回入札において、応札量が225MWを上回り、かつ入札量を上回った場合　前回入札における応札量と落札量の差分の量の４割に、それぞれの区分における応札量から入札量を差し引いた量の比を乗じて算出される量を、前回入札の入札量に加えた量 （２）　陸上風力発電設備 第２回における入札量は1,300MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第２回入札において落札されなかった容量の４割の量とする。 （３）　出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備 第５回における入札量は120MWとする。	３　入札量 ［略］ （１）　出力250kW以上の太陽光発電設備 第８回における入札量は208MWとし、第９回から第11回までの入札量は、以下のとおりとする。 ア　前回入札において、応札量が208MWを下回った場合　208MW イ　前回入札において、応札量が208MWを上回り、かつ入札量を下回った場合　前回入札における応札量 ウ　前回入札において、応札量が208MWを上回り、かつ入札量を上回った場合　前回入札量に、応札量と落札量の差分の容量の４割を加えた量 （２）　陸上風力発電設備 第１回における入札量は1,000MWとする。 （３）　出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備 第４回における入札量は120MWとする。
４　供給価格上限額 供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第12回10．00円、第13回9．88円、第14回9．75円、第15回9．63円、陸上風力発電設備（第２回）については、16．00円とし、追加入札を実施する場合は、第２回入札の加重平均落札価格又は15．00円のいずれか高い額とする。バイオマス発電設備（第５回）については、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。	４　供給価格上限額 供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第８回11．00円、第９回10．75円、第10回10．50円、第11回10．25円、陸上風力発電設備（第１回）については、17．00円とする。バイオマス発電設備（第４回）については、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。
５　基準価格又は調達価格の額の決定の方法 事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて基準価格又は調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく基準価格又は調達価格の額は、落札者が入札した額（円/kWh）（調達価格は消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額）とする。	５　調達価格の額の決定の方法 事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく調達価格の額は、落札者が入札した額（円/kWh）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。
６　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間 （１）　太陽光発電設備に係る交付期間又は調達期間	６　入札対象区分等に係る調達期間 （１）　太陽光発電設備に係る調達期間

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、FIT創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、FITにおける認定件数のうち約９割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。事業者間の競争をより一層促すため、コスト動向等を勘案して競争が可能と考えられる範囲で、できるだけ多くの事業者を入札対象とする必要があるところ、出力250kW以上の太陽光発電設備は事業用太陽光発電設備のFITにおける認定容量のうち約７割を占めている。また、平成30年度までは出力2,000kW以上、令和元年度は出力500kW以上、令和２年度及び令和３年度は出力250kW以上を入札対象範囲としていたことを踏まえつつ、入札対象範囲は段階的に拡大することも重要である。一方で、新たなエネルギーミックスの実現に向けて、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図る必要がある。

また、陸上風力発電設備については、案件の大規模化やメンテナンス方法の改善等による今後のコスト低減ポテンシャルが大きい電源と考えられる。

さらに、一般木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）によるバイオマス発電設備並びに農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）によるバイオマス発電設備の本制度における認定量は、2030年度に見込んだ導入水準の２倍程度にまで達している。このうち、一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、特に大規模事業者間の競争によるコスト低減が見込まれる一方、地域分散型エネルギー源となり得る比較的小規模な案件に配慮することが必要である。また、バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備は、規模に関わらず十分な競争環境が整った状況にある。

したがって、交付対象区分等のうち入札対象区分等は、出力1,000kW以上の太陽光発電設備（ただし、建物（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいい、令和４年１月17日以前に設置されていたものに限る。以下同じ。）の屋根に設置する場合を除く。）、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（ただし、建物の屋根に設置する場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、FIT創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、FITにおける認定件数のうち約９割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。事業者間の競争をより一層促すため、コスト動向等を勘案して競争が可能と考えられる範囲で、できるだけ多くの事業者を入札対象とする必要があるところ、出力250kW以上の太陽光発電設備は事業用太陽光発電設備のFITにおける認定容量のうち約７割を占めている。また、平成30年度までは出力2,000kW以上、令和元年度は出力500kW以上を入札対象範囲としていたことを踏まえつつ、入札対象範囲は段階的に拡大することも重要である。

また、陸上風力発電設備については、案件の大規模化やメンテナンス方法の改善等による今後のコスト低減ポテンシャルが大きい電源と考えられ、FIT開始前の導入量とFITにおける認定量の合計が、エネルギーミックスの水準を上回る状況となっている。

さらに、一般木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）によるバイオマス発電設備並びに農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）によるバイオマス発電設備のFITにおける認定量は、近年、エネルギーミックスで想定した2030年度の導入水準の２倍程度にまで達している。このうち、一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、特に大規模事業者間の競争によるコスト低減が見込まれる一方、地域分散型エネルギー源となり得る比較的小規模な案件に配慮することが必要である。また、バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備は、規模に関わらず十分な競争環境が整った状況にある。

したがって、入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備、出力250kW以上の陸上風力発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。

札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものであり、平成29年度から令和３年度までに太陽光発電設備について11回、バイオマス発電設備について４回、着床式洋上風力発電設備について１回、陸上風力発電設備について１回の入札が行われたところである。

本指針は、法第５条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を、調達価格等算定委員会により行われた平成29年度から令和３年度までの入札結果の検証を踏まえ、定めるものである。

２　定義

（１）・（２）　［略］

（３）　入札参加資格　法第５条第２項第３号及び同条第４項第３号に規定する入札の参加者の資格をいう。

（４）　［略］

（５）　このほか、本指針において使用する用語は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

３　［略］

第２　入札の実施に関する基本的事項

１　入札の実施についての基本的考え方

（１）　我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、全国一律で行うものとする。これまで特定調達対象区分等を対象としていたが、令和４年度より、交付対象区分等を対象に加えて実施するものとする。

（２）　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。ただし、バイオマス発電設備については、平成30年度から令和３年度までの入札結果の検証を踏まえ、入札の競争性を確保するため、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施することとする。

（３）　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度４回の実施とし、陸上風力発電設備及びバイオマス発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度１回の実施とする。ただし、陸上風力発電設備については、応札量が1,700MWを超えた場合には、同年度内に追加入札を行うこととする。

（４）　［略］

２　入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

び規模（以下「入札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものであり、平成29年度から令和２年度までに太陽光発電設備について７回、バイオマス発電設備について３回、着床式洋上風力発電設備について１回の入札が行われたところである。

本指針は、法第５条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を、調達価格等算定委員会により行われた平成29年度から令和２年度までの入札結果の検証を踏まえ、定めるものである。

２　定義

（１）・（２）　［略］

（３）　入札参加資格　法第５条第２項第３号に規定する入札の参加者の資格をいう。

（４）　［略］

（５）　このほか、本指針において使用する用語は、法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

３　［略］

第２　入札の実施に関する基本的事項

１　入札の実施についての基本的考え方

（１）　FITにおいて、我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、入札についても全国一律で行うものとする。

（２）　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。ただし、バイオマス発電設備については、平成30年度から令和２年度までの入札結果の検証を踏まえ、入札の競争性を確保するため、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施することとする。

（３）　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度４回の実施とし、陸上風力発電設備及びバイオマス発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度１回の実施とする。

（４）　［略］

２　入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

改正後	改正前
第１　総論 １　趣旨 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づいて平成24年７月に創設された。FIT創設から９年間で、FITの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね３倍に拡大するといった成果を挙げてきている。また、令和３年10月に策定した「第６次エネルギー基本計画」では、2030年度（令和12年度）における再生可能エネルギー電気が電源構成比率の36～38％（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、FITには引き続き重要な役割が期待されている。 一方で、FIT創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってFITに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電等については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）が制定され、さらに強靱かつ持続可能な電気供給体制を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和２年法律第49号）が制定され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律（平成23年法律第108号。以下「法」という。）へと改正されたところである。 改正法により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第４条第１項の規定に基づき、入札（法第５条から第８条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により法第９条第４項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる交付対象区分等及び特定調達対象区分等（以下「入	第１　総論 １　趣旨 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づいて平成24年７月に創設された。FIT創設から８年間で、FITの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね３倍に拡大するといった成果を挙げてきている。また、平成27年７月に策定した「長期エネルギー需給見通し」（以下「エネルギーミックス」という。）では、2030年度（令和12年度）において再生可能エネルギー電気が電源構成比率の22～24％（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、FITには引き続き重要な役割が期待されている。 一方で、FIT創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってFITに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電等については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）が制定されたところである。 本改正により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第４条第１項の規定に基づき、入札（法第５条から第８条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により法第９条第３項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及

○経済産業省告示第九十四号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第七項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年四月五日

経済産業大臣　萩生田光一

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成三十年経済産業省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○経済産業省告示第九十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第一項の規定に基づき、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件を次のように定める。

令和四年四月五日

経済産業大臣　萩生田光一

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件

1　交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第四号の二、第二十七号及び第二十八号に掲げる設備の区分等とする。

2　特定調達対象区分等（同法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、施行規則第三条第三号の三、第四号及び第五号の二に掲げる設備の区分等とする。

3　同法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。）に属する場合の入札の対象とする特定調達対象区分等は、前項に規定するものに加え、施行規則第三条第四号の二、第二十七号及び二十八号に掲げる設備の区分等とする。

4　交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合であって、建物（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百十一条に規定する建物をいい、令和四年一月十七日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置する場合には、前各項の規定にかかわらず、当該設備の区分等は入札の対象としない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　令和三年経済産業省告示第六十四号は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

附　則

1　この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前の場合であって、令和四年四月一日以降に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（次項において「法」という。）第九条第四項の認定を受けた場合であって、市場取引等により電気を供給する場合にあっては、当該設備に従前適用されていた調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を基準価格とし、当該設備に従前適用されていた調達期間の残余の期間を交付期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。

3　新法第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前であり、令和四年四月一日以降に、法第九条第四項の認定を受けた場合（市場取引等により電気を供給する場合に限る。）であって、同日以降に法第九条第四項の認定を受けた場合（特定契約により電気を供給する場合に限る。）にあっては、当該設備に従前適用されていた基準価格に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額を調達価格とし、当該設備に従前適用されていた交付期間の残余の期間を調達期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。

る件の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（平成三十年経済産業省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一号ロ中「この条及び次条において」を「以下」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（令和二年経済産業省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「法第九条第三項」を「新法第九条第三項」に、「第一条第二項第八号イ(2)」を「第一条第二項第十二号イ(2)」に改め、同条第二項中「法第九条第三項」を「新法第九条第三項」に、「第一条第二項第八号イ(3)」を「第一条第二項第十二号イ(3)」に改め、同条第三項中「法第九条第三項」を「新法第九条第三項」に、「第一条第二項第八号イ(4)」を「第一条第二項第十二号イ(4)」に改め、同条第四項中「法第九条第三項」を「新法第九条第三項」に、「第一条第二項第八号イ(5)」を「第一条第二項第十二号イ(5)」に改める。

達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第四条第三項の規定を適用する。	達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第四条第三項の規定を適用する。
6　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第五条第二項の規定を適用する。	6　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第五条第二項の規定を適用する。
7　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第六条第三項の規定を適用する。	7　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第六条第三項の規定を適用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定め

3　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

5　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第四項の規定を適用する。

3　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第四項の規定を適用する。

5　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調

（当該旧接続請求を行う改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日。以下この項及び次項において同じ。）が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第六項の規定を適用する。

2　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第七項の規定を適用する。この場合において、当該契約に係る設備が法第四条第一項の規定により経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当するときは、当該設備は太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものとみなす。

（当該旧接続請求を行う改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日。以下この項及び次項において同じ。）が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第六項の規定を適用する。

2　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第七項の規定を適用する。この場合において、当該契約に係る設備が法第四条第一項の規定により経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当するときは、当該設備は太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものとみなす。

例太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

表　［略］

2　［略］

（新エネルギー等認定設備であったものに係る調達期間）

第五条　新法第九条第三項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものに係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、当該発電を行っていた期間（試運転を行っていた期間を除く。）に相当する期間を除いた期間とする。

（旧接続請求者に係る調達価格等）

第七条　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日

太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

表　［略］

2　［略］

（新エネルギー等認定設備であったものに係る調達期間）

第五条　法第九条第三項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものに係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、当該発電を行っていた期間（試運転を行っていた期間を除く。）に相当する期間を除いた期間とする。

（旧接続請求者に係る調達価格等）

第七条　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日

備考　［略］	
附　則 （特例太陽光発電設備に係る調達価格等） 第二条　旧法附則第六条第一項の規定により旧認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（改正法附則第四条第一項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものに限る。以下「特例太陽光発電設備」という。）であって、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に申し込んだものに係る旧法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四条第一項の特例太陽光価格及び旧法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特	備考　［略］ 附　則 （特例太陽光発電設備に係る調達価格等） 第二条　旧法附則第六条第一項の規定により旧認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（改正法附則第四条第一項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものに限る。以下「特例太陽光発電設備」という。）であって、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に申し込んだものに係る旧法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四条第一項の特例太陽光価格及び旧法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特例

供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）における変更	供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）における変更
ホ　［略］	ホ　［略］
四　［略］	四　［略］

基準価格又は調達価格	調達価格
交付期間又は調達期間	調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の調達価格のうち、いずれか低い額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
［略］	［略］

相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ　［略］

ロ　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合における変更

ハ　［略］

ニ　再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の

一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二　当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ　［略］

ロ　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合における変更

ハ　［略］

ニ　再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の

を交付期間又は調達期間から除く。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

6　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分割管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

6　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における施行規則第三条第二十七号及び第二十八号（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分割管理が行われたことが確認されたものに限る。）に規定する発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の	一　当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である

業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
備考 イ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	

業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
備考 イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ハ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間	

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ［新設］	

電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。	
ホ　［略］	
ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。	
ニ　［略］	
ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。	

5　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、第一項から第四項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。		
法第七条第八項の規定により経済産	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
［略］		

5　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における当該バイオマス発電設備に係る調達価格等は、第一項から第四項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。		
法第七条第八項の規定により経済産	調達価格	調達期間
［略］		

和六年三月三十一日まで	税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）

備考

イ　基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

二　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発

和四年三月三十一日まで	費税の額に相当する額を加えて得た額

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

［新設］

	四	
）	［略］	
	平成三十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
	［略］	

	四	
	［略］	
	平成三十二年四月一日から令和四年三月三十一日までに消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
	［略］	

	五	
	［略］	
	平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
	［略］	

	六	
	［略］	
	平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
	［略］	

	五	
	［略］	
	平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
	［略］	

	六	
	［略］	
	平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
	［略］	

三十一日まで	地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
二［略］	
平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで	四十円（［略］
二［略］	
平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日まで	四十円に［略］

三［略］	
平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
三［略］	
平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三十二円［略］

二十年	当する額を加えて得た額）
二十年	えて得た額

十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）

(5)　［略］

ホ　［略］

				一
再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定又は調達価格若しくは基準価格が属する期間	交付期間又は調達期間		［略］
平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］		
令和五年四月一日から令和六年三月三十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）				

増加がない場合に限る。）

(5)　［略］

ホ　［略］

				一
再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定が属する期間	調達価格又は調達期間		［略］
平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］		
令和五年四月一日から令和六年三月三十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）				

［新設］

［新設］

(2)　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（(3)において「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（(4)において「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合

(3)　［略］

(4)　再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に

(2)　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（(3)において「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（(4)において「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合

(3)　［略］

(4)　再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に

する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

ロ　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を増加させる変更であって、当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合若しくは当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は出力を減少させる変更を除く。）の認定

ハ　［略］

ニ　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）

(1)　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を増加させる変更であって、当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合若しくは当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が法第四条第一項の規定による指定を受けたものとなる場合又は出力を減少させる変更を除く。）の認定

ハ　［略］

ニ　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）

(1)　［略］

二　［略］

表　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等（第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合にあっては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。）は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当

二　［略］

表　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等（第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合にあっては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。）は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の

転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条　［略］

2　［略］

3　［略］

一　新法第九条第三項の認定の日のとする。

［新設］

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

（バイオマス発電設備に係る調達価格等）

第六条　［略］

2　［略］

3　［略］

一　法第九条第三項の認定の日

	六	
	［略］	
の額に相当する額を加えて得た額）	十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］
	六	
	［略］	
る額を加えて得た額	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］

備考	
イ　基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。	
ロ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	
ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運	
備考	
イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。	
ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	
ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたも	

		する額を加えて得た額（
三	［略］	十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
	［略］	［略］
四	［略］	二十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
	［略］	［略］
五	［略］	二十円（調達価格は、消費税及び地方消費税
	［略］	［略］

		て得た額
三	［略］	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
	［略］	［略］
四	［略］	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
	［略］	［略］
五	［略］	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当す
	［略］	［略］

更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	［略］	四十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］
二	［略］	三十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］

の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	［略］	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］
二	［略］	三十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加え	［略］

（地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第五条　［略］

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日	当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備
一　法第九条第三項の認定の日	当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備

（地熱発電設備に係る調達価格等）

第五条　［略］

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

［新設］

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

	八
［略］	
平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日まで	調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）十二円（［略］
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）九円（調

	八
［略］	
平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十二円に［略］
［新設］	消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
［新設］	

	備考
	イ　基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
	ロ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は

	備考
	イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
	ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日

一日まで	方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
七	
［略］	［略］
平成二十九年十月一日から令和五年三月三十一日まで	二十円（調達価格は、消費税及び地方消費税
［略］	［略］

一日まで	に相当する額を加えて得た額
七	
［略］	［略］
平成二十九年十月一日から令和四年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当す
［略］	［略］

	の額に相当する額を加えて得た額）
	［略］
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて
	［略］

	る額を加えて得た額
	［新設］
［新設］	［略］

四	［略］	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十一円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］	
五	［略］	平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	二十七円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］	
六	［略］	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］	

四	［略］	平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］	
五	［略］	平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］	
六	［略］	平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］	

	額を加えて得た額）
二［略］	
平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十五円［略］
（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
二［略］	
平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	二十五円［略］
に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

	三［略］
平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十九円［略］
（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	
三［略］	
平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	二十九円［略］
に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は出力を減少させる場合を除く。）の認定に限る。）の日

四　［略］

分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合又は出力を減少させる場合を除く。）の認定に限る。）の日

四　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	［略］	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	三十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する	［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	［略］	平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得	［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日	二　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日	二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区

備考　前項の表中の「備考」に同じ。	備考　第七項の表中の「備考」に同じ。
10　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定に関わらず、次の表のとおりとする。	9　選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定に関わらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］	
備考　第八項の表中の「備考」に同じ。		

調達価格	調達期間	
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］	
備考　第七項の表中の「備考」に同じ。		

（水力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第四条　［略］

2　［略］

（水力発電設備に係る調達価格等）

第四条　［略］

2　［略］

格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。	数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
9　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 一～三　［略］	8　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における施行規則第三条第五号の二に規定する風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 一～三　［略］

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	［略］

調達価格	調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の調達価格のうち、いずれか低い額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［略］

る落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	得た額
備考 イ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。 ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ハ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。 ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複	備考 イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。 ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ［新設］ ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複

した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

8　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する基準価格又は調達価格	［略］	交付期間又は調達期間

7　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における当該風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて	［略］	調達期間

				当する額を加えて得た額）

備考

イ　基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設

		月一日から令和七年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相

		月一日から令和七年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に供給する場合における当該電気の供給に係る消費税及び地方消費税の額に相

ハ　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

				一
再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	二十年間
風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		
	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		
	令和六年四月十四日（調達			

変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であって増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2)　次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であって増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

発電設備の区分等	一	二	三	四	備考
	［略］	［略］	［略］	特定風力発電設備	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］	［略］	［略］	［略］	

発電設備の区分等	一	二	三	四	備考
	［略］	［略］	［略］	施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］	［略］	［略］	［略］	

［新設］

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日の属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる

備考
イ・ロ　［略］ ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ニ　［略］

備考
イ・ロ　［略］ ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ニ　［略］

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一　新法第九条第三項の認定の日 二　［略］		
再生可能エネルギー	調達価格	調達期間

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。 一　法第九条第三項の認定の日 二　［略］		
再生可能エネルギー	調達価格	調達期間

の項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一～三	［略］	［略］	［略］	［略］
四	特定風力発電設備	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］

の項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一～三	［略］	［略］	［略］	［略］
四	施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］

とする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

	一	・	二	三
再生可能エネルギー発電設備の区分等	［略］			特定風力発電
価格決定日が属する期間	［略］			［略］
調達価格	［略］			［略］
調達期間	［略］			［略］

とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

	一	・	二	三
再生可能エネルギー発電設備の区分等	［略］			施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの
価格決定日が属する期間	［略］			［略］
調達価格	［略］			［略］
調達期間	［略］			［略］

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下こ

備考　［略］

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下こ

備考　［略］

当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条　［略］

1・2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間

（風力発電設備に係る調達価格等）

第三条　［略］

1・2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間

けた場合であって当該設備で発電された電気を市場取引等によって供給する場合を除く。）の認定に限る。）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、	［略］	［略］

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、	［略］	［略］

当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		
備考　前項の表中の「備考」に同じ。		

当該太陽光発電設備の調達価格のうち、いずれか低い額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
備考　第二十項の表中の「備考」に同じ。		

29　法第二条の七第一項の規定に基づき一時調達契約を締結した太陽光発電設備に係る一時契約期間において適用される解体等積立基準額は、［新設］

一　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

イ　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ　［略］

二　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

イ　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ロ　［略］

三　［略］

四　当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受

一　当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

イ　当該設備の出力の変更の認定（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ　［略］

二　当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

イ　当該設備の出力の変更の認定

ロ　［略］

三　［略］

四　当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）の認定に限る。）

ハ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ホ　［略］

28　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

［新設］

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ニ　［略］

21　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

より指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、				
第十三回	指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、	○・六六	［新設］	］
第十四回	推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	○・六六	［新設］	］
第十五回		○・六六	［新設］	］

定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額				
		六六円	［新設］	］
		六六円	［新設］	］
		六六円	［新設］	］

方消費税の額に相当する額を加えて得た額）				
		円		

備考

イ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

備考

イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

日を当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日とみなして、前項の規定を適用する。

27 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者（以下「落札者」という。）の決定の日が平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第一回～第十一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定に	[略]	[略]
第十二回			○・

とみなして、前項の規定を適用する。

20 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者（以下「落札者」という。）の決定の日が平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
第一回～第十一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指	[略]	[略]
[新設]			[新設

定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

25　第二十一項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

18　第十五項から第十七項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

19　系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が供給開始日までの間に当該再度の提出を行わなかったとき、又は系統連系工事着工申込書の再度の提出を行うべきであったことが供給開始日以降に判明したときは、当該供給開始日を当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日とした当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

26　系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が供給開始日までの間に当該再度の提出を行わなかったとき、又は系統連系工事着工申込書の再度の提出を行うべきであったことが供給開始日以降に判明したときは、当該供給開始日

運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

24　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第二十一項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認

［新設］

適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ（1）中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

17 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項及び第十二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十五項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を

に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項及び第十二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ（1）中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

23 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第二十一項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の

にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第二十四項において同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）について

にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項及び第十七項において同じ。）（第七項、第八項、第十項及び第十二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備

は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　［略］

22　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間

に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　［略］

16　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間

			二	
			出力が五十キロワット以上三十一のもの（日以前の入札対象区分等に該当するものを除く）	
			令和六年三月三十一日まで	
			九・五円に相当する額を加えて得た額	
			二十〇・六四円	
			消費税の額から令和六年三月三十一日まで	
			消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
			年間	

15 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態

			二	
			出力が五十キロワット以上三十一のもの（日以前の入札対象区分等に該当するものを除く）	
			令和六年三月三十一日まで	
			九・五円に相当する額を加えて得た額	
			二十〇・六四円	
			消費税の額から令和六年三月三十一日まで	
			消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
			年間	

備考　第十七項の表中の「備考」に同じ。

21 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態

十キロワット未満のもの	日以前	の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に	能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）	二十年間	令和二年四月

ギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一　出力が十キロワット以上五十未満	令和二年三月三十一日が属する期間	九・五円に消費税及び地方消費税を加えた額	二十年間	一〇・六四円（当該設備に係

かわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニに掲げる変更の認定に限る。）の日

基準価格	交付期間	解体等積立基準額
九・五円	二十年間	〇・六四円

20　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネル

［新設］

備考　第十六項の表中の「備考」に同じ。		

期間もこれに従う。

18　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
十六円	十年間

備考　第十一項の表中の「備考」に同じ。

［新設］

19　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定にか

［新設］

を起算日とする。

ハ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達

			加えて得た額）		
		令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円
二	出力が五十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く）	令和五年三月三十一日以前	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六六円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日

一		
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）	二十〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号のニ及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を	年間

の変更の認定を除く。）

ハ　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

ニ　当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）の認定に限る。）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期	調達価格	調達期間	解体等積立基準額

変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

(2)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満

、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するもの場合を除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第十六項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であって増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2)

続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。

17　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって［新設］

基準価格	交付期間	解体等積立基準額
十円	二十年間	○．六六円

備考

イ　基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接

二　当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受けた場合を除く。）の認定に限る。）

かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ　当該設備に係る交付期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

(2)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定又は(1)に掲げる変更の認定であって当該合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

ハ　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

四条第一項の規定による指定を受けた区分等（以下「入札対象区分等」という。）に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第十四項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一	法第九条第四項の認定の日
二	法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
	イ　当該設備に係る交付期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
	(1)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であって増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）
	(2)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満

一	二	備考
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

15　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

〔新設〕

一	二	備考
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

16　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のもの（第

〔新設〕

一　法第九条第四項の認定の日	二　住宅用太陽光発電出力等変更認定の日	調達価格	調達期間	備考
		十七円	十年間	第十一項の表中の「備考」に同じ。

備考　第十一項の表中の「備考」に同じ。

14　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	［略］	［略］	［略］	［略］

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。

14　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	［略］	［略］	［略］	［略］

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

備の区分等	日が属する期間				準額
一					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

13　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

調達価格	調達期間
［略］	［略］

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

備考　［略］

備の区分等	日が属する期間				準額
一					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

13　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

調達価格	調達期間
［略］	［略］

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

備考　［略］

年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで及び第九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

12　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

再生可能エネルギー発電設備の認定の日	新法第九条第三項の認定の日	調達価格	調達期間	解体等積立基

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで及び第九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

12　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

再生可能エネルギー発電設備の認定の日	法第九条第三項の認定の日	調達価格	調達期間	解体等積立基

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

積立基準額は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

9　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

10　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

11　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二

積立基準額は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

9　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

10　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

11　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二

定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合を除く。以下同じ。）の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。第九項及び第十一項において「住宅用太陽光発電出力等変更認定」という。）の日

イ～ハ　［略］

表　［略］

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものののうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等

定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合を除く。以下同じ。）の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。第九項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十八項において「住宅用太陽光発電出力等変更認定」という。）の日

イ～ハ　［略］

表　［略］

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものののうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　新法第九条第三項の認定の日

二　［略］

表　［略］

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等

イ　次に掲げる再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日（みなし認定事業者にあっては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間を経過する日

(1)～(5)　［略］

ロ～ホ　［略］

十三～十五　［略］

（太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額）

第二条　［略］

イ　次に掲げる再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、法第九条第三項の認定を受けた日（みなし認定事業者にあっては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間を経過する日

(1)～(5)　［略］

ロ～ホ　［略］

九～十一　［略］

（太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額）

第二条　［略］

2～5　［略］

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　新法第九条第三項の認定の日

2～5　［略］

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定（改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規

四　［略］

五　新法第九条第三項の認定　新法第九条第三項に基づく認定（改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により受けたものとみなされた新法第九条第三項の認定を除く。）

六　法第九条第四項の認定の日　認定事業者が最初に法第九条第四項の認定を受けた日をいう。

七　新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日　認定事業者が新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた日のうち最も早い日をいう。

八・九　［略］

十　みなし認定事業者　改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者をいう。

十一　供給開始日　特定契約に基づき又は市場取引等により認定発電設備（みなし認定事業者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を含む。）が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日をいう。

十二　運転開始期限日　次に掲げる日をいう。

三　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

四・五　［略］

六　みなし認定事業者　改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者をいう。

七　供給開始日　特定契約に基づき認定発電設備（みなし認定事業者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を含む。）が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日をいう。

八　運転開始期限日　次に掲げる日をいう。

改正後	改正前
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件
（定義） 第一条　この告示において使用する用語は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。	（定義） 第一条　この告示において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。
2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　新法　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。	［新設］

○経済産業省告示第六十六号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の三第一項及び第三項、第三条第二項及び第三項並びに第十五条の七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正）

第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

再生可能エネルギー発電設備に適正価格で調達される電気及びそれ以外の電気のうち、当該再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格により算定した額に相当する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第八条の規定により当該額を地方税の額とみなして同法第三百十四条の四第一項の規定により算定した額及び同法附則第八条の規定により当該額を地方税の額とみなして同法第三百十四条の四第二項の規定により算定した額	第二十一項の表中の「備考」に同じ。	
再生可能エネルギー発電設備に適正価格で調達される電気及びそれ以外の電気のうち、当該再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格により算定した額に相当する地方税法附則第八条の規定により当該額を地方税の額とみなして同法第三百十四条の四第一項の規定により算定した額及び同法附則第八条の規定により当該額を地方税の額とみなして同法第三百十四条の四第二項の規定により算定した額	第十九項の表中の「備考」に同じ。	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　この告示は、則正規定は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十三項の表及び同条第二十一項の表備考欄の改

二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和四年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
		二十年間	
		○．六六円	

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。

2015～19　［略］

法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者（以下「落札者」という。）の決定の日が平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
第一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関）が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関が公表する落札者ごとの落札に係る供給	二十年間	○．八一円
第三回			○．六三円
第四回			○．五四円
第五回			○．五二円
第六回			○．六〇円
第七回			○．六〇円
第八回			○．六六円

二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和四年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
		二十年間	
		［新設］	

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。

2015～19　［略］

法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る調達価格等は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

［新設］	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関）が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関が公表する落札者ごとの落札に係る供給	二十年間	［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］

第九回	価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	○．六六円
第十回			○．六六円
第十一回			○．六六円

備考
イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
ニ　第二回入札は、落札者として決定された者がなく、調達価格等及び解体等積立基準額がない。

21　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　［略］

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された法第五条第三項及び第四項の規定により経済産業大臣が定めた供給価格上限額と、当該	二十年間	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された法第五条第十三項及び第二十四項の規定により経済産業大臣が定めた供給価格上限額と、

［新設］	価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	［新設］	［新設］
［新設］			［新設］
［新設］			［新設］

備考
イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
［新設］

21　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十五項から前項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　［略］

調達価格	調達期間	［新設］
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された法第五条第一項及び第二項の規定により経済産業大臣が定めた供給価格上限額と、当該	二十年間	［新設］

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。	

14　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）
	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円

備考	
イ	調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
ロ	調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
ハ	自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
ニ	第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものとみなし、第二種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のものとみなす。
ホ	複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

14　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
［新設］	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
［新設］			

消費税の額に相当する額を加えて得た額	
備考	［略］

11 ［略］

12 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二 ［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号のニ及び第二項第五号	二十年間	〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号のニ及び第二項第五号のニに規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）
二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円
		令和三年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六六円

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。

13 ［略］

一・二 ［略］

調達価格	調達期間
十九円	十年間

消費税の額に相当する額を加えて得た額	
備考	［略］

11 ［略］

12 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二 ［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	［新設］
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号のニ及び第二項第五号	二十年間	［新設］
二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
		令和三年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］

備考　第七項の表中の「備考」に同じ。

13 ［略］

一・二 ［略］

調達価格	調達期間
十九円	十年間

の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	［略］	［略］	［略］	［略］	
二					
三	出力が十キロワット以上のもの	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・一五円
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		一・〇九円

6 ［略］

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定に関わらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・九九円
	備考 ［略］		

8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・八〇円
	備考 ［略］		

9 ［略］

10 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十四円に消費税及び地方	二十年間	〇・六六円

れ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	［新設］
一	［略］	［略］	［略］	［略］	
二					
三	出力が十キロワット以上のもの	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		［新設］

6 ［略］

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定に関わらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

	調達価格	調達期間	［新設］
	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
	備考 ［略］		

8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

	調達価格	調達期間	［新設］
	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
	備考 ［略］		

9 ［略］

10 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二［略］

調達価格	調達期間	［新設］
十四円に消費税及び地方	二十年間	［新設］

る。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一・二	［略］	［略］	［略］
三　出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・四〇円
備考　［略］			

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一・二	［略］	［略］	［略］
三　出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方	二十年間	一・二八円

る。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	［新設］
一・二	［略］	［略］	
三　出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
備考　［略］			

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	［新設］
一・二	［略］	［略］	
三　出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方	二十年間	［新設］

備考　［略］

	消費税の額に相当する額を加えて得た額

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一・二	［略］	［略］	［略］
三　出力が十キロワット以上のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・二五円
備考　［略］			

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	［新設］
一・二	［略］	［略］	
三　出力が十キロワット以上のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
備考　［略］			

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において、「価格決定日」という。）が平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前各号の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間

			消費税の額に相当する額を加えて得た額

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	［新設］
一・二	［略］	［略］	
三　出力が十キロワット以上のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	［新設］
備考　［略］			

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において、「価格決定日」という。）が平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前各号の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間

			消費税の額に相当する額を加えて得た額

○経済産業省告示第百三十三号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の七第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 （定義） 第一条［略］ （太陽光発電設備に係る調達価格等） 第二条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格及び同表の調達期間の欄に掲げる価格及び期間とする。 一・二［略］	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件 （定義） 第一条［略］ （太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額） 第二条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格及び同表の調達期間の欄に掲げる価格、同表の調達期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。 一・二［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	［新設］
一・二	［略］	［略］	
三	出力が十キロワット以上のもの	二十年間	
	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
備考　［略］			

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一・二	［略］	［略］	［略］
三	出力が十キロワット以上のもの	二十年間	一・六二円
	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
備考　［略］			

三、第四号又は第四号の二で定める設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽光発電設備である場合を除く。）	二　［略］	備考　表中の［　］の記載は注記である。
二　［略］	二　［略］	
又は第四号で定める設備の区分等		

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第七十一号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の六第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件（令和三年経済産業省告示第百三十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「特別措置法」という。）第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。 一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第三号、第三号の二、第三号の三	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「特別措置法」という。）第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。 一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第三号、第三号の二

○経済産業省告示第百三十四号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の六第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件を次のように定める。

令和三年六月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第三号、第三号の二又は第四号で定める設備の区分等

二　施行規則第五条第二項第五号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第一項第九号の二に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業及び同条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附　則

1　この告示は令和四年四月一日から施行する。

2　法第七条第三項又は同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和四年三月三十一日以前であって、法第九条第四項の認定の日が令和四年四月一日以降である場合における法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等は、施行規則第三条の規定にかかわらず、当該認定に係る設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第二十七号）第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第三条に規定する設備の区分等をいう。）とする。

第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十四号の二、第二十六号、第二十六号の二、第二十九号、第二十九号の二、第三十号及び第三十号の二に掲げる設備の区分等

二　第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

3　法第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則第三条第五号、第七号から第八号の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号及び第二十一号の二に掲げる設備の区分等とする。

4　法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。沖縄県に属するものを除く。）に属する場合における特定調達対象区分等は、前各項の規定にかかわらず、施行規則第三条各号に掲げる設備の区分等とする。

5　法第二条第五項に規定する認定発電設備により発電された電気を法第二条の二第一項に規定する市場取引等により供給する事業を行っている場合であって、法第十条第一項の変更の認定により設備の区分等が変更となる場合には、施行規則第五条第一項第八号の五イに掲げる基準に適合する場合を除き、変更後の設備の区分等については、前各項の規定は適用しない。

○経済産業省告示第七十号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件

1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等（以下「特定調達対象区分等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条第一号、第三号から第四号まで、第五号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号から第二十三号の三まで、第二十四号から第二十四号の三まで、第二十六号から第二十六号の三まで、第二十九号から第二十九号の三まで及び第三十号から第三十号の三までに掲げる設備の区分等（施行規則第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）

二　施行規則第五条第一項第九号の二に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業（以下「第一種複数太陽光発電設備設置事業」という。）又は同条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業（以下「第二種複数太陽光発電設備設置事業」という。）の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

2　法第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、次に掲げるとおりとする。

一　施行規則第三条第一号、第三号から第三号の三まで、第五号、第六号から第八号の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第六十九号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件

1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。

一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下「設備の区分等」という。）のうち、その出力が五十キロワット以上のもの

二　施行規則第五条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

2　法第九条第四項に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた市場取引等により電気を供給する事業については、法第十条第一項の変更の認定による変更後の設備の区分等が前項各号に掲げる設備の区分等に該当しない場合であっても、前項の規定にかかわらず、当該変更後の区分等は交付対象区分等とする。